

令和2年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<令和2年度>監査テーマ：財務管理事務の執行状況について

局名	指摘先	ページ	区分	指摘内容	指摘の概要	令和4年2月28日時点の措置内容要旨 (下線部は昨年度の措置内容との変更点)	措置状況	令和3年4月26日公表分	連番	監査結果 報告日
資産統括局	公有財産課	48	意見	公有財産台帳登録の基情報入手遅延に関する状況について、改善策を検討することが望ましい。	公有財産台帳や固定資産台帳への登録業務の遅延が各所管部局からの情報提供遅延である場合には、部長や局長のみならず、必要によっては市長、副市長までも報告がされる仕組み作りを実施することが望ましい。 なお、上記のような報告制度であれば、市長、副市長側でも追加で対応する必要があることになり、多忙、繁忙となることも懸念されるため、この方策に限定するということが拘泥せず、代替的方法により公有財産台帳の報告漏れに係る改善が図られる場合にはその方策をとることを検討いただきたい。	令和2年12月以降報告漏れが生じないよう公有財産の異動に係る決裁に異動報告書を添付させるよう事務を改善した。	対応済	—	3	令和3年2月22日
資産統括局	公有財産課	45	意見	公有財産台帳及び固定資産台帳の正確性維持のために、管理対象施設の実査のルール策定の上で実査の実施が望まれる。	公有財産規則等に現物確認の必要性は規定しているものの、そのための実査の頻度や手法といった具体的な事務処理に関する仕組みが確立されていないが故に、定期的・組織的な実査の実施がなされていないため、一般事業会社の固定資産実査制度を見習って、実査制度を導入することが望ましい。 具体的な方法として、原則としては毎年度主管部署により主管している資産・財産全てを実査することが望ましい。ただ主管している資産・財産が大量にある場合に毎年度全てを実査することは現実として難しい場合も想定されるため、そのような場合の代替的方策としては、一定期間（数年間）でローテーションにより実査する対象資産・財産を決めた上で実査を実施し、数年間で所管する施設・財産については全て実査を実施することを提案する。かつ、この実査を全庁的に実施されることが望まれる。そのためには、必要に応じて規則等の改訂、実査マニュアルの制定、対象物件の選定を公有財産課主導で各所管課に通知・指導して、市全局での実査実施ができるようにすることが目標になる。	公有財産台帳と固定資産台帳については、これまで報告漏れ等があったが、令和2年12月からは公有財産の異動に係る決裁を合議する際に異動に係る報告書を添付させるよう事務改善し、その結果、正確性維持が図られるようになっている。 また、所管課ごとに財産の種別、数量及び管理方法が異なるため、個別の状況に応じた方法により正確性維持を図ることが必要であり、実効性のある実査ルールを策定することは困難であるが、台帳情報に疑義がある場合は、個別に実査依頼を求めると、正確性維持に努める。	非対応	—	2	令和3年2月22日
資産統括局	公有財産課	44	意見	公有財産台帳と固定資産台帳の一体化を目指すことが望まれる。	公有財産台帳と固定資産台帳の記載対象施設及び財産が概ね同一であるにもかかわらず、公有財産台帳と固定資産台帳を別個に作成・管理する形としたため、非効率であることから、将来的には公有財産台帳と固定資産台帳の一元化を目指すことが望ましい。残る制約事項としてはシステムの統一化の問題が主と考えるため、将来台帳管理システムを更新する際に、公有財産台帳と固定資産台帳の一体化を目指すことが望ましい。	将来、公有財産台帳管理システムを更新するときに、公有財産台帳と固定資産台帳の一元化の是非を判断できるよう、今後、その方法及び費用対効果等について調査・研究を行う。	検討中	—	1	令和3年2月22日
資産統括局	財政課	54	意見	予算獲得についてインセンティブを誘発する制度作りを検討された。	公有財産の有効活用等の取組にあたり、努力をした見返りがなくことから、各部署での受動的、献身的な面に頼らざるを得ない状況となっており、各部署で自発的、能動的に市の施策実施が行われる場合に比べて、実施スピードや実施効果が低くなりがちであるため、市の歳入増加に尽力した部署に対してのインセンティブとして、前年度において例えば普通財産の新規貸付実行による新規事項の実施により、特に歳入額を予定より増加させ、かつ、翌年以降も増額が継続する場合には、翌年度から一定期間は当該増加額の一定割合は当該実施部署の予算割当てを行う、などのインセンティブ制度が導入されてはどうか、と考えるので、検討されたい。	公有財産の有効活用として、公共施設内に設置している自動販売機や令和元年7月から開始した未利用市有地の公募貸付けの仕組みにより、ノウハウを有する公有財産課で一括公募を行うなど、関係部署と連携した効率的かつ効果的な有効活用を著実に進めており、また未利用市有地の公募貸付けでは、制度開始当初に活用ができそうな公有財産を有する所管課に直接打診を行い、貸付実施につなげるなど、すでに活用を促進している状況である。 活用ができていない公有財産の多くは、狭小地など何かしらの支障があって貸付等ができない状況であるものであり、今後活用が可能となる公有財産についても、各仕組みの活用周知を継続していくことで、有効活用は図っていくものと考えている。	対応済	—	8	令和3年2月22日

令和2年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<令和2年度>監査テーマ：財務管理事務の執行状況について

局名	指摘先	ページ	区分	指摘内容	指摘の概要	令和4年2月28日時点の措置内容要旨 (下線部は昨年度の措置内容との変更点)	措置状況	令和3年4月26日公表分	連番	監査結果 報告日
資産統括局	公有財産課	73	意見	【旧尼崎東高等学校】 今後、使用制限期間中の貸付料について通常時と同様に公募時の提案価格を基準として定めることを検討されたい。	貸付料について最低貸付価格ではなく公募での提案価格としていることに鑑みれば、一部使用制限がかかっていた期間についても最低貸付価格とせずに提案価格を基準に定めることが考えられる。具体的には、使用制限期間中の最低貸付価格は通常時の7割弱であったため、貸付料についても提案価格の7割弱とすることが考えられる。当施設の使用制限期間は既に終了しているものの、今後、類似の事例が発生した場合には、使用制限期間中の貸付料についても公募での提案価格を基準に定めることを検討されたい。	本件については、既に使用制限期間が終了しているため、対応ができない。 また、本件のようなイレギュラーな案件については、市の規則等に反しない程度において、その条件における市のメリット及びデメリット等を個別具体的に判断するべきものであって、統一的なルールを定めることは困難であることから、ルール等は定められないものの、今後、市にとって有益な条件で契約することに努めていく。	非対応	—	10	令和3年2月22日
経済環境局	地域産業課	182	意見	【アミダ川江駐車場】 市営駐車場につき、整備当時から施設周辺の環境が変化しており、また施設が老朽化している状況であるため、財源確保の観点から民間事業者への売却を検討することが望ましい。	駐車場施設の周辺環境が設置当時から変化していること、施設の老朽化により今後の改修・更新に多額の資金が必要となることから、市営駐車場を民間事業者へ売却することを検討すべきである。しかし、施設が道路施設に区分されているため、売却が検討されていない。 市の厳しい財政状況を踏まえ、現状の運営と売却することのメリット・デメリットを明確にし、今後の駐車場施設のあり方を検討されたい。	ウエスト駐車場及びプラスト駐車場については、民間企業と共同所有しており、出入庫管理駐車場の出入り口が1つのため、運営及び安全管理（出入庫管理機器、サービス体系、保安警備等々）は、駐車場を所有する民間企業のグループ企業により統一しており、売却には様々な課題がある。 また、イースト駐車場も含め、アミダ川江駐車場は、JR尼崎市街地再開発事業の施行に伴い、円滑な道路交通を確保するとともに、不法駐車防止、消費者の利便性と商業の振興に寄与することを目的として、市が取得したものである。 こうした中、駐車場を売却することは、料金や利用方法などの駐車場運営について従来のものとの変更を伴う可能性があり、他の区分所有者に対する不安を与えることにつながり、住民及び商業施設の区分所有者から市街地再開発事業者としての責任を放棄したとみなされ、地元にも与える影響は計り知れない。 以上のことから、現段階ではどの駐車場も売却を行う考えはない。	非対応	—	39	令和3年2月22日
経済環境局	地域産業課	188	意見	【さくら公園駐車場・集会場】 市営駐車場につき、整備当時から施設周辺の環境が変化しており、また施設が老朽化している状況であるため、財源確保の観点から民間事業者への売却を検討することが望ましい。	駐車場施設の周辺環境が設置当時から変化していること、施設の老朽化により今後の改修・更新が必要となることから、市営駐車場を民間事業者へ売却することを検討すべきである。しかし、施設が道路施設に区分されているため、売却が検討されていない。 市の厳しい財政状況を踏まえ、現状の運営と売却することのメリット・デメリットを明確とし、今後の駐車場施設のあり方を検討されたい。	駐車場を売却することは、住民及び商業施設の区分所有者から市街地再開発事業者としての責任を放棄したとみなされ、地元にも与える影響は計り知れないため、現段階では、売却を行う考えはない。	非対応	—	40	令和3年2月22日
都市整備局	道路整備担当	107	意見	【道路事業先行取得地】 長期にわたり供用されていない先行取得地の状況について、市民に説明することが望ましい。また、都市計画道路の見直しについては、これまでの進捗等も考慮し、実現可能性の観点からも判断する必要がある。	道路用地として取得された土地（先行取得用地）が、長期にわたり供用されておらず、時価が下落しているものもある。 市民に説明責任を果たすため、長期にわたり供用されていない先行取得用地を保有しており、活用されていない財産を保有していること、また、その時価が下落していることを明らかにすることが望ましい。 また、都市計画道路については、必要性的観点のみならず、これまでの都市計画道路の整備に要した期間、進捗率、支障物件及び今後の投資額等を勘案した道路事業の実現可能性の観点からも、見直しすることを検討されたい。	先行取得用地で未利用となっている土地の有効活用を図るため、土地の形状や面積等から貸付が可能と考えられる場合は公募貸付制度を利用することとし、手続を進めているが、保有している土地及びその価格の下落については、監査報告書に資料を掲載していることや国より公示価格が示されていることから改めて公表する必要はないとされている。 また、現在計画が残っている都市計画道路は、交通渋滞の緩和や安全・安心な道路空間の確保、また、防災機能の向上等の理由により整備が必要な路線であることから、計画を継続する必要があるため、見直しは実施しない。	検討中	—	17	令和3年2月22日

令和2年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<令和2年度>監査テーマ：財務管理事務の執行状況について

局名	指摘先	ページ	区分	指摘内容	指摘の概要	令和4年2月28日時点の措置内容要旨 (下線部は昨年度の措置内容との変更点)	措置状況	令和3年4月26日公表分	連番	監査結果 報告日
都市整備局	道路整備担当	110	意見	【未利用代替地】 長期にわたり供用されていない代替地の状況について、市民に説明することが望ましい。また、厳しい財政状況を踏まえ、早期に活用または売却すべきである。	市民に説明責任を果たすため、長期にわたり利用されておらず、売却等も困難な代替地を保有していること、また、その時価が下落していることを明らかにすることが望ましい。	未利用代替地の有効活用を図るため市民提案制度及び公募貸付制度の進捗を進めているが、保有している土地及びその価格が下落していることについては、監査報告書に資料を掲載していることや国より公示価格が示されていることから公表の必要は無いと考えている。	検討中	—	18	令和3年2月22日
経済環境局	観光振興課	192	意見	【旧尼崎警察署】 旧尼崎警察署は、尼崎城周辺地域の文化的価値のある旧施設であることから、地域住民の要望を考慮しつつ、さらなる地域活性化のための活用を検討されたい	尼崎城及び周辺整備に際して、文化的価値のある旧尼崎警察署が活用されるべきであったと考えられるが、耐震基準を満たしておらず、また、設備整備も必要となり多額の支出が必要となることから、現在は閉鎖されたままの状況となっている。 尼崎城及び歴史博物館から近く、文化振興の拠点としてはふさわしい施設と考える。城内地区としての都市再生整備計画の更新時において、市民の要望を考慮しつつ活用（利用や売却）について改めて検討されたい。	観光の重点取組地域である阪神尼崎駅周辺地域において、現在、観光地づくりに取り組んでいるところであり、観光面での活用も含めて引き続き、検討していく。	検討中	—	41	令和3年2月22日
総合政策局	ダイバーシティ推進課	95	意見	【女性・勤労婦人センター】 自動販売機の設置に関し、公有財産の有効活用・自主財源の確保の観点から公募を行うことが望ましい。	女性・勤労婦人センターでは、自動販売機の設置について、指定管理者からの提案に基づき、公募を行うことなく、指定管理者に対して使用許可を行っている。 市の厳しい財政状況を鑑み、財産の有効活用の観点及び自主財源の確保の観点から、次回の指定管理者の選定までには、自動販売機について市直営で管理した場合のメリット・デメリット等を分析した上で、市による公募について検討するなど、厳重確保に向けて検討する必要がある。	現在、指定管理者が自主事業として運営するカフェ・トレビエに隣接した場所に、指定管理者が自動販売機を設置しており、自動販売機の公募はカフェ・トレビエの営業妨害の可能性があると考え公募していなかった。しかしながら、令和2年度に監査委員からの指摘を受け、現在、喫茶コーナーのあり方を検討しており、それにあわせて、自動販売機の公募を検討していく。	検討中	—	15	令和3年2月22日
都市整備局	放置自転車対策担当	124	意見	【駅前駐輪場】 施設の有効活用のため、自動販売機等を設置することを検討されたい。	公有財産の有効活用を図るため、稼働率が恒常的に低く、自動販売機等を設置したとしても、駐輪状況に支障をきたさないと考えられる駐輪場については、公募等により、自動販売機等の設置事業者の募集を検討することが望ましい。	指定管理者の企画提案による災害用自動販売機については、設置の許可に向けて検討する。自転車駐車場の空きスペースを活用して自動販売機を設置することについては、施設の特性上、利用者の滞在時間が短いことや、空きスペースがある箇所については、人の流れも少ないと考えられることから、自動販売機設置の有効性は限定的であると考えるが、今後の設置については市場性の調査などを行い検討する。	検討中	—	24	令和3年2月22日
都市整備局	公園維持課	134	意見	【フィールド公園等】 自動販売機の設置に関し、公有財産の有効活用・自主財源の確保の観点から公募を行うことが望ましい。	フィールド公園では、公園条例によって設置単価の上限が決まっていることなどから、公募したとしても使用料は同額となるので、自動販売機の設置について、公募を行うことなく、特定の者に対して行政財産の目的外使用許可を行っており、公募により自動販売機を設置した他の事例と比較してみると、使用料は明らかに低い金額となっている。 市の厳しい財政状況を鑑み、財産の有効活用の観点及び自主財源の確保の観点から、本施設における自動販売機の設置については、条例改正も含めて検討し、条例の改正が可能であるのならば、公募により自動販売機設置事業者を選定することが望ましい。	都市公園の性質上、営利目的で設置される施設をある程度抑制すべきことと、現地にて利用者対応や自動販売機設置業者に対して指導等ができる者が必要であると考える。 そのため条例の改正については市内全公園での利用実態や改正による効果を勘案する必要がある。	検討中	—	27	令和3年2月22日

令和2年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<令和2年度>監査テーマ：財務管理事務の執行状況について

局名	指摘先	ページ	区分	指摘内容	指摘の概要	令和4年2月28日時点の措置内容要旨 (下線部は昨年度の措置内容との変更点)	措置状況	令和3年4月26日公表分	連番	監査結果 報告日
都市整備局	公園維持課	146	意見	【記念公園、有料公園、魚釣施設】 自動販売機の設置に関し、公有財産の有効活用・自主財源の確保の観点から公募を行うことが望ましい。	記念公園等では、公園条例によって設置単価の上限が決まっていることなどから、公募したとしても使用料は同額となることや、指定管理者からの提案に基づき公募を行うことなく、自動販売機を設置している経緯があり、指定管理者の自主事業実施のために使用許可を行っている。 市の厳しい財政状況を鑑み、財産の有効活用と自主財源の確保の観点から、次回の指定管理者選定までに、本施設における自動販売機の設置については、条例改正も含めて検討し、条例の改正が可能であるのならば、公募により自動販売機設置事業者を選定することが望ましい。	記念公園等における自動販売機の設置については、事業団が指定管理による施設の管理運営及び各種事業を実施する目的で自主事業として実施しており、現時点では公募を実施していないが、令和元年度の出資団体等監査の指摘に基づき、社会体育施設の指定管理事業と自主事業の整理や適正な指定管理料の積算を進めることとしていることから、今後、それらと合わせて検討を進めていく。	検討中	—	33	令和3年2月22日
経済環境局	地方卸売市場	174	意見	【地方卸売市場】 自動販売機の設置に関し、公有財産の有効活用・自主財源の確保の観点から公募を行うことが望ましい。	地方卸売市場では、自動販売機の設置について、公募を行うことなく、特定の者に対して行政財産の目的外使用許可を行っている。 市の厳しい財政状況を鑑み、財産の有効活用と自主財源の確保の観点から、店舗や事務所等、業務上、使用許可している敷地内に設置されている自動販売機を除き、自動販売機を設置することのみを目的に使用許可している箇所について、公募により自動販売機設置事業者を選定することが望ましい。	令和4年度から自動販売機設置の公募に向けて、自動販売機設置事業者選定の事務を進めていく。	検討中	—	38	令和3年2月22日
都市整備局	河港課	128	意見	【水路】 不法占拠の解消を推進されたい。	不法占拠への対応として、占拠物件の老朽化による建替え時に対応するような消極的な対応しかできない状況となっている。 他の市民との公平を図るとともに適切な財産管理を図るため、不法占拠の解消を推進する必要があると考える。不法占拠の解消を進めるために、継続的な不法占拠解消に向けた取組とともに、今後の不法占拠の増加防止に向けた取組を続けられたい。	他の市民との公平性かつ適切な財産管理を図るため、早急に地権者と接触を行い、建替えによるセットバックや不法占拠に係る土地水面使用料の徴収等について鋭意協議を進める。	検討中	—	26	令和3年2月22日
都市整備局	公園維持課	148	意見	【武庫川河川敷、稲川河川敷、瀧川河川敷、芦原公園、稲川公園、上食満公園、北灘波公園、千歳公園】 不法占拠の解消を推進されたい。	不法占拠への対応として、撤去指導という消極的な対応しかできない状況となっている。 他の市民との公平を図るとともに適切な財産管理を図るため、不法占拠の解消を推進する必要があると考える。不法占拠の解消を進めるために、継続的な不法占拠解消に向けた取組とともに、今後の不法占拠の増加防止に向けた取組を続けられたい。	条例等の規定に基づく監督処分として強制執行はあるものの、あくまで財産処分の一つであり、まずは他の手段によって履行を確保することが前提条件であるため、引き続き根気強く行政指導を行い、不法占拠に対する解消及び防止を図っていく。 なお、不法占拠者が不明な物件については、一定期間告知の上、不法投棄物として撤去を行っている。	検討中	—	34	令和3年2月22日

令和2年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<令和2年度>監査テーマ：財務管理事務の執行状況について

局名	指摘先	ページ	区分	指摘内容	指摘の概要	令和4年2月28日時点の措置内容要旨 (下線部は昨年度の措置内容との変更点)	措置状況	令和3年4月26日公表分	連番	監査結果 報告日
総合政策局	地域総合センター担当	80	意見	【地域総合センター今北】 広く民間事業者のノウハウを活用するため、指定管理者選定の応募において、多くの事業者を募れるよう業務や制度の見直しを継続的に行うことが望ましい。	指定管理者制度は、広く民間ノウハウを活用し、住民サービスの向上や施設管理コストの削減を図ることを目的として採用されるものであるが、指定管理者の公募における応募者が少ない状況になっている。 広く民間事業者からの募集を図るため、業務範囲を見直すことや、指定管理者の努力により収入が増加し、その成果が指定管理者に還元される仕組みを検討する等により、指定管理者にとって魅力的なものとなるよう、業務や制度の見直しを継続的に行うことが望ましい。	地域総合センターは、「尼崎市立地域総合センターの設置及び管理に関する条例」にも規定されているとおり、人権啓発のための地域住民をはじめとする市民相互の交流の拠点施設で、さらに社会福祉施設の一つである隣保館でもあり、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行う施設である。このようにほかの施設とは設置目的が根本的に異なり、求める業務も専門性を有することから、応募が少ない状況となっている。 また、他市においてももともと指定管理者制度を導入する隣保館自体が少なく、導入施設における応募も少ない状況である。 加えて対象施設は、本市の指定管理者制度導入施設の分類上、市の政策目的に沿った取組を、市と協働で展開していく施設に位置付けており、市と指定管理者が、ともに政策やまちづくりを推進していくパートナーとしての立場を踏まえた施設管理運営を行う必要がある。 本市としては、これまででも、広く民間事業者のノウハウを活用し、ひいては住民サービス向上を目的とした指定管理者制度の趣旨に基づき、可能な範囲で事業者が応募しやすい魅力的な条件が設定できるよう努めてきており、今後も継続して指定業務内容の見直しは行っていくものの、同施設の担う役割などから、現行の指定のあり方そのものや制度を見直すことは難しい。	非対応	—	11	令和3年2月22日
総合政策局	ダイバーシティ推進課	94	意見	【女性・勤労婦人センター】 広く民間事業者のノウハウを活用するため、指定管理者選定の応募において、多くの事業者を募れるよう業務や制度の見直しを継続的に行うことが望ましい。	指定管理者制度は、広く民間ノウハウを活用し、住民サービスの向上や施設管理コストの削減を図ることを目的として採用されるものであるが、指定管理者の公募における応募者が少ない状況になっている。 広く民間事業者からの募集を図るため、業務範囲を見直すことや、指定管理者の努力により収入が増加し、その成果が指定管理者に還元される仕組みを検討する等により、指定管理者にとって魅力的なものとなるよう、業務や制度の見直しを継続的に行うことが望ましい。	女性・勤労婦人センターは、「尼崎市立女性・勤労婦人センターの設置及び管理に関する条例」にも規定されているとおり、女性の自立及び社会参加の促進並びに女子労働者女性労働者の福祉の増進を図るための拠点施設であり、男女共同参画や女性の権利、自立と社会参加を促進するための啓発業務やカウンセラーによるドメスティックバイオレンスや離婚などの相談及びキャリアカウンセラーなどによる仕事に関する相談を担っている。このように他の施設とは設置目的が根本的に異なり、求める業務も専門性を有することから、応募が少ない状況となっている。 また、県内他都市の男女共同参画センター等の応募状況を調査したが、応募は主に1団体と非常に少ない状況であり、男女共同参画の拠点施設として啓発事業などを企画立案し展開していくための専門性やネットワーク等を有する事業者が市場に十分育っているとは言えないことも応募が少ない理由と考えている。 加えて対象施設は、本市の指定管理者制度導入施設の分類上、市の政策目的に沿った取組を、市と協働で展開していく施設に位置付けており、市と指定管理者が、ともに政策やまちづくりを推進していくパートナーとしての立場を踏まえた施設管理運営を行う必要がある。 本市としては、これまででも、広く民間事業者のノウハウを活用し、ひいては住民サービス向上を目的とした指定管理者制度の趣旨に基づき、可能な範囲で事業者が応募しやすい魅力的な条件が設定できるよう努めてきており、今後も継続して指定業務内容の見直しは行っていくものの、同施設の担う役割などから、現行の指定のあり方そのものや制度を見直すことは難しい。	非対応	—	14	令和3年2月22日

令和2年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<令和2年度>監査テーマ：財務管理事務の執行状況について

局名	指摘先	ページ	区分	指摘内容	指摘の概要	令和4年2月28日時点の措置内容要旨 (下線部は昨年度の措置内容との変更点)	措置状況	令和3年4月26日公表分	連番	監査結果 報告日
総合政策局	小田地域課	85	意見	【小田南生涯学習プラザ】 広く民間事業者のノウハウを活用するため、指定管理者選定の応募において、多くの事業者を募れるよう業務や制度の見直しを継続的に行うことが望ましい。	指定管理者制度は、広く民間ノウハウを活用し、住民サービスの向上や施設管理コストの削減を図ることを目的として採用されるものであるが、指定管理者の公募における応募者が少ない状況になっている。 広く民間事業者からの募集を図るため、業務範囲を見直すことや、指定管理者の努力により収入が増加し、その成果が指定管理者に還元される仕組みを検討する等により、指定管理者にとって魅力的なものとなるよう、業務や制度の見直しを継続的に行うことが望ましい。	現在の指定管理期間が令和5年度までであるため、次回の選定に向けて、現在の制度での課題点について、業務範囲のあり方等の研究を行う。	検討中	—	12	令和3年2月22日
総合政策局	立花地域課	89	意見	【立花南生涯学習プラザ】 広く民間事業者のノウハウを活用するため、指定管理者選定の応募において、多くの事業者を募れるよう業務や制度の見直しを継続的に行うことが望ましい。	指定管理者制度は、広く民間ノウハウを活用し、住民サービスの向上や施設管理コストの削減を図ることを目的として採用されるものであるが、指定管理者の公募における応募者が少ない状況になっている。 広く民間事業者からの募集を図るため、業務範囲を見直すことや、指定管理者の努力により収入が増加し、その成果が指定管理者に還元される仕組みを検討する等により、指定管理者にとって魅力的なものとなるよう、業務や制度の見直しを継続的に行うことが望ましい。	現在の指定管理期間が令和5年度までであるため、次回の選定に向けて、現在の制度での課題点について、業務範囲のあり方等の研究を行う。	検討中	—	13	令和3年2月22日
総合政策局	大庄地域課	100	意見	【大庄南生涯学習プラザ】 広く民間事業者のノウハウを活用するため、指定管理者選定の応募において、多くの事業者を募れるよう業務や制度の見直しを継続的に行うことが望ましい。	指定管理者制度は、広く民間ノウハウを活用し、住民サービスの向上や施設管理コストの削減を図ることを目的として採用されるものであるが、指定管理者の公募における応募者が少ない状況になっている。 広く民間事業者からの募集を図るため、業務範囲を見直すことや、指定管理者の努力により収入が増加し、その成果が指定管理者に還元される仕組みを検討する等により、指定管理者にとって魅力的なものとなるよう、業務や制度の見直しを継続的に行うことが望ましい。	現在の指定管理期間が令和5年度までであるため、次回の選定に向けて、現在の制度での課題点について、業務範囲のあり方等の研究を行う。	検討中	—	16	令和3年2月22日
都市整備局	放置自転車対策担当	121	意見	【駅前駐輪場】 広く民間事業者のノウハウを活用するため、指定管理者選定の応募において、多くの事業者を募れるよう業務や制度の見直しを継続的に行うことが望ましい。	指定管理者制度は、広く民間ノウハウを活用し、住民サービスの向上や施設管理コストの削減を図ることを目的として採用されるものであるが、指定管理者の公募における応募者が少ない状況になっている。 広く民間事業者からの募集を図るため、業務範囲を見直すことや、指定管理者の努力により収入が増加し、その成果が指定管理者に還元される仕組みを検討する等により、指定管理者にとって魅力的なものとなるよう、業務や制度の見直しを継続的に行うことが望ましい。	指定管理者制度の公募において、民間事業者にとって魅力的になるような仕組みを検討するが、当該自転車駐輪場については、老朽化した施設の建替えなどの問題があり、指定管理者制度の継続や民間事業者への移譲を含めた施設管理の在り方についても十分な検討が必要と考える。 なお、検討の結果、指定管理者制度を継続することとなった場合は、現行の指定管理者及び、令和2年度からの指定管理者選定に係る説明会に参加した団体にアンケート調査を実施し、魅力的な方法など各団体に意見の聞き取りを実施する。	検討中	—	21	令和3年2月22日

令和2年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<令和2年度>監査テーマ：財務管理事務の執行状況について

局名	指摘先	ページ	区分	指摘内容	指摘の概要	令和4年2月28日時点の措置内容要旨 (下線部は昨年度の措置内容との変更点)	措置状況	令和3年4月26日公表分	連番	監査結果 報告日
都市整備局	公園維持課	143	意見	【記念公園】 記念公園の指定管理者の選定には、広く民間ノウハウを活用し、施設の維持管理コストの低減を図るため、公募により運営事業者を決定することが望ましい。	体育館施設等運営のノウハウを持つ事業者は他にも存在すると考えられ、特定の者に随意契約により公園運営を委託することに合理性はないことから、公募により記念公園の指定管理者を決定すべきところが、非公募により選定されている。 民間ノウハウを活用し、利用者の満足を図ること・財産管理コストの削減を図るため、施設運営については、公募による指定管理者制度の導入もしくはプロポーザルによる運営委託方式により運営事業者を決定することが望ましい。	事業団については、行政と民間が一体となった体育・スポーツの振興組織として、広く体育・スポーツの振興を図ることにより、市民の健康・体力づくりと地域の活性化に寄与することを目的として、市によって設立された公益法人であり、設立以来、記念公園及び社会体育施設の管理運営を行うとともに、前述の目的に資する各種事業について、当該施設を拠点に継続して実施してきた。 このことは「指定管理者制度について（指針）」に規定する「団体の設立趣旨が施設の設置目的と合致しており、団体において、施設の目的に沿った自主事業等が実施できる場合は、特定の団体を指定管理者とすることができる」に該当する。 また市が策定した「外郭団体等への派遣・幹旋等の基準」において、事業団については「市と一体的あるいは市に代わって、市の政策に合致した事業を展開する団体（分類Ⅰ）」として、人的支援や財政的支援が行える団体として改めて位置付けられている。 なお、施策評価において分類Ⅰに該当する外郭団体等とともに取組成果を確認する仕組みを構築して運用開始したところであるが、現在、外郭団体に対する指定管理の公募、非公募の基準見直しなどについても検討中であることから、これらを踏まえて対応していく。	検討中	—	30	令和3年2月22日
都市整備局	公園維持課	144	意見	【記念公園、有料公園、魚つり施設】 広く民間事業者のノウハウを活用するため、指定管理者選定の応募において、多くの事業者を募れるよう業務や制度の見直しを継続的に行うことが望ましい。	指定管理者制度は、広く民間ノウハウを活用し、住民サービスの向上や施設管理コストの削減を図ることを目的として採用されるものであるが、指定管理者の公募における応募者が少ない状況になっている。 広く民間事業者からの募集を図るため、業務範囲を見直すことや、指定管理者の努力により収入が増加し、その成果が指定管理者に還元される仕組み（利用料金制）を採用する等により、指定管理者にとって魅力的なものとなるよう、業務や制度の見直しを継続的に行うことが望ましい。	記念公園は現在、非公募であり、今後の在り方については検討中である。 また、魚つり施設は既に料金制を導入しており、令和元年に選定したところであるが、業務範囲の見直しなどについて検討する。 なお、有料公園は今年度選定を行うため、応募状況等を分析していきたいと考える。	検討中	—	31	令和3年2月22日
都市整備局	住宅管理担当	155	意見	【市営住宅】 広く民間事業者のノウハウを活用するため、指定管理者選定の応募において、多くの事業者を募れるよう制度等の見直しを継続的に行うことが望ましい。	指定管理者制度は、広く民間ノウハウを活用し、住民サービスの向上や施設管理コストの削減を図ることを目的として採用されるものであるが、指定管理者の公募における応募者が少ない状況になっている。 広く民間事業者からの募集を図るため、指定管理者の努力により収入が増加し、その成果が指定管理者に還元される仕組みを採用する等により、指定管理者にとって魅力的なものとなるよう、制度等の見直しを継続的に行うことが望ましい。	指定管理者の公募数に関しては、応募者が少なく、より多くの事業者が募れるよう、なぜ公募数が少ないのか原因を分析する必要があると考えており、分析方法の一つとして他都市にて指定管理者の実績のある事業者等を対象に、アンケートや聞き取り等の方法を通じて、原因を分析することを検討している。 また原因を分析した後、令和7年度選定に向け、公募条件やその方法、業務に係る仕様等、予算面も含めて公募の在り方を再検討する予定としている。	検討中	—	35	令和3年2月22日
都市整備局	公園維持課	136	意見	【フィールド公園等】 施設の維持管理コストを削減するため、施設運営受託者による再委託事業者の選定に際しては、競争性が図れる契約方法の採用を要請することが望ましい。	市からフィールド公園運営受託者による再委託事業者の選定に際して、入札の実施や複数見積りを実施していないため、フィールド公園施設管理コストの削減が図れない可能性がある。 財産管理コスト削減の観点から、運営受託者と、再委託事業者の選定に際しては、競争性のある再委託方式の採用を協議することが望ましい。	現在、運営受託者が再委託をしている事業者の提供しているサービスは本市が求めている水準に達しており、費用についても委託料の範囲内において支払われている中で、運営受託者と再委託事業者との契約においては、民間の契約となることから本市には裁量がないことから再委託の契約方法について要請することはできない。	非対応	—	29	令和3年2月22日

令和2年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<令和2年度>監査テーマ：財務管理事務の執行状況について

局名	指摘先	ページ	区分	指摘内容	指摘の概要	令和4年2月28日時点の措置内容要旨 (下線部は昨年度の措置内容との変更点)	措置状況	令和3年4月26日公表分	連番	監査結果 報告日
都市整備局	公園維持課	135	意見	【フィールド公園等】 施設運営者の選定には、広く民間ノウハウの活用をし、施設の維持管理コストの低減を図るため、公募により運営事業者を選定することが望ましい。	公園運営のノウハウを持つ事業者は他にも存在すると考えられ、特定の者に随意契約により公園運営を委託することに合理性はないことから、公募により公園運営事業者を選定することが望ましいが、現在は非公募による随意契約での締結となっている。 民間ノウハウを活用し、利用者の満足を図ること・管理コストの削減を図るため、施設運営については、公募による指定管理者制度の導入もしくはプロポーザルにより運営事業者を選定することが望ましい。	公益財団法人尼崎緑化公園協会は、令和3年度より尼崎中高年事業株式会社の緑化部門を引き受けており、これに伴い今年度、順次仕様内容について検証を行っている。 また、発注方法については、令和2年度より土木部で公園や道路も含めた包括委託や指定管理者制度の導入などを検討している。	検討中	—	28	令和3年2月22日
都市整備局	道路課	115	意見	【阪神尼崎駅前駐車場】 指定管理施設において、利用料金制の導入を検討すべきである。	指定管理者制度導入施設において、利用料金制を採用すれば、指定管理者に対し魅力的な施設運営のための動機付けとなる。しかしながら、利用料金制を採用することが検討されていない。 広く民間事業者の募集を図り、民間ノウハウを活用することによりさらなる市民サービスの向上を図るため、また、指定管理者にとっても魅力的な業務となるよう、次回の公募までに委託料金制度と利用料金制のメリット・デメリットを分析した上で、いずれを採用すべきかの検討を行われたい。	現在、当該施設ではインセンティブを取り入れた料金収受代行制を導入しており、基準額を上回った金額の2分の1を成功報酬金として事業者を支払っている。従って、事業者の営業努力を促すとともに市の財政収入の安定化を図っている。 また、利用料金制の導入は事業者の自主的な経営努力を促すメリットがある反面、事業者の経営状況が料金設定に影響を及ぼすことが否めないといわれている。 なお、どちらの制度を導入するかに当たっては、令和4年度に実施予定の次期公募選定までに料金収受代行制と利用料金制の課題等を抽出し、市にとってもどちらが有益であるかの検討を行っていく。	検討中	—	20	令和3年2月22日
都市整備局	放置自転車対策担当	123	意見	【駅前駐輪場】 指定管理者の適切な施設運営の動機付けのため、利用料金制を採用することを検討することが望ましい。	指定管理者制度導入施設において、利用料金制を採用すれば、指定管理者に対し魅力的な施設運営のための動機付けとなる。しかしながら、利用料金制を採用することが検討されていない。 他都市においては、駐輪場を利用料金制度によって運営している事例などもあり、適切な財産管理コストでの運用を図るため、また、指定管理者の動機付けのため、利用料金制度を採用することを検討されたい。	平成27年度からの指定管理期間については、指定管理による施設の管理運営委託と放置対策の一体的委託を実施した結果、放置自転車が大幅に減少し、一定の効果が得られたことから、令和2年度からの指定管理においても、利用料金制ではなく、定額の指定管理料の支払を継続することとした。 なお、令和7年度に実施予定の指定管理者選定時には、アンケート等を実施し、利用料金制の導入についても検討する。	検討中	—	22	令和3年2月22日
都市整備局	公園維持課	145	意見	【記念公園、有料公園、魚釣施設】 指定管理業務の再委託に関し、適切な承認手続を行っていない。	指定管理者が選定応募に提案した再委託先の利用について、所管課は、指定管理者からの再委託先に係る申請確認に止まり、申請内容と実態に相違がないかの確認をしていない。 市の財産管理の透明性を確保するため、再委託については再委託業務内容、委託先を明示のうえ市に毎年申請させる必要がある。また、所管課は指定管理者の申請内容が適切であるか確認するとともに、再委託に関する契約書を確認する等により、指定管理者の申請に虚偽がないことを確認する必要がある。	これまで再委託先のリスト化は行っていたが、委託先と再委託先の契約内容の確認などはできていなかったものの、令和2年度から事業計画書に再委託の契約書を添付するよう事務を改めた。 今後も、毎年、再委託にかかる契約書の確認を行う。	対応済	—	32	令和3年2月22日
都市整備局	住宅管理担当	157	意見	【市営住宅】 指定管理料の上限額の算定方法を見直すことが望ましい。	指定管理料の上限額が、所管課による設計・積算によるものではなく、過去3年間の指定管理料の平均額にて設定されている。過去3年間の指定管理料の支払い実績額を指定管理料の上限とすることは、サービスの硬直化や新規事業者の参入を妨げる可能性がある。 指定管理料の上限額の算定方法を、所管課による設計・積算により見積もられた工数に基づく方法に見直すことが望ましい。	予算調整の結果、現在の指定管理料となっているが、設計・積算により算定した金額で継続して調整を図るとともに、今後については事業者アンケート調査の結果等を参考にし、次回公募時には新規事業者も含め、より多くの事業者からの申込が出るよう、関係各課と協議していく。	検討中	—	36	令和3年2月22日

令和2年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<令和2年度>監査テーマ：財務管理事務の執行状況について

局名	指摘先	ページ	区分	指摘内容	指摘の概要	令和4年2月28日時点の措置内容要旨 (下線部は昨年度の措置内容との変更点)	措置状況	令和3年4月26日公表分	連番	監査結果 報告日
教育委員会 事務局	施設課 設備整備担当	53	意見	学校施設等マネジメント基本方針ないし基本計画の立案が未了である。	教育委員会事務局所管の施設・財産に関する計画は立案中の段階であり、未だ正式に策定されておらず、中長期的な観点からの大規模改修・更新計画及び長寿命化計画が公表されていない。大規模改修等は一時に多額の資金支出となることから、財政状況にあたる影響は多大なものとなる。費用負担の平準化の観点から、早急に教育委員会事務局所管施設に関するアセット・マネジメント計画を確定の上、公表することが必要である。	学校施設等マネジメント基本計画にあたる「学校施設マネジメント計画」を令和3年3月に策定し、公表を行った。	対応済	—	7	令和3年2月22日
資産統括局	庁舎管理課	50	意見	市庁舎本庁舎の老朽化に伴う建替を含む対応検討を行い、必要性を認める場合には、プロジェクトチームを立ち上げるなどして、早急に方向性を市民に発信することが望まれる。	市役所本庁舎の老朽化が目立ってきており、災害発生時において、災害対策本部機能を災害直後より本庁舎で実施できるかどうかについて、確実性の度合いがかなり低下してきている状況となっている。一番のリスクとしては震災によるケースが想定されるが、耐震対策は既に市役所本庁舎にもとられており、地震による直接的被害で倒壊等は免れるよう対策措置は済んでいる。 また、劣化調査に基づき、現在、本庁舎延命化工事を行っていることから、一定の対策は講じているとのことだが、発生する地震の規模によっては、震災直後に建物を使用可能な状態を維持できるかどうかについては現状不明であると考えられる。緊急時でも市職員の生命を守った上でその直後からでも市役所機能を円滑に進めることができるようにするために、必要性を認めれば、例え、将来の建替に向けての検討プロジェクトチームを発足するなどして、早急にプランニングをまとめた上で、市民に方向性を説明する必要があると考える。	平成29年度から平成30年度にかけて、本庁舎を延命化とするか建替えとするかについて、外部の設計事務所とコスト分析及び安全性等を総合的に調査検討したうえで、20年間の延命化工事が最良であると判断し、延命化工事を進めている。 また、人命に関わるような緊急性の高い工事については、延命化工事のうち第1期の工事で既に対応できている。 以上ことから、建替えを行わなくとも、一般的な災害レベルであれば、通常業務を継続することができる安全性について一定担保されていることから、速やかに建替えを行うのではなく、計画通り延命化工事による庁舎機能を維持する。 なお、将来的には建替えを行うこととなるため、建替え用の財源を計画的に積み立てている。	非対応	—	5	令和3年2月22日
都市整備局	公園維持課	51	意見	公園に関して長寿命化計画及び中長期にわたる大規模改修・更新計画が未作成又は未対応となっているところがある。	公園施設の老朽化が進行している状況となっているが、施設長寿命化及び費用負担の平準化の観点からの中長期にわたる大規模改修・更新計画が策定されていない。 また、現在公表されている公園に関する長寿命化計画においてカバーされている内容としては遊具中心であり、公園内のその他の固定資産、つまり、園路、池、塀や樹木などについては対象外となっていることから、公園全体としての長寿命化計画としては不十分といわざるを得ない。 長寿命化計画や施設マネジメント計画が策定された背景にあるように、現状の財政状況及び今後の収収等の減少等を鑑みれば、費用平準化の観点から広範囲の財産について長寿命化計画や改修・更新計画を策定し定期的に見直しを行った上で、計画に沿った予算執行を行う必要がある。	尼崎市において約560件の公園を管理しており、公園の付随設備を含む全ての公園資産の更新計画を策定及び計画管理することは事務量を鑑みると、非常に困難であることなどから、現状は、市民の利用頻度が高い遊具のみ更新計画を定め運用している状況である。 なお、公園施設の安全性等は日々、現地確認しており、安全性に問題がある場合は個別に修繕又は撤去するなどの対応を行っていることなどから、更新計画を策定しなくとも一定の安全性は担保しており、仮に、更新計画を策定したとしても、現地調査の結果、安全性等に問題が無ければ、計画通りに修繕等は実施しないことなどから、費用対効果等を踏まえ、全ての公園施設の更新計画を策定せずに、現行の事務処理を継続することとする。	非対応	—	6	令和3年2月22日
都市整備局	道路課	114	意見	【阪神尼崎駅前駐車場】 阪神尼崎駅前駐車場は老朽化が進行しているが、中長期にわたる大規模改修・更新計画が策定されていない。	阪神尼崎駅前駐車場は、利用台数は安定している状況であるが、施設の老朽化が進行している状況となっている。 しかしながら、今後の施設のあり方が決定されておらず、施設長寿命化及び費用負担の平準化の観点からの中長期にわたる大規模改修・更新計画が策定されていない。 大規模改修等は一時に多額の資金支出となることから、財政状況にあたる影響は多大なものとなる。費用負担の平準化の観点から、中長期にわたる大規模改修・更新計画を策定し、計画的に改修・更新を進める必要がある。	当該駐車場は、平成7年8月の供用開始から約26年が経過しており、老朽化が進んでいることから、今年度の中・長期修繕計画作成業務の予算調整を行う予定である。	検討中	—	19	令和3年2月22日

令和2年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<令和2年度>監査テーマ：財務管理事務の執行状況について

局名	指摘先	ページ	区分	指摘内容	指摘の概要	令和4年2月28日時点の措置内容要旨 (下線部は昨年度の措置内容との変更点)	措置状況	令和3年4月26日公表分	連番	監査結果 報告日
都市整備局	放置自転車対策 担当	123	意見	【駅前駐輪場】 自転車等駐輪場は老朽化が進行しているが、中長期にわたる大規模改修・更新計画が策定されていない。	自転車等駐輪場（一部）は、利用台数が低迷している状況にあり、また施設の老朽化が進行している状況となっている。 しかしながら、今後の施設のあり方が決定されておらず、施設長寿命化及び費用負担の平準化の観点からの中長期にわたる大規模改修・更新計画が策定されていない。 大規模改修等は一時に多額の資金支出となることから、財政状況にあたる影響は多大なものとなる。費用負担の平準化の観点から、中長期にわたる大規模改修・更新計画を策定し、計画的に改修・更新を進める必要がある。	市立自転車駐輪場については、古いものでは40年以上経過している施設もあり、建替え等の課題がある。市としては公共施設マネジメントで公共施設の「圧縮と再編」に取り組んでおり、当該施設は公共施設マネジメントの見直し対象施設には該当していないが、当該取組みに準じて、自転車駐輪場施設の今後について検討する必要があると考えている。 まずは、阪急塚口駅南自転車駐輪場及び武庫之荘駅第1自転車駐輪場について、指定管理期間満了後、建替え等を含む民間事業者への移譲などの方法を検討して行くこととする。	検討中	—	23	令和3年2月22日
都市整備局	河港課	127	意見	【水路】 市内水路は老朽化が進行しているが、中長期にわたる大規模改修・更新計画が策定されていない。	市内指定水路は、施設の老朽化が進行している状況となっている。現状の改善や水路の可否を検討するために調査を、現在すすめているところであり、長寿命化及び費用負担の平準化の観点からの中長期にわたる大規模改修・更新計画が策定されていない。 指定水路の改修等は一時に多額の資金支出となる可能性があることから、財政状況に与える影響は多大なものとなる。指定水路の調査結果を見極め、費用負担の平準化の観点から、中長期にわたる大規模改修・更新計画を策定し、計画的に改修・更新を進める必要がある。	水路については、令和5年度の水路網再編計画の策定に向けた取組を進めており、その一環として、水路の現況調査を行った結果、全指定水路約209kmの中で、52箇所の危険箇所が判明したため、危険度に応じて優先順位付けを行い、既に4箇所の改修を行った。 今後は、関係機関との協議を進めながら、今回の調査結果を基に、中長期にわたる更新計画等も含めた水路網再編計画を策定し、計画的な改修・更新等を行っていく予定としている	検討中	—	25	令和3年2月22日
経済環境局	地方卸売市場 市場特命担当	173	意見	【地方卸売市場】 地方卸売市場は老朽化が進行しているが、中長期にわたる大規模改修・更新計画が策定されていない。	地方卸売市場は、取扱量が低迷している状況にあり、また施設の老朽化が進行している状況となっている。 しかしながら、今後の施設のあり方が決定されておらず、施設長寿命化および費用負担の平準化の観点からの中長期にわたる大規模改修・更新計画が策定されていない。 大規模改修等は一時に多額の資金支出が必要となることから、財政状況にあたる影響は多大なものとなる。費用負担の平準化の観点から、中長期にわたる大規模改修・更新計画を策定し、計画的に改修・更新を進める必要がある。なお、市場の在り方次第で大きく計画も変動することが想定されるため、市場の在り方を確定した後に、中長期的な更新計画を策定することが望ましい。	中長期にわたる計画に基づき、改修・更新を進めるべきであるものの、現在、今後の市場のあり方について、基本方針を策定（令和元年度）するなど検討を進めている状況にある。市場のあり方を確定した後に、中長期的な更新等計画を策定することとなる。	検討中	—	37	令和3年2月22日
資産統括局 総務局	庁舎管理課 情報政策課	70	意見	市政情報センターに設置しているシステムの継続的かつ安定的な稼働を担保するため、非常用電源と自家発電に対する洪水対策と電源供給能力の向上を行うことが望ましい。	近年は豪雨災害が多発しているにも関わらず、市政情報センターの非常用電源は地下にあり、止水板の設置等一定の対策は講じているものの、洪水被害に脆弱である。また、非常用電源と自家発電による電源供給は2～3時間程度であり、システムを正常に稼働停止させるには余裕がない時間である。このため、洪水被害が発生した場合には、市のシステムに壊滅的被害が発生する可能性があり、市民サービスに多大な影響が及ぶリスクが存在している。 以上ことから、非常用電源と自家発電システムの設置場所の検討もしくは洪水対策の検討と実施、及び、非常用電源の電源容量拡大や自家発電システムの燃料タンク容量の拡大等を行うなどリスクに備える事が望ましい。	過去にリスク対策として、非常用電源の容量拡大を検討したものの、1億円以上のコストが生じるほか、非常発電機を建設することを検討したものの、消防法及び騒音規制等の制約により困難であることなどから、現状においては、非常電源等が停電時に確実に稼働するように保守点検の実施及び蓄電池の定期的な交換など、対応可能な範囲でリスク対策を講じている。 また、令和5年度以降からクラウド化していく予定であり、今後はサーバーの物理的なリスク対策が不要となるため、短期間のリスク対策に1億円以上のコストを投じることは本市の財政状況としては厳しいため、現状のリスク対策を継続する。	非対応	—	9	令和3年2月22日

令和2年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<令和2年度>監査テーマ：財務管理事務の執行状況について

局名	指摘先	ページ	区分	指摘内容	指摘の概要	令和4年2月28日時点の措置内容要旨 (下線部は昨年度の措置内容との変更点)	措置状況	令和3年4月26日公表分	連番	監査結果 報告日
危機管理安全局 総務局	危機管理安全局 企画管理課 行政管理課	49	意見	BCP（事業継続プラン）の制定が望まれる。	<p>市としてBCP（BusinessContinuing Plan）の制定が必要と考えるが、現状、非常時において継続する業務と停止できる業務の整理に止まっており、通常業務をどのように継続するかまでを定めたBCPの策定がされていないことから、災害緊急時に対する備えとして、民間でも利用されているBCPを策定し、必要に応じて改訂し、並行して各職員へのBCPの内容の周知を図る必要があると考えるため、BCPの策定（文書化）を図ると共に、職員への必要な教育、連絡を実施することによって情報共有をしっかりと図り、万が一の際に備えることが望ましい。</p> <p>ここでいうBCPは、市金庁ベースの基本方針と共に、各所管課ベースで所管ごとの緊急時対応計画の策定を指しており、特に後者については、各所管課の各事務のうち、緊急時に継続しなければならない業務や停止することが出来る業務を整理の上で、継続しなければならない業務について、どのように通常業務の継続を図るのかを示す事が必要である。</p>	<p>本市においては、BCPに記載することとされている6要素や平常業務の縮小及び停止について、「尾崎市地域防災計画」に方針を記載しており、それに基づき、各部のマニュアルや平常業務の整理を行っているところである。</p> <p>しかしながら、平常業務については、業務整理を行う上での明確な基準はないことから、どの業務をいつまで停止するのかなど、継続・停止する業務の基準を明確に文書化するとともに、各課においても毎年度その基準に則した業務の整理を行うことで、意識の共有を図っていく。</p>	検討中	—	4	令和3年2月22日

令和元年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<令和元年度>監査テーマ：子ども・子育て支援事業に関する事務の執行について

局名	指摘先	ページ	区分	指摘内容	指摘の概要	令和4年2月28日時点の措置内容要旨 (下線部は昨年度の措置内容との変更点)	措置状況	令和3年4月26日公表分	連番	監査結果 報告日
健康福祉局	福祉医療課	151	意見	【乳幼児等医療費 助成事業費】 活動指標を「1件当 たりの医療費助成 額」の達成として いるが、医療費の 一部無償化は保護 者による過度な受 診や医師による過 剰な投薬や診療を 招く恐れがあるこ とから、適切とは 言いにくいものと 考える。	事業目的である、受給者の保健の向上と福祉の増進の効果が測定できる別の活動指標を設定することが望まれる。 なお、仮に目標値を設定しない(できないと判断する)場合には、どのような場合に目標値を設定しないことを許容するのかについて、市として明確な方針を定めることが望ましい。	活動指標の検討に当たり、兵庫県下の他市の活動指標を参考にしたが、受給者数や助成件数を活動指標とするなど自治体によって様々であり、所得制限や対象年齢等の受給要件といった制度自体も異なることから、他市の活動指標を本市に置き換えることは適切ではないと判断した。 その中で、本市の活動指標(1件当たりの助成額)は成果指標(受給者の疾病率の減少や死亡率の低下等)との因果関係は不明であるものの、事業の目的である、福祉の増進という観点からは、受給者数や助成件数といった活動指標と比べ、助成対象家庭に対する経済的な寄与を詳細に分析することが可能であるなどの優位性があると考えており、活動指標はこれまでの1件当たりの助成額を継続する。 また、当該指摘のように、単純に利用者の増減などによる評価が適さないような事業においては、活動指標だけではなく、事業対象者のカバー率など事業に直接的に影響がある別の指標も含め、事業を分析するための指標(以下「分析指標」という。)として制度の充実などの検討の際にも用いていく。 なお、診療報酬の改定等については、全体のベースアップなどの把握は行えるものの、当該事業に直接的に影響のある小児科の特定分野などにおける診療報酬額の改定を抑えることは難しく、また、助成額や助成件数の増減については、診療報酬改定等のみが影響を及ぼすものではなく、社会的状況などにも左右されることから、活動指標や分析指標には反映せず、県や本市での制度改正などがあった場合には、目標値の見直しを検討する。	対応済	医療費の自己負担を軽減することで必要な医療を受けやすくなり、疾病の早期発見・治療に貢献できると考えられるが、「成果指標」(=受給者の疾病率の減少や死亡率の低下等)と「活動指標」(=受給者数や助成額等)との因果関係が明らかではない。 よって、具体的な目標設定が困難ではあるが、今後も本指標を用いる中で、より適切な活動指標について引き続き検討していく。	19	令和2年2月21日
健康福祉局	福祉医療課	152	意見	【乳幼児等医療費 助成事業費】 活動指標である「1 件当たりの医療費 助成額」について 、診療報酬改定等 に合わせて定期的 に見直すことが 望まれる。	診療報酬の改訂等と医療費等に与える影響との因果関係が不明として活動指標の見直しが行われていないが、平成24年度以降、平成24年度、平成26年度、平成28年度、平成30年度、令和元年度と診療報酬の改訂が行われ、診療報酬の改訂率、薬価等の改訂率が厚生労働省より公表されていることから、影響等を加味して目標値の見直しを行うことが望ましい。	活動指標の検討に当たり、兵庫県下の他市の活動指標を参考にしたが、受給者数や助成件数を活動指標とするなど自治体によって様々であり、所得制限や対象年齢等の受給要件といった制度自体も異なることから、他市の活動指標を本市に置き換えることは適切ではないと判断した。 その中で、本市の活動指標(1件当たりの助成額)は成果指標(受給者の疾病率の減少や死亡率の低下等)との因果関係は不明であるものの、事業の目的である、福祉の増進という観点からは、受給者数や助成件数といった活動指標と比べ、助成対象家庭に対する経済的な寄与を詳細に分析することが可能であるなどの優位性があると考えており、活動指標はこれまでの1件当たりの助成額を継続する。 また、当該指摘のように、単純に利用者の増減などによる評価が適さないような事業においては、活動指標だけではなく、事業対象者のカバー率など事業に直接的に影響がある別の指標も含め、事業を分析するための指標(以下「分析指標」という。)として制度の充実などの検討の際にも用いていく。 なお、診療報酬の改定等については、全体のベースアップなどの把握は行えるものの、当該事業に直接的に影響のある小児科の特定分野などにおける診療報酬額の改定を抑えることは難しく、また、助成額や助成件数の増減については、診療報酬改定等のみが影響を及ぼすものではなく、社会的状況などにも左右されることから、活動指標や分析指標には反映せず、県や本市での制度改正などがあった場合には、目標値の見直しを検討する。	対応済	薬価等の改定率はマイナスとなる場合が多く、影響等を反映させることで目標値を下げ、より容易に目標を達成することが可能であると考えられるが、診療報酬の改定率の増減が乳幼児等医療費助成事業に与える影響が不明であることから、目標値を下げることはせず、今後も制度改正などの際には目標値を見直ししていくこととする。	20	令和2年2月21日
健康福祉局	福祉医療課	156	意見	【母子家庭等医療 費助成事業費】 活動指標を「1件当 たりの医療費助成 額」の達成として いるが、医療費の 無償化は保護者に よる過度な受診や 医師による過剰な 投薬や診療を招く 恐れがあることか ら、適切とは言い にくいと考える。	事業目的である、受給者の保健の向上と福祉の増進の効果が測定できる別の活動指標を設定することが望まれる。 また、仮に目標値を設定しない(できないと判断する)場合には、どのような場合に目標値を設定しないことを許容するのかについて、市として明確な方針を定めることが望ましい。	活動指標の検討に当たり、兵庫県下の他市の活動指標を参考にしたが、受給者数や助成件数を活動指標とするなど自治体によって様々であり、所得制限や対象年齢等の受給要件といった制度自体も異なることから、他市の活動指標を本市に置き換えることは適切ではないと判断した。 その中で、本市の活動指標(1件当たりの助成額)は成果指標(受給者の疾病率の減少や死亡率の低下等)との因果関係は不明であるものの、事業の目的である、福祉の増進という観点からは、受給者数や助成件数といった活動指標と比べ、助成対象家庭に対する経済的な寄与を詳細に分析することが可能であるなどの優位性があると考えており、活動指標はこれまでの1件当たりの助成額を継続する。 また、当該指摘のように、単純に利用者の増減などによる評価が適さないような事業においては、活動指標だけではなく、事業対象者のカバー率など事業に直接的に影響がある別の指標も含め、事業を分析するための指標(以下「分析指標」という。)として制度の充実などの検討の際にも用いていく。 なお、診療報酬の改定等については、全体のベースアップなどの把握は行えるものの、当該事業に直接的に影響のある小児科の特定分野などにおける診療報酬額の改定を抑えることは難しく、また、助成額や助成件数の増減については、診療報酬改定等のみが影響を及ぼすものではなく、社会的状況などにも左右されることから、活動指標や分析指標には反映せず、県や本市での制度改正などがあった場合には、目標値の見直しを検討する。	対応済	医療費の自己負担を軽減することで必要な医療を受けやすくなり、疾病の早期発見・治療に貢献できると考えられるが、「成果指標」(=受給者の疾病率の減少や死亡率の低下等)と「活動指標」(=受給者数や助成額等)との因果関係が明らかではない。 よって、具体的な目標設定が困難ではあるが、今後も本指標を用いる中で、より適切な活動指標について引き続き検討していく。	24	令和2年2月21日
健康福祉局	福祉医療課	157	意見	【母子家庭等医療 費助成事業費】 活動指標である「1 件当たりの医療費 助成額」について 、診療報酬改定等 に合わせて定期的 に見直すことが 望まれる。	診療報酬の改訂等と医療費等に与える影響との因果関係が不明として活動指標の見直しが行われていないが、平成23年度以降、平成24年度、平成26年度、平成28年度、平成30年度、令和元年度と診療報酬の改訂が行われ、診療報酬の改訂率、薬価等の改訂率が厚生労働省より公表されていることから、影響等を加味して目標値の見直しを行うことが望まれる。	活動指標の検討に当たり、兵庫県下の他市の活動指標を参考にしたが、受給者数や助成件数を活動指標とするなど自治体によって様々であり、所得制限や対象年齢等の受給要件といった制度自体も異なることから、他市の活動指標を本市に置き換えることは適切ではないと判断した。 その中で、本市の活動指標(1件当たりの助成額)は成果指標(受給者の疾病率の減少や死亡率の低下等)との因果関係は不明であるものの、事業の目的である、福祉の増進という観点からは、受給者数や助成件数といった活動指標と比べ、助成対象家庭に対する経済的な寄与を詳細に分析することが可能であるなどの優位性があると考えており、活動指標はこれまでの1件当たりの助成額を継続する。 また、当該指摘のように、単純に利用者の増減などによる評価が適さないような事業においては、活動指標だけではなく、事業対象者のカバー率など事業に直接的に影響がある別の指標も含め、事業を分析するための指標(以下「分析指標」という。)として制度の充実などの検討の際にも用いていく。 なお、診療報酬の改定等については、全体のベースアップなどの把握は行えるものの、当該事業に直接的に影響のある小児科の特定分野などにおける診療報酬額の改定を抑えることは難しく、また、助成額や助成件数の増減については、診療報酬改定等のみが影響を及ぼすものではなく、社会的状況などにも左右されることから、活動指標や分析指標には反映せず、県や本市での制度改正などがあった場合には、目標値の見直しを検討する。	対応済	薬価等の改定率はマイナスとなる場合が多く、影響等を反映させることで目標値を下げ、より容易に目標を達成することが可能であると考えられるが、診療報酬の改定率の増減が母子家庭等医療費助成事業に与える影響が不明であることから、目標値を下げることはせず、今後も制度改正などの際には目標値を見直ししていくこととする。	25	令和2年2月21日

令和元年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<令和元年度>監査テーマ：子ども・子育て支援事業に関する事務の執行について

局名	指摘先	ページ	区分	指摘内容	指摘の概要	令和4年2月28日時点の措置内容要旨 (下線部は昨年度の措置内容との変更点)	措置状況	令和3年4月26日公表分	連番	監査結果 報告日
健康福祉局	福祉医療課	161	意見	【子ども医療費助成事業費】活動指標を「1件当たりの医療費助成額」に係る基準額としているが、医療費の無償化は保護者による過度な受診や医師による過剰な投薬や診察を招く恐れがあることから、適切とは言いにいと考える。	事業目的である、受給者の保健の向上と福祉の増進の効果が測定できる別の活動指標を設定することが望まれる。 また、仮に目標値を設定しない(できないと判断する)場合には、どのような場合に目標値を設定しないことを許容するのかについて、市として明確な方針を定めることが望ましい。	活動指標の検討に当たり、兵庫県下の他市の活動指標を参考にしたが、受給者数や助成件数を活動指標とするなど自治体によって様々であり、所得制限や対象年齢等の受給要件といった制度自体も異なることから、他市の活動指標を本市に置き換えることは適切ではないと判断した。 その中で、本市の活動指標(1件当たりの助成額)は成果指標(受給者の疾病率の減少や死亡率の低下等)との因果関係は不明であるものの、事業の目的である、福祉の増進という観点からは、受給者数や助成件数といった活動指標と比べ、助成対象家庭に対する経済的な寄与を詳細に分析することが可能であるなどの優位性があると考えており、活動指標はこれまでの1件当たりの助成額を継続する。 また、当該指摘のように、単純に利用者の増減などによる評価が適さないような事業においては、活動指標だけでなく、事業対象者のカバー率など事業に直接的に影響がある別の指標も含め、事業を分析するための指標(以下「分析指標」という。)として制度の充実などの検討の際にも用いていく。 なお、診療報酬の改定等については、全体のベースアップなどの把握は行えるものの、当該事業に直接的に影響のある小児科の特定の分野などにおける診療報酬の改定を捉えることは難しく、また、助成額や助成件数の増減については、診療報酬改定等のみが影響を及ぼすものではなく、社会的状況などにも左右されることから、活動指標や分析指標には反映せず、県や本市での制度改定などがあつた場合には、目標値の見直しを検討する。	対応済	医療費の自己負担を軽減することで必要な医療が受けやすくなり、疾病の早期発見・治療に貢献できると考えられるが、「成果指標」(＝受給者の疾病率の減少や死亡率の低下等)と「活動指標」(＝受給者数や助成額等)との因果関係が明らかではない。 よって、具体的な目標設定が困難ではあるが、今後も本指標を用いる中で、より適切な活動指標について引き続き検討していく。	29	令和2年2月21日
健康福祉局	福祉医療課	162	意見	【子ども医療費助成事業費】活動指標である「1件当たりの医療費助成額」について、診療報酬改定等に合わせて定期的に見直すことが望まれる。	診療報酬の改訂等と医療費等に与える影響との因果関係が不明として活動指標の見直しが行われていないが、平成23年度以降、平成24年度、平成26年度、平成28年度、平成30年度、令和元年度と診療報酬の改訂が行われ、診療報酬の改訂率、薬価等の改訂率が厚生労働省より公表されていることから、影響等を加味して目標値の見直しを行うことが望まれる。	なお、診療報酬の改定等については、全体のベースアップなどの把握は行えるものの、当該事業に直接的に影響のある小児科の特定の分野などにおける診療報酬の改定を捉えることは難しく、また、助成額や助成件数の増減については、診療報酬改定等のみが影響を及ぼすものではなく、社会的状況などにも左右されることから、活動指標や分析指標には反映せず、県や本市での制度改定などがあつた場合には、目標値の見直しを検討する。	非対応	薬価等の改定率はマイナスとなる場合が多く、影響等を反映させることで目標値を下げ、より容易に目標を達成することが可能であると考えられるが、診療報酬の改定率の増減が子ども医療費助成事業に与える影響が不明であることから、目標値を下げることはせず、今後も制度改定などの際には目標値を見直ししていくこととする。	30	令和2年2月21日
子ども青少年局	子ども福祉課	144	意見	【病児病後児保育事業費】目標値の設定の有無について明確化することが望ましい。	平成30年度の利用人数実績が目標値を大幅に下回っているため、まずはその要因について分析を行い、その要因を参考にしつつ当該事業にとってふさわしい新しい目標値を設定することが望まれる。 また、仮に目標値を設定しない(できないと判断する)場合には、どのような場合に目標値を設定しないことを許容するのかについて、市として明確な方針を定めることが望ましい。	平成30年度の利用人数実績が目標値を大幅に下回っている要因としては、例年に比べインフルエンザ等の流行性感冒の流行期間が短かったため、利用人数が減少したと考える。 他の目標値への変更については、事業の目的を踏まえ、病児病後児保育の事前登録者数を増やすとともに、感染症等の流行などにより利用者数が増減する中で、子どもの体調不良による利用希望者のうち、利用できなかった人数を把握し、これらの人に対してのサポートの方法と合わせて適切な指標を検討する。	検討中	病児・病後児保育事業については、利用人数を目標値としていたが、利用者の増加が市民サービスの向上と必ずしも一致するものではなく、また、感染症等の流行などにより左右される数値でもあるため、今後病児保育事業については、他の目標値への変更を検討する。	16	令和2年2月21日

令和元年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<令和元年度>監査テーマ：子ども・子育て支援事業に関する事務の執行について

局名	指摘先	ページ	区分	指摘内容	指摘の概要	令和4年2月28日時点の措置内容要旨 (下線部は昨年度の措置内容との変更点)	措置状況	令和3年4月26日公表分	連番	監査結果 報告日
子ども青少年局	子ども福祉課	171	意見	【交通遺児激励事業費】 激励金等の適正支給を測る指標としては、「認定件数/申請者数」より「認定件数/交通遺児数」など他の指標とするかどうかの検討されることが望ましい。	事業成果である交通事故によって打撃を受けた遺児に対する支援を的確に評価するためには、現在の目標指標（「認定件数/申請者数」）から「認定件数/交通遺児数」に変更することが望ましい。なお、交通遺児数の正確な把握が困難な場合には、市内で発生した交通事故等一定の条件を付け加えることが考えられる。 また、仮に目標値を設定しない（できないと判断する）場合には、どのような場合に目標値を設定しないことを許容するのかについて、市として明確な方針を定めることが望ましい。	包括外部監査において指摘の、現在の目標指標（「認定件数/申請者数」）から「認定件数/交通遺児数」に変更することについては、交通遺児の定義が交通事故によって保護者等を失った者等に限定されており、交通事故の被害者数とも異なる数値であることから、現状把握が困難な数値である。このため、目標指標は活動指標として「認定件数/申請者数」と設定している。 また、交通遺児激励金は交通遺児の福祉の増進に寄与しているが、交通遺児激励金制度創設当初と比べて、交通事故件数が減少傾向にあることや児童扶養手当等ひとり親制度が制度発足時と比べて拡充していることなどから、継続して当該激励金について検証を行い、今後の在り方について検討していく。	検討中	令和3年4月26日公表分	37	令和2年2月21日
子ども青少年局	子ども福祉課	186	意見	【「子ども安全・安心・便利」情報提供事業費】 あまっこねっこの管理について業務効率化の観点から全部委託を検討することが望ましい。	市と委託先との間で掲載内容の判断基準を明確に定めることで、運営について委託した場合のデメリットは解消されることが期待できる。このため、業務効率化の観点から運営面についても委託を検討することが望ましい。	システム運営における事務は、過去3カ年（平成30年度から令和2年度）の平均が年間75件（月6件）であり、業務量が比較的軽微であることから、委託を行っても直営の人員費を減少できないため、費用対効果を考慮し、当面は、現在の事務処理を継続する。	非対応	掲載内容の判断基準を定めることにより、事業全体の委託が可能と考えられるが、運営面の委託により委託費用が別途必要となることから、費用対効果も考慮し検討していく。	46	令和2年2月21日
子ども青少年局	児童課	135	意見	【児童ホーム運営事業費】 “児童ホーム”および“子どもクラブ”の運営方式について、様々な運営方式における市のメリット・デメリットを明らかとし、今後の運営方針のあり方に関する検討を行うことが望ましい。	他都市の児童ホームおよび子どもクラブの運営方式の事例を分析するとともに、市にとっていかなる運営方式の変更がもたらすメリット・デメリットを明らかとし、いかなる運営方式が最適であるか議論を進められた。また、この検討結果を事務事業シートに記載されることが望ましい。	児童ホームの運営に関し、委託について検討を行った結果、本市においては、小学校の敷地内において、子どもクラブと一体的な運営を行っていること等から、委託等を行った場合、現行の質の維持が困難である。 また、会計年度任用職員（非常勤行政事務員・非常勤事務補助員）により運営を行っていることから、委託等による運営コストの削減が難しく、経費面等においても課題があることから、引き続き現行の運営体制により、NPOや地域等との連携の一層強化を図りながら、安定した放課後の子どもの環境を確保することとしている。	検討中	児童ホームの運営に関し、委託について検討を行った結果、本市においては、小学校の敷地内において、子どもクラブと一体的な運営を行っていること等から、委託等を行った場合、現行の質の維持が困難である。 また、会計年度任用職員（非常勤行政事務員・非常勤事務補助員）により運営を行っていることから、委託等による運営コストの削減が難しく、経費面等においても課題があることから、引き続き現行の運営体制により、NPOや地域等との連携の一層強化を図りながら、安定した放課後の子どもの環境を確保することとしている。	14	令和2年2月21日

令和元年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<令和元年度>監査テーマ：子ども・子育て支援事業に関する事務の執行について

局名	指摘先	ページ	区分	指摘内容	指摘の概要	令和4年2月28日時点の措置内容要旨 (下線部は昨年度の措置内容との変更点)	措置状況	令和3年4月26日公表分	連番	監査結果 報告日
子ども青少年局	児童課	138	意見	【児童育成環境整備事業費】 “児童ホーム”および“こどもクラブ”の運営方式について、様々な運営方式における市のメリット・デメリットを明らかとし、今後の運営方針のあり方に関する検討を行うことが望ましい。	他都市の児童ホームおよびこどもクラブの運営方式の事例を分析するとともに、市にとっていかなる運営方式の変更がもたらすメリット・デメリットを明らかとし、いかなる運営方式が最適であるか議論を進められた。また、この検討結果を事務事業シートに記載されることが望ましい。	こどもクラブの運営に関し、委託について検討を行った結果、本市においては、小学校の敷地内において、こどもクラブと一体的な運営を行っていること等から、委託等を行った場合、現行の質の維持が困難である。 また、会計年度任用職員（非常勤行政事務員・非常勤事務補助員）により運営を行っていることから、委託等による運営コストの削減が難しく、経費面等においても課題があることから、引き続き現行の運営体制により、NPOや地域等との連携の一層強化を図りながら、安定した放課後のこどもの環境を確保することとしている。	検討中	児童ホームの運営に関し、委託について検討を行った結果、本市においては、小学校の敷地内において、こどもクラブと一体的な運営を行っていること等から、委託等を行った場合、現行の質の維持が困難である。 また、会計年度任用職員（非常勤行政事務員・非常勤事務補助員）により運営を行っていることから、委託等による運営コストの削減が難しく、経費面等においても課題があることから、引き続き現行の運営体制により、NPOや地域等との連携の一層強化を図りながら、安定した放課後のこどもの環境を確保することとしている。	15	令和2年2月21日
子ども青少年局	こども福祉課	208	意見	【母子父子福祉資金貸付金】 償還に係る手続きについて弁護士などの外部の専門家等へ委託することが考えられる。	業務実施の効率性の観点、及び確実な償還による健全な財政確保の観点からは、償還に係る手続きについては弁護士などの外部の専門家等へ委託することが考えられるので、検討されたい。	現在、債権管理の適正化を所管する所において、本債権も含め全的に債権回収業者を弁護士法人へ委託することについて検討している。	検討中	母子父子福祉資金貸付金の償還に係る手続きについては、一部の外部委託等も考えられるところであるが、他都市の状況や費用対効果も考慮しながら今後の課題として検討をしていくこととする。	56	令和2年2月21日
教育委員会 事務局	社会教育課	225	意見	【少年補導活動事業費】 少年補導員について、導入当初の経緯より性別・年齢構成等に偏りが見られることから、偏りのない構成となるように少年補導員を募ることが望まれる。	内閣府の方針に従い、より幅広い年齢層・性別の少年補導員を募ることが望まれる。	令和3年7月に社会福祉協議会に対し少年補導員の推薦を依頼するにあたり、依頼文中に幅広い年齢層・性別の少年補導員の推薦を依頼する旨を盛り込み偏りのない構成となるように少年補導員を募った。	対応済	少年補導員については、委嘱する者の人物を重視する必要性が高いことから、本市においては、社会福祉連絡協議会に適性のある人物の選出を依頼する手法をとっている。他方で、より幅広い年齢層・性別の少年補導員の募集することも必要であることから、その手段として、公募による手法の検討も行ったが、兵庫県下の類似都市においても公募を採用していることはない状況にあったため、全て公募に転換することは難しいとの結論に至った。今後は、推薦依頼を行う際に、積極的な若年層の登用ができる手法の検討を行っていくこととする。なお、性別については、平成30年度より見直しを行っている。	62	令和2年2月21日
子ども青少年局	保育企画課	104	意見	(法人) 監査により発見された不備について、改善を図るよう監査対象（事業者）に対して強く指導することが望まれる。	保育・教育の質の維持向上および監査実施の実効性を確保するため、市独自の補助金を減額する等、適切に運営している法人との公平を図れるような方策の実施について検討されたい。	指導方法は児童福祉法及び関係通知などによって定められており、実施指導において、改善を要する事項が確認された場合には、対象事業者に対し、文書により指摘の上、改善報告を提出させている。指摘が人員基準を満たしていない場合など全体的に保育士不足の中で法人の資金繰りの観点から経年をかけて改善を図る必要があり、単年度中に改善を図ることが難しく、翌年度以降の指導で改善状況を確認し繰り返し指導を行う事例はあものの、指導に従わず、改善に至らない事例はこれまでないことから、補助金の減額といった措置を講じなくとも、指導の実行性は担保できているものと考えている。	非対応	指導監査を実施した結果、児童福祉法等の関係法令及び通知等の内容に適合しておらず、改善を要する事項が確認された場合には、対象事業者に対し、文書による改善報告書の提出を求め、指導監査の実効性を確保しているところである。加えて、必要に応じて公認会計士より助言を受ける等により、事業者における内部統制（運営体制）の強化を促し、改善に向けた取り組みの実効性が保たれるように努めている。	5	令和2年2月21日

令和元年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<令和元年度>監査テーマ：子ども・子育て支援事業に関する事務の執行について

局名	指摘先	ページ	区分	指摘内容	指摘の概要	令和4年2月28日時点の措置内容要旨 (下線部は昨年度の措置内容との変更点)	措置状況	令和3年4月26日公表分	連番	監査結果 報告日
教育委員会 事務局	幼稚園・高校企 画推進担当	107	意見	公立幼稚園の保護者の要望として、給食の実施および3年保育の実施があるが、現状は実施の検討ができていないため、利用者要望への対応について、可否や対応方法の検討が望ましい。	他都市の事例を分析するとともに、市での導入のメリット・デメリットを明らかとしたうえで、今後の対応について決定されたい。	市の重点課題事項として、将来に向けた市立幼稚園に求められる機能や役割を再整理するとともに、教育内容の充実策のほか、効果・効率的な運営体制等、尼崎市立幼稚園のあり方について検討するため、「尼崎市立幼稚園のあり方検討会」を設置した。 なお、市立幼稚園における給食については、子どものアレルギー対策などの課題を要するものの、利用者のニーズも一定あるため、市立幼稚園が担っていくべき役割の整理の中で実施の必要性について検討していく。	検討中	市立幼稚園における給食実施について、子どものアレルギー対策などの課題を要するものの、利用者のニーズの高い項目であることから、今後、関係各課とも協議していく中で実施を検討していく。 なお、今後の就学前教育のあり方については、保護者のニーズ、特別支援教育の充実など、公立施設としての役割を踏まえ、公立幼稚園の認定ことも園化、3年保育の実施、幼保連携の観点からの機能整理、公立幼稚園の再配置などを検討していく。	9	令和2年2月21日
子ども青少年局	保育管理課	126	意見	【経験ある保育士配置促進事業補助金】補助金の使途を保育士給与の増額のためとすることを検討することが望ましい。	補助金交付の目的からすれば、補助金の使途を10年以上勤務の職員の給与とすることで定めることを検討することが望まれる。	これまでに実施した保護者アンケートの結果等から、保育所の民間移管にあたっては、移管後の保育士の経験や年齢等に対して不安に感じる保護者も少なくないことから、保護者の不安解消等のためには、経験豊富な保育士の確保は重要なポイントとなることになりはしないが、今後、交付対象となった法人園へのアンケートを実施するなど必要な情報を収集し、当該補助金の有効性について効果測定を行っていく。	検討中	経験ある保育士配置促進事業補助金は、民間移管を実施するに当たり、保護者の安心感を確保するため、より多くの経験実績のある保育士の確保を促進することで保育の質の向上に寄与することを当該事業の目的としているものである。 しかしながら、当該補助金制定後に、保育士の平均経験年数を踏まえた賃金改善やキャリアアップの取組に応じて加算率を認定し、公定価格に対して加算率に応じた加算を行う処遇改善等加算Ⅰや、技能・経験を積んだ職員等に対し、賃金の上積みを行うための追加的な人件費である処遇改善等加算Ⅱといった園による処遇改善策が講じられてきたことなどから、当該補助金と国の処遇改善策の目的の一部が重複している部分もあるため、今後、当該補助金について検証を行い、今後の在り方について検討していく。	12	令和2年2月21日
子ども青少年局	子ども福祉課	170	意見	【交通違反激励事業費】交通違反激励事業制度に波及効果を持たせるとして、申請が遅れた場合においても事故時に適って激励金を支給できるようにすることが望ましい。	事故発生直後においては肉体的、精神的負担が大きく、当制度の申請を行う余裕がないことが考えられる。また、当制度に波及効果を持たせたとしても事故発生時点は申請書類等で明確なため、不正受給の可能性が高まるとは考えにくい。このため、遺児が受けた多大な打撃を少しでも緩和し、その健やかな育成と福祉の増進に寄与するという当制度の趣旨に鑑み、事故発生後しばらく経過してから当制度に気付いたとしても、事故発生時から申請日の属する月までの経過期間については激励金を支給することが望ましい。	当該事業は、予算上の制約もあることから、予め、支給する対象や範囲等を制度上決めておく必要があり、同じくひとり親支援制度の児童扶養手当に準じて、市の条例及び同条例施行規則の規定に基づき申請日を基準として、申請日の属する月から支給している。 しかしながら、ひとり親等が監護する児童の育成と福祉向上は重要な課題であることから、制度の趣旨に鑑み、児童扶養手当申請時に合わせて制度の周知を行うとともに、社会情勢を見極めながら、制度の見直しも含め検討していく。	検討中	当該事業は、市の条例及び同条例施行規則の規定に基づき実施しており、各年度ごとに予算要求・予算編成しているため、適宜対象や範囲等が確定できない状況下では、適及しての激励金の支給は困難であると言わざるを得ません。しかし、保護者等が事故発生後、しばらく経過してから当該制度に気づき申請を行った場合、事故発生時から申請日の属する月までの経過期間については、激励金を受給することができないため、制度の趣旨に鑑み、激励金の支給期間については、事故発生時から申請日の属する月までの経過期間についても激励金を支給できるよう、条例若しくは規則等を見直すための検討をしていく。	36	令和2年2月21日
子ども青少年局	子ども福祉課	181	意見	【あまがさきキッズサポーターズ支援事業費】各施設の利用者属性に応じてサービスの提供を行うことが望ましい。	より多くの子育て世帯が利用できるように、利用者に対して各施設共通のアンケートを行い、施設ごとの利用者属性を把握することが望まれる。これにより、各施設に応じたサービスが提供でき、各施設の利用者の満足度を高めることに役立てることができると考える。	新型コロナウイルス感染症予防のため、一時的な閉鎖やイベントの中止等があり、現在の状況でアンケート調査を実施しても、施設ごとの利用者属性を正確に把握することが困難であるため、新型コロナウイルス感染症の流行状況等を考慮し、調査の実施時期を決定したいと考えている。	検討中	現時点では、利用者に対してアンケートを行っていない状況であるため、利用者に対してアンケートを行い、その結果に基づき、各施設の運営についても検討していく。	41	令和2年2月21日

令和元年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<令和元年度>監査テーマ：子ども・子育て支援事業に関する事務の執行について

局名	指摘先	ページ	区分	指摘内容	指摘の概要	令和4年2月28日時点の措置内容要旨 (下線部は昨年度の措置内容との変更点)	措置状況	令和3年4月26日公表分	連番	監査結果 報告日
子ども青少年局	子ども福祉課	188	意見	【母子家庭等地域生活支援事業費】利用者の利便性を考慮し、複数名の弁護士への依頼や土日・夜間の開催の検討が望まれる。	本件事業が属的になっていることを緩和するため、また、事業継続性を確保するため、公募により別の弁護士も活用することの検討が望まれる。 また、母子家庭という事情を考慮して、可能であれば夜間や土日に相談会や電話相談の結果報告を夜間や土日に行うことを検討された。	弁護士など外部の専門家への委託に向けた検討は、外部の専門家へ委託した場合は費用がいくらかかるか確認するなど、弁護士が属的にならないよう総合的に検討していくため、時間を要する予定である。 また、相談会については、相談者に小さい子供がおられる方が多く、夜間や土日はかえって敬遠されることから、夜間や土日の開催は馴染まないと考えており、相談の結果報告については、今後も相談者の予定にあわせて時間帯に実施するようにしていく。	検討中	母子家庭等地域生活支援事業における法律相談に従事する弁護士の選定については、弁護士会からの推薦を受ける等改善策を検討していく。また、本件事業の法律相談は、相談員が受けた質問内容を取りまとめて、事前に弁護士へその質問内容を伝え、その質問に対する回答の説明を弁護士から直接、質問者に伝える形式をとっており、その相談日（回答を示す日）の日程調整を事前に行った上で、日を設定しているものであるため、土日開催については、馴染まないと考えている。	47	令和2年2月21日
健康福祉局	健康増進課	200	意見	【特定不妊治療費助成事業費】所得の確認および審査について、転入者の利便性の観点からマイナンバーの利用を推進することが望まれる。	治療費助成について、市民の利便性の観点から、市もマイナンバーの利用を推進されることが望まれる。	令和2年度厚生労働省第3次補正予算の成立に伴い、令和3年1月より、特定不妊治療費助成制度の支援内容が拡充され、所得制限が撤廃されたため、所得審査は不要となったものの、マイナンバーを用いた情報連携により利便性の向上を図れるか等、検討を行っている。	検討中	令和2年12月に国の第3次補正予算案が示され、本件事業については、所得制限が廃止されるなどの変更がされる予定であることから、国の制度変更の確認を行ったうえで、対処していく。	52	令和2年2月21日
教育委員会事務局	社会教育課	223	意見	【青少年健全育成啓発事業費】少年補導について、現在の非行の形態の多様化に合わせて、補導形態の見直しを行うことが望まれる。	市でも現在の非行形態の多様化に合わせて事業の委託等も含めて補導形態の見直しを行うことが望まれる。また、警察もサイバー補導を推進していることから兵庫県警察とのより一層の連携の強化が望まれる。	従来型の補導活動も、近年年間500人前後の青少年の補導件数があり、令和2年度については、コロナ禍で学校の臨時休業等により、補導件数は1,000件余りに増加している。従って、従来型の補導活動も継続する必要があるとともに、インターネットを介した問題行動については警察を始めとする関係機関と今後も連携を図る。 また、他都市が導入しているサイバーパトロールに関する視察を行ったため、視察の調査結果に基づき効果についての検討を行う。	検討中	従来型の補導活動も未だ年間500人前後の青少年の補導件数があるため、継続した取組が必要であるが、インターネットを介した問題行動については警察を始めとする関係機関と今後も連携を図る。 また、他都市が導入しているサイバーパトロール等について情報収集に努める。	61	令和2年2月21日
教育委員会事務局	社会教育課	226	意見	【少年補導活動事業費】少年補導について、現在の非行の形態の多様化に合わせて、補導形態の見直しを行うことが望まれる。	市でも現在の非行形態の多様化に合わせて事業の委託等も含めて補導形態の見直しを行うことが望まれる。また、警察もサイバー補導を推進していることから兵庫県警察とのより一層の連携の強化が望まれる。	従来型の補導活動も、近年年間500人前後の青少年の補導件数があり、令和2年度については、コロナ禍で学校の臨時休業等により、補導件数は1,000件余りに増加している。従って、従来型の補導活動も継続する必要があるとともに、インターネットを介した問題行動については警察を始めとする関係機関と今後も連携を図る。 また、他都市が導入しているサイバーパトロールに関する視察を行ったため、視察の調査結果に基づき効果についての検討を行う。	検討中	従来型の補導活動も未だ年間500人前後の青少年の補導件数があるため、継続した取組が必要であるが、インターネットを介した問題行動については警察を始めとする関係機関と今後も連携を図る。 また、他都市が導入しているサイバーパトロール等について情報収集に努める。	63	令和2年2月21日

令和元年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<令和元年度>監査テーマ：子ども・子育て支援事業に関する事務の執行について

局名	指摘先	ページ	区分	指摘内容	指摘の概要	令和4年2月28日時点の措置内容要旨 (下線部は昨年度の措置内容との変更点)	措置状況	令和3年4月26日公表分	連番	監査結果 報告日
こども青少年局 教育委員会 事務局	保育運営課 施設課 幼稚園・高校課 企画推進担当	93	意見	中長期にわたる、公立保育所の大規模改修・更新計画を策定することが望ましい。	限られた財源の中、児童の安全確保と費用平準化の観点から、園ごとに改修・更新はどのように予定するか、いくら必要となるか等を明確にした計画を策定することが望ましい。	老朽化した一部の保育所については、本市の公共施設マネジメント計画及び保育所の民間移管計画に基づき、建替工事を進めているところである。 現時点において、建替え及び大規模改修の時期が決まっていない保育所についても、建替工事等を行うという方向性は決まっており、民間移管対象保育所については、次期民間移管計画策定時に、公立として残る保育所については、建替用地の確保ができ次第、計画的に施設更新を行っていく。 また市立幼稚園においては、令和3年3月に市立幼稚園の在り方について定める「学校施設マネジメント計画」を策定した。	検討中	現在、本市の公共施設マネジメント計画及び保育所の民間移管計画に基づき、老朽化した一部の保育所について、建替えを進めているところである。 現時点において、建替え及び大規模改修の時期が決まっていない保育所についても、建替え等を行うという方向性は決まっており、民間移管対象保育所については、次期民間移管計画策定時に、公立として残る保育所については、建替用地が確保でき次第、計画的に施設更新を行っていく。 また、市立幼稚園においては、財源等の検討した上で、尼崎市学校施設マネジメント計画等の策定について進めていく。	2	令和2年2月21日
こども青少年局	こども福祉課	182	意見	【あまがさきキッズサポーターズ支援事業費】つどいの広場運営の委託先選定について、複数の候補者が出た場合には公募等により決定することが望ましい。	契約の透明性を確保する観点から、施設運営の委託先の選定方法は公募を採用することが望ましい。また、公募への応募事業者数が少ない場合は、仕様書の見直しを検討することが望ましい。	現時点では、委託先選定について、初回は公募により決定しているが、以降は、誠実に業務を履行しており、子育て中の親子の利用実績も良好であり、継続して委託することで効果的な事業の運営が期待できることから、随意契約により、初回に選定された事業者と継続して契約を行っている状況である。契約の透明性を確保する観点から、施設運営の委託先の選定方法に公募を採用することが望ましい反面、短期間で委託先を変更することで、定着した利用者が混乱するのではないかと懸念があることから、将来的に、今後新たな委託先の選定を必要が出てきた場合は、契約の仕方について研究していく。	検討中	現時点では、委託先選定について、初回は公募により決定しているが、以降は、誠実に業務を履行しており、子育て中の親子の利用実績も良好であり、継続して委託することで効果的な事業の運営が期待できることから、随意契約により、初回に選定された事業者と継続して契約を行っている状況である。契約の透明性を確保する観点から、施設運営の委託先の選定方法に公募を採用することが望ましい反面、短期間で委託先を変更することで、定着した利用者が混乱するのではないかと懸念があることから、将来的に、今後新たな委託先の選定を必要が出てきた場合は、契約の仕方について研究していく。	42	令和2年2月21日

平成30年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<平成30年度>監査テーマ：公営企業会計（上水道・工業用水道・下水道）の事務管理について

局名	指摘先	ページ	区分	指摘内容	指摘の概要	令和4年2月28日時点の措置内容要旨 (下線部は昨年度の措置内容との変更点)	措置状況	令和3年4月26日公表分	連番	監査結果 報告日
総務局（公営企業局）	契約課	100	意見	業務委託の再委託先からも誓約書を入手するよう検討されたい。	契約の公正性を確保するため、業務委託の再委託先からも、暴力団等に該当しない旨等を記載した誓約書を入手することを検討されたい。 暴力団等排除の観点から、「尼崎市事務事業からの暴力団等の排除措置に関する要綱」および「尼崎市水道局事務事業からの暴力団等の排除措置に関する要綱」（現「尼崎市公営企業局事務事業からの暴力団等の排除措置に関する要綱」）に、業務委託の再委託先からも誓約書を入手することが必要である旨を規定することを検討されたい。	<u>業務委託の再委託先から暴力団等に該当しない旨等を記載した誓約書を入手するには、要綱改正が必要となるため、令和3年度に各所管課に対して、業務委託のうち、再委託を行っている事業の有無等の調査を行うにあたり一定の期間を要するため、令和4年度から運用を行う。</u>	検討中	業務委託の再委託先からも、暴力団等に該当しない旨等を記載した誓約書を入手することとする運用に令和4年度から改め、周知する予定である。 なお、要綱改正にあたっては、既に締結済みの業務委託契約への影響を考慮するとともに、各所管課において業務委託を行っている事業の有無等の全体把握、ならびに影響の度合いを事前に調査するための一定の期間を要することから、令和3年度に調査・改正を実施し、運用開始は令和4年度からとする予定である。	7	平成31年2月21日
公営企業局	お客さまサービス課	112	意見	長期滞納債権等について弁護士法人等の専門家を利用するよう検討されたい。	水道料金および下水道使用料の未回収期間が長期になれば、回収不能となる可能性が高くなるため、早期に回収する必要がある。 しかし、過去3年間に未回収期間が1年超となった債権が、下水道事業では平均で債権残高の10%にも及んでいる。 水道料金等の滞納が長期化すれば、回収できない可能性が高くなる。債権の貸倒れを防ぐためには、今以上に早期の回収を心がけるよう、料金徴収事業者を厳格に監督する必要がある。 また、長期にわたり滞った債権および回収が困難な債権については、弁護士法人等の専門家を活用する等により、回収の確実性及び業務の効率化を図られたい。	<u>現在、他都市調査を実施し、委託する案件（閉栓未収、未収金が高額なもの、未収が長期間に及ぶもの、給水停止の執行が困難なもの等）及び契約方法を検討しているところであり、未収金回収の確実性及び業務の効率化を図るため、弁護士法人による水道料金等未収金回収業務委託を実施し、徴収率の向上に努める。</u>	検討中	滞納者に対する債権管理を適正に行うため、令和元年度から徴収業務委託業者との間で毎月定例会を実施している。その中で、長期高額滞納者を対象として、個々の納付状況、折衝内容等について委託業者から報告を受け、分割納額の引上げや納付の約束が不履行であった滞納者に対する給水停止の執行などについて委託業者に指示することにより、滞納の長期化防止に努めている。また、未収金回収の確実性及び業務の効率化を図るため、長期滞納となっている債権及び回収困難な債権について、顧問弁護士に相談し、徴収率の向上に努めていきたい。 なお、水道料金の滞納繰越分回収率は、平成30年11月末現在73.26%、令和元年年11月末現在74.23%、令和2年11月末現在75.08%となっている。	18	平成31年2月21日
公営企業局	計画担当	133	意見	下水道施設の位置づけを明確化した上で、低利用地の活用方針を明らかにするよう検討されたい。	現状の利用状況を鑑みれば、十分に有効活用ができていない下水道用地が存在している。 次期「下水道ビジョン」において、施設のあり方を検討された結果として当該施設の位置づけを明確にすることが肝要である。その上で、今後当該土地をどのように活用するか決定を行うことを検討されたい。	<u>指摘にあるような下水道用地については、今後、ポンプ場や処理場等の下水道施設の更新時に、建替え先となる建設地や工事ヤードとして確保しておく必要があるが、次期「下水道ビジョン」を策定するなかで、各施設の更新時期や建替えに向けた全体スケジュールが整理でき、有効利用ができる期間の目安が明確となったことから、令和4年度からの次期ビジョン期間の取組みとして当該下水道用地の有効利用を検討していく。</u>	検討中	指摘にあるような下水道用地については、今後、ポンプ場や処理場等の下水道施設の更新時に、建替え先となる建設地や工事ヤードとして確保しておく必要があり、次期ビジョンの審議会の中で、長期の建替えスケジュールを検討し、各施設の建替え時期が明確になることから、今後、施設の更新時期、施設規模などに合わせて下水道用地の有効利用（避難所、公園・広場、駐車場及びスポーツ関連施設等）も含めた検討を行っている。	30	平成31年2月21日

平成30年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<平成30年度>監査テーマ：公営企業会計（上水道・工業用水道・下水道）の事務管理について

局名	指摘先	ページ	区分	指摘内容	指摘の概要	令和4年2月28日時点の措置内容要旨 (下線部は昨年度の措置内容との変更点)	措置状況	令和3年4月26日公表分	連番	監査結果 報告日
公営企業局	計画担当	149	意見	下水道の広域化対応の検討に関して次期「下水道ビジョン」に記載するよう検討された。	市の下水道（雨水処理と汚水処理）処理への対応に関して、今までは各自治体での対応が前提であったが、人口減少により水道と同じく下水道においても、“誰が”“どのような形で”事業主体となるべきなのかについて、国（下水道事業においては国土交通省）を中心として広域化の議論が検討され始めている。 市での下水道事業についてすぐに事業主体の変更が起こる可能性は低いと考えるが、将来市を超えた広域での事業体を共同で設立して対応することが地域住民にとっても経済性・効率性の観点から必要となると考える。 広域化の方策として、水道と地域範囲を同じくするのか、水道とは別途での対応を図るのか、方策はいろいろと考えられるところであるが、今後の広域化議論については、市民にとっていずれが有効なのかの観点から検討を進めることを期待する。 次期の「下水道ビジョン」においても、次期対象期間中での事業にはならないとしても、長期的な事業として広域化についての課題認識とその対応方針についての記載がされるよう検討された。	下水道処理（雨水処理と汚水処理）については、区域の50%程度を既に県の武庫川下流域下水道（関連市：尼崎市・西宮市・伊丹市・宝塚市）で広域化しており、汚泥処理についても処理区域全域を兵庫県東下水汚泥広域処理場（関連市：神戸市・三田市・尼崎市・西宮市・伊丹市・宝塚市）において広域化済みであり、事業の効率化に向けた広域化の取組みは進んでいる。 残る単独公共下水道分の広域化については、次期ビジョン期間からの取組みとして、ストックマネジメント手法により今後100年間をかけてポンプ場や処理場の建替えを順次、実施するなかで、施設管理の効率化や災害時の相互融通などの観点を踏まえ、検討していく。	検討中	下水道処理（雨水処理と汚水処理）については、区域の50%程度を既に県の武庫川下流域下水道（関連市：尼崎市・西宮市・伊丹市・宝塚市）で広域化しており、汚泥処理についても処理区域全域を兵庫県東下水汚泥広域処理場（関連市：神戸市・三田市・尼崎市・西宮市・伊丹市・宝塚市）において広域化済みであり、事業の効率化に向けた広域化の取組みは進んでいる。残る単独公共下水道分の広域化については、次期ビジョン期間からの取組みとして、ストックマネジメント手法により今後100年間をかけてポンプ場や処理場の建替えを順次、実施するなかで、施設管理の効率化や災害時の相互融通などの観点を踏まえ、検討していく。	39	平成31年2月21日
公営企業局	計画担当	151	意見	次期「水道ビジョン」、「下水道ビジョン」において、今後の投資計画及びその効果を十分市民に説明できるように検討されたい。	主として、高度成長期に整備された水道事業、工業用水道事業および下水道事業の施設、設備、管および管きよ等の更新時期が一斉に到来することが予測されている。一度に多額の支出が発生することは、市の財政状況に重要な影響を与えるため、施設等の長寿命化や適正配置等により、更新投資の平準化を図る必要がある。 これまで、長寿命化計画や施設整備計画を策定し、計画的に設備等の改修や更新を行ってきたところであるが、施設の適正配置や長寿命化が将来の更新・修繕費等の平準化に向けてどれほどの効果をもたらすものであるかが明らかとなっていない。 次期「水道ビジョン」、「下水道ビジョン」においては、計画に沿った施策の実施および更新・修繕費等の平準化を図った場合にどのような経済的（定量的）な効果をもたらすのか試算および考慮した計画となるように策定されたい。 次期「水道ビジョン」、「下水道ビジョン」においては、施設等の長寿命化および更新投資の平準化により将来にどれほどの効果をもたらすのかを試算し、かつ、その目標達成のためにどのような施設等の更新が必要であるのかを、市民に説明できるように検討されたい。	令和元年度に策定した「あますいビジョン2029」において、水道事業と工業用水道事業については、ともに40年先を見据えた施設の再構築・整備に向けて、計画的な施設・管路の更新やダウンサイズによる投資の軽減化、また、設備の延命化による維持管理費用の軽減化を図ることとする方向性を定めた。 下水道事業については、令和3年度末策定予定である次期「下水道ビジョン」（令和4年度から令和13年度まで）の中で、これまで実施してきた改築更新や浸水対策、地震対策、高度処理化等の機能向上を含めた取組みに加え、新たな課題であるポンプ場や処理場の再構築を踏まえた長期的な事業費の平準化手法を用いた投資計画を策定し、ストックマネジメント手法による100年間の更新投資費の平準化状況と従来手法とを比較した投資削減効果を示す予定であり、次期「下水道ビジョン」の策定に向けて事務を進めている。	検討中	令和元年度に策定した「あますいビジョン2029」において、水道事業と工業用水道事業については、ともに40年先を見据えた施設の再構築・整備に向けて、計画的な施設・管路の更新やダウンサイズによる投資の軽減化、また、設備の延命化による維持管理費用の軽減化を図ることとする方向性を定めた。 下水道事業については、次期「下水道ビジョン」（令和4年度から令和13年度まで）の中で、これまで実施してきた改築更新や浸水対策、地震対策、高度処理化等の機能向上を含めた取組みに加え、新たな課題であるポンプ場や処理場の再構築を踏まえた長期的な事業費の平準化手法を用いた投資計画を策定し、その効果等を市民に説明していく。	40	平成31年2月21日

平成29年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<平成29年度監査 監査テーマ：委託契約に関する財務事務の執行について>

局名	指摘先	ページ	区分	指摘内容	指摘の概要	令和4年2月28日時点の措置内容要旨 (下線部は昨年度の措置内容との変更点)	措置状況	令和3年4月26日公表分	連番	監査結果 報告日
都市整備局	公園維持課	171	意見	履行確認の文書化	業務委託契約書の第15条において、「受託者は、委託業務を完了したときは、直ちに、委託業務の成果を委託者に報告しなければならない。」と定められている。 委託業務の履行に関して、業務実施報告書については写真が添付されており、所管課は、あらかじめ仕様書に記載のとおり、業務遂行されていることや、その実施時期が適切であったことを、当該写真などにより確認していることだが、こういった履行確認のチェックポイントが文書化されていない。このため、履行確認の項目・水準の検討が属人的となり、人事異動があったときなどには、委託業務の適切な評価が実施できないおそれがある。 履行確認のチェックポイントを記載した上で業務実施報告書等を回付し、課長の承認決裁を得ることが望まれる	これまで四半期に1度提出を受けていた業務委託報告書を令和3年度から毎月提出を求め、履行確認の頻度を高めるとともに、チェックシートを作成し、履行確認を行うようにした。	対応済	履行確認のチェックポイントの文書化については、令和3年度からの実施に向けて進める。	82	平成30年2月23日
都市整備局	公園維持課	177	意見	履行確認の文書化	業務委託契約書の第15条において、「受託者は、委託業務を完了したときは、直ちに、委託業務の成果を委託者に報告しなければならない。」と定められている。 委託業務の履行に関して、業務実施報告書については写真が添付されており、所管課は、あらかじめ仕様書に記載のとおり、業務遂行されていることや、その実施時期が適切であったことを、当該写真などにより確認していることだが、こういった履行確認のチェックポイントが文書化されていない。このため、履行確認の項目・水準の検討が属人的となり、人事異動があったときなどには、委託業務の適切な評価が実施できないおそれがある。 履行確認のチェックポイントを記載した上で業務実施報告書等を回付し、課長の承認決裁を得ることが望まれる。	これまで四半期に1度提出を受けていた業務委託報告書を令和3年度から毎月提出を求め、履行確認の頻度を高めるとともに、チェックシートを作成し、履行確認を行うようにした。	対応済	履行確認のチェックポイントの文書化については、令和3年度からの実施に向けて進める。	83	平成30年2月23日
都市整備局	公園維持課 公園計画・21世紀の森担当	183	意見	公園の包括的管理契約	当該委託契約は、フィールド公園に対する施設の管理業務と、当該施設を拠点として行う事業（緑化啓発事業、公園保護育成事業）を含む包括委託契約である。 公の施設の管理については、指定管理者制度の導入もしくは直営のいずれかによる必要があるが、当該施設については包括管理委託業務の一種随意契約が継続している。市として、指定管理者制度の範囲を広げる方針の中、定期的に指定管理者が公募されるべき公の施設について、現在の状況が継続すると、議会の承認を経ずして契約された団体へ管理委託されることにより、業務のコストの高止まりや品質保持に関するリスクが生じるおそれがある。 そこで、これらの弊害を除くために、フィールド公園についても公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とする指定管理者制度の導入を検討し、民間も含め公募により選定された指定管理候補者を議会の議決により決定することが望まれる。	公益財団法人尼崎緑化公園協会は、令和3年度より尼崎中高年事業体の緑化部門を引き受けており、これに伴い今年度、順次仕様内容については検証を行っている。また、発注方法については、令和2年度度より土木部全体で公園や道路も含めた包括委託や指定管理者制度導入などを検討している。	検討中	フィールド公園については、今後も施設の管理業務、緑化啓発事業、公園保護育成事業を一体的に行うこととしているものの、指摘にあるように、さらなる経費の削減と住民サービスの向上を図ることを目的に、指定管理者制度等を導入するよう検討を進めている。	44	平成30年2月23日

平成29年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<平成29年度監査 監査テーマ：委託契約に関する財務事務の執行について>

局名	指摘先	ページ	区分	指摘内容	指摘の概要	令和4年2月28日時点の措置内容要旨 (下線部は昨年度の措置内容との変更点)	措置状況	令和3年4月26日公表分	連番	監査結果 報告日
都市整備局	公園維持課	181	意見	一者随意契約の見直し	<p>地方公共団体が委託先を選定する場合には、不特定多数の参加者を募る「一般競争入札」が原則とされており、「指名競争入札」や「随意契約」は、例外的な取扱いとして認められている。</p> <p>委託先を選定に当たり競争性を機能させ、事業の経済性を確保する観点からは、原則どおり入札の徹底が望まれ、やむを得ず、随意契約による場合であっても、プロポーザル方式によるか、少なくとも複数見積書の徴取の徹底が望まれる。</p> <p>しかし、当該委託業務においては、公益財団法人尼崎緑化公園協会との一者随意契約が継続しており、複数見積書の徴取も一部の業務についてのみとなっているため、競争原理が働いていない状況である。このため、委託料の金額の適切性の検証ができていない。また、一部の業務については3者の相見積をとっているものの、一番低い相手先の金額ではなく、3者の平均を予定価格として、契約金額を決定してしまっている。</p> <p>所管課による一者随意契約を行っている論拠は以下のとおりである。</p> <p>「各公園で活動している市民ボランティアとの協働による花壇管理やイベントの開催など、より多くの市民が花や緑に関心や知識を深められるよう緑化普及啓発事業を行うことが本業務に含まれており、その目的・性質が競争入札に適さない。また、昭和27年に設立された公益財団法人尼崎緑化公園協会は、設立以来本市の緑化普及活動を担っており、高度な園芸知識と様々な緑化関係団体との繋がりを有する本市が出身している公益財団法人であり、当該委託業務が公益財団法人尼崎緑化公園協会の設立趣旨に合致しているため、このため、『委託業務の性質又は目的が競争入札に適さないもの』（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）に該当し、一者随意契約を継続している。」</p> <p>しかし、『随意契約ガイドライン』の2号随意契約の要点に「<u>単に、『業務内容を熟知しており信用度が高いこと』『当該業務に精通していること』等のみをもって当該契約者を限定していないか</u>」の記載があることから、当該委託業務のうち、少なくともフィールド公園等における通常の維持管理（除草、清掃、剪定等）については、一者随意契約を容認する要件には該当せず、民間への委託は可能であると考えられる。</p> <p>現在の状況が継続すると、一者随意契約が継続的に行われることにより、競争原理が機能せず、委託料が高止まりとなるおそれがある。したがって、少なくとも施設の維持管理業務を委託する業者の選定については、業者の選定に競争性を確保し、経済性確保への努力が望まれる。</p>	<p>フィールド公園については、今後も施設の管理業務、緑化啓発事業、公園保護育成事業を一体的に行うこととしているものの、指摘にあるように、さらなる経費の削減と住民サービスの向上を図ることを目的に、指定管理者制度等を導入するよう検討を進めている。</p> <p>フィールド公園については、今後も施設の管理業務、緑化啓発事業、公園保護育成事業を一体的に行うこととしているものの、指摘にあるように、さらなる経費の削減と住民サービスの向上を図ることを目的に、指定管理者制度等を導入するよう検討を進めている。</p>	検討中		52	平成30年2月23日
教育委員会事務局	スポーツ推進課	301	意見	一者随意契約の見直し	<p>地方公共団体が委託先を選定する場合には、不特定多数の参加者を募る「一般競争入札」が原則とされており、「指名競争入札」や「随意契約」は、例外的な取扱いとして認められている。</p> <p>委託先を選定に当たり競争性を機能させ、事業の経済性を確保する観点からは、原則どおり入札の徹底が望まれ、やむを得ず、随意契約による場合であっても、プロポーザル方式によるか、少なくとも複数見積書の徴取の徹底が望まれる。</p> <p>しかし、当該業務委託においては、外郭団体である公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団との一者随意契約が継続しており、複数見積書の徴取もできていないため、競争原理が働いていない状況である。このため、委託料の金額の適切性の検証ができていない。</p> <p>一者随意契約が継続している理由が所管課によると、一者随意契約を行っている論拠は以下のとおりである。</p> <p>「本市の出身団体である公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団は、これまで本市と一体となっており、本市のスポーツの推進に取り組んでおり、本市のスポーツ推進に大きく寄与している。トレーニング指導業務は、ベイコム総合体育館内のトレーニング室において、トレーニング室利用者へ指導を行うことにより、市民がより効果的にトレーニングができるようにしようとしているものであり、本市のスポーツ推進事業の一環として、尼崎市スポーツ振興事業団が他の事業と合わせて行うことにより、より効果的に事業を推進できるものと考えられる。また、トレーニング指導業務は、2023年度の実績は増加傾向であり、良好な実績を築いている。以上のことから、平成28年度も引き続き尼崎市スポーツ振興事業団にトレーニング指導事業を委託することにより、当該事業を含めた本市スポーツ推進事業を効果的に運営しようとするものである。」とのことである。</p> <p>本業務委託は、国、地方公共団体その他の公法人及び市が出資している公益法人並びにこれらに準ずる団体との契約（尼崎市契約事務規程第3条第2項第13号「資産統括局長が適当と認める契約」）の取扱いを通知している「総務局長通知（平成21年2月16日尼契第6770号）」別紙のII(4)に該当するため、一者随意契約を継続している。</p> <p>しかし、『随意契約ガイドライン』の2号随意契約の要点に「<u>単に、『業務内容を熟知しており信用度が高いこと』『当該業務に精通していること』等のみをもって当該契約者を限定していないか</u>」の記載があることから、当該委託業務については、他の自治体において同様の業務がプロポーザル方式により公募されていることから、一者随意契約を容認する要件には該当せず、民間への委託は可能であると考えられる。</p> <p>現在の状況が継続すると、一者随意契約が継続的に行われることにより、競争原理が機能せず、委託料が高止まりとなるおそれがある。したがって、業者の選定については、競争性を確保し、経済性確保への努力が望まれる。</p>	<p>事業団については、行政と民間が一体となった体育・スポーツの振興組織として、広く体育・スポーツの振興を図ることにより、市民の健康・体づくりと地域の活性化に寄与することを目的として、市によって設立された公益法人であり、設立以来、記念公園及び社会体育施設の管理運営を行うとともに、前述の目的に資する各種事業について、当該施設を拠点に継続して実施してきた。このことは「指定管理者制度について（指針）」に規定する「<u>団体の設立趣旨が施設の設置目的と合致しており、団体において、施設の目的に沿った自主事業等が実施できる場合は、特定の団体を指定管理者とすることができると</u>」に該当する。</p> <p>また市が策定した「外郭団体等への派遣・輪流等の基準」において、事業団については「<u>市と一体的あるいは市に代わって、市の政策に合致した事業を展開する団体（分類Ⅰ）</u>」として、<u>人的支援や財政的支援が行える団体として改めて位置付けられている。</u></p> <p>なお、施設評価において分類Ⅰに該当する外郭団体等とともに取組成果を確認する仕組みを構築して運用開始したところであるが、現在、外郭団体に対する指定管理の公募、非公募の基準見直しなどについても検討中であることから、これらを踏まえて対応していく。</p>	検討中		55	平成30年2月23日

平成29年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<平成29年度監査 監査テーマ：委託契約に関する財務事務の執行について>

局名	指摘先	ページ	区分	指摘内容	指摘の概要	令和4年2月28日時点の措置内容要旨 (下線部は昨年度の措置内容との変更点)	措置状況	令和3年4月26日公表分	連番	監査結果 報告日
都市整備局	公園計画・21世紀の森担当	189	意見	特定の業務の履行を目的として設立された外部団体への委託に関する対応方針の検討・明文化	当該委託業務においては、市の外部団体である公益財団法人尼崎緑化公園協会との一者随意契約が継続している。 所管課は、市民との協働により、市内を花でいっぱいにし、イメージアップを図るとともに、市民の緑化意識を高揚するという、当該委託事業の性質又は目的が競争入札に適しておらず、また、公益財団法人尼崎市公園緑化協会の設置目的が当該委託事業と一致していることを一者随意契約とする理由としている。しかし、一者随意契約を継続することは業者選定の透明性の確保の観点からは好ましくなく、また、競争原理が働かない結果、委託料の適切性の検証が行えないという問題が生じるおそれがある。そのため、市出資団体の設置目的と一致する事業について、「その性質又は目的が競争入札に適さない場合」という2号随意契約に該当するか否かの判断がぶれないように、全市の方針を検討し、示すことが望まれる。 市は、例えば、「出資団体へ業務を委託する場合、当該委託業務の履行を目的として設立された市の出資団体への委託であるという点のみを掲げ所として、安易に『その性質又は目的が競争入札に適さない』契約であると判断すべきではない。当該業務について、類似業務も含め民間が実施していないため、競争原理が働く環境にないということを厳格に審査の上、2号随意契約に該当するか否かを判断すること」というように、当該業務の履行を目的として設立された外部団体への一者随意契約の可否を判断する際の全市の方針を、検討の上明文化することが望まれる。所管課がそれに従い、委託業者を選定すれば、業者選定の透明性の確保の推進へ寄与できるものと考ええる。	現在、本市全体における市出資団体の設置目的と一致する事業が2号随意契約に該当するか否かの判断基準等の策定に向けた検討を進めているため、策定後に当該判断基準等に基づき対応していく。	検討中	現在、本市全体における市出資団体の設置目的と一致する事業が2号随意契約に該当するか否かの判断基準等の策定に向けた検討を進めているため、策定後に当該判断基準等に基づき対応していく。	56	平成30年2月23日
公営企業局	浄水管理課 神崎浄水場運転監視業務委託	228	意見	委託業務の品質管理のための評価	委託業務において、履行状況の点検だけでなく、当該業務の質を確保するという品質管理の観点から、業務の総合評価を行い、業務改善に向けた指示や指導を行うことが望まれる。 総合評価の評価項目としては、一般的には、業務目的の理解、技術力の発揮、協議記録の提出、作業の進捗管理、積極的な取組への姿勢、局からの要請への対応状況、トラブルへの対応状況、品質管理のための自主的な取組、業務の目的の達成度、予定価格に対する委託契約額の割合などが考えられる。評価指標として、委託業務のKPIを設定することも有効である。 同額の委託料を支払ったとしても、例えば、仕様書どおりの履行が確保されている場合、局の指導を経て履行が確保された場合、改善指示を要する不適切な履行があった場合とは、業務の総合評価は異なるものと考えられる。委託業務の総合評価を行わなければ、委託業務の品質を適切に管理することができず、今後の業務改善に向けた指導が徹底できないおそれや、今後の委託業務の品質管理のための課題を把握できないおそれがある。 局として、契約期間を通じて上記の項目などを評価項目とする「委託業務評価シート」の様式を設定し、委託業務の総合評価を行い、目標と実績の差異の分析評価により、次年度の業務の改善へつなげることが望まれる。	日本水道協会が水道施設の運転管理業務等の業務評価手法として公表している水道施設管理業務評価マニュアルを参考に、 <u>神崎浄水場(主)1号場運転監視業務委託の実状に沿った業務評価要領に基づき、令和2年度締結の委託契約分から業務評価を実施しており、評価結果を踏まえた委託業務の質の確保及び向上につなげている。</u>	対応済	令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである「尼崎市業務見直しガイドライン」において委託業務を総合評価する外部委託評価シートを定めたことから、今後、この外部委託評価シートを活用し、委託業務の効果や課題等を分析し、委託内容の改善に向けて努めていく。	116	平成30年2月23日
都市整備局	公園計画・21世紀の森担当	181	意見	事業の効果の定期的な検討	当該委託業務に含まれる上坂部西公園相談所業務については相談に訪れた1人当たりのコストが4,375円に上っている。その要因は、相談員を359人配置しているのに対して、相談に訪れた市民は3,786人であり、相談実績に比して人件費が高額になっていることにある。現在の状況が継続すると、効果に見合わないコストが発生し続けるリスクがあると考えられる。 従来踏襲型の配置を行うのではなく、委託業務の目標の達成度を評価するための指標（KPI）を設定して評価を行い、効果の低いものについては事業の在り方を見直すことが望まれる。	令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである「尼崎市業務見直しガイドライン」において委託業務を総合評価する外部委託評価シートを定めたことから、今後、対象事業の整理を行った上で、この外部委託評価シートを活用し、委託業務の効果や課題等を分析し委託内容の改善に向けて努めていく。	検討中	令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである「尼崎市業務見直しガイドライン」において委託業務を総合評価する外部委託評価シートを定めたことから、今後、この外部委託評価シート等を活用し、委託業務の効果や費用対効果等を分析し、事業の在り方を踏まえた検討を行っていく。	57	平成30年2月23日

平成29年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<平成29年度監査 監査テーマ：委託契約に関する財務事務の執行について>

局名	指摘先	ページ	区分	指摘内容	指摘の概要	令和4年2月28日時点の措置内容要旨 (下線部は昨年度の措置内容との変更点)	措置状況	令和3年4月26日公表分	連番	監査結果 報告日
総合政策局	広報課	64	意見	委託業務の品質管理のための評価	委託業務において、市は、履行状況の点検だけではなく、当該業務の質を確保するという品質管理の観点から、業務の総合評価を行い、業務改善に向けた指示や指導を行うことが望まれる。総合評価の評価項目としては、一般的には、業務目的の理解、技術力の発揮、協議記録の提出、作業の進捗管理、積極的な取組への姿勢、市からの要請への対応状況、トラブルへの対応状況、品質管理のための自主的な取組、業務の目的の達成度、予定価格に対する委託契約額の割合などが考えられる。評価指標として、委託業務のKPIを設定することも有効である。 しかし、コミュニティFM放送事業についての事務事業評価は行われていない。 同額の委託料を支払ったとしても、仕様書どおりの履行が確保されている場合、市の指導を経て履行が確保された場合、改善指示を要する不適切な履行があった場合とでは、業務の総合評価は異なるものと考えられる。委託業務の総合評価を行わなければ、委託業務の品質を適切に管理することができず、今後の業務改善に向けた指導が徹底できないおそれや、今後の委託業務の品質管理のための課題を把握できないおそれがある。 市として契約期間を通じて上記の項目などを記載する「委託業務総合評価シート」を設定し、委託業務の総合評価を行うことが考えられる。当該委託業務については、上記項目に追加して、例えば、「『エフエムあまがさきの市政広報番組を聞きますか?』というアンケートへの「聞く」の回答率」などをKPIとして設定して、目標と実績の差異の分析評価により次年度の業務改善へつなげることが望まれる。	令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである「尼崎市業務見直しガイドライン」において委託業務を総合評価する外部委託評価シートを定めたことから、 <u>今後、対象事業の整理を行った上で、この外部委託評価シートを活用し、委託業務の効果や課題等を分析し委託内容の改善に向けて努めていく。</u>	検討中	令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである「尼崎市業務見直しガイドライン」において委託業務を総合評価する外部委託評価シートを定めたことから、今後、この外部委託評価シートを活用し、委託業務の効果や課題等を分析し、委託内容の改善に向けて努めていく。	92	平成30年2月23日
健康福祉局	健康支援推進担当	74	意見	委託業務の品質管理のための評価	委託業務において、市は、履行状況の点検だけではなく、当該業務の質を確保するという品質管理の観点から、業務の総合評価を行い、業務改善に向けた指示や指導を行うことが望まれる。 総合評価の評価項目としては、一般的には、業務目的の理解、技術力の発揮、協議記録の提出、作業の進捗管理、積極的な取組への姿勢、市からの要請への対応状況、トラブルへの対応状況、品質管理のための自主的な取組、業務の目的の達成度、予定価格に対する委託契約額の割合などが考えられる。また、評価指標として、委託業務のKPIを設定することも有効である。 平成28年度特定健康診査受診率は目標55%と設定し、平成28年度の速報値での実績(38.5%)と比較検討しているが、当該委託業務に対する総合評価は行われていない。これは、市の方針として委託業務の総合評価を行うことがルール化されていないことによる。 同額の委託料を支払ったとしても、仕様書どおりの履行が確保されている場合、市の指導を経て履行が確保された場合、改善指示を要する不適切な履行があった場合とでは、業務の総合評価は異なる。委託業務の総合評価を行わなければ、委託業務の品質を適切に管理することができず、今後の業務の改善に向けた指示を行えないおそれや、今後の委託業務の品質管理のための課題を把握できないおそれがある。 このため、契約期間を通じて、上記の項目などを記載する「委託業務総合評価シート」を設定するなどにより、委託業務の総合評価を行い、次年度の業務の改善へつなげることが望まれる。	令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである「尼崎市業務見直しガイドライン」において委託業務を総合評価する外部委託評価シートを定めたことから、 <u>今後、対象事業の整理を行った上で、この外部委託評価シートを活用し、委託業務の効果や課題等を分析し委託内容の改善に向けて努めていく。</u>	検討中	令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである「尼崎市業務見直しガイドライン」において委託業務を総合評価する外部委託評価シートを定めたことから、今後、この外部委託評価シートを活用し、委託業務の効果や課題等を分析し、委託内容の改善に向けて努めていく。	93	平成30年2月23日

平成29年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<平成29年度監査 監査テーマ：委託契約に関する財務事務の執行について>

局名	指摘先	ページ	区分	指摘内容	指摘の概要	令和4年2月28日時点の措置内容要旨 (下線部は昨年度の措置内容との変更点)	措置状況	令和3年4月26日公表分	連番	監査結果 報告日
健康福祉局	健康支援推進担当	79	意見	委託業務の品質管理のための評価	<p>委託業務において、市は、履行状況の点検だけではなく、当該業務の質を確保するという品質管理の観点から、業務の総合評価を行い、業務改善に向けた指示や指導を行うことが望まれる。</p> <p>総合評価の評価項目としては、一般的には、業務目的の理解、技術力の発揮、協議記録の提出、作業の進捗管理、積極的な取組への姿勢、市からの要請への対応状況、トラブルへの対応状況、品質管理のための自主的な取組、業務の目的の達成度、予定価格に対する委託契約額の割合などが考えられる。また、評価指標として、委託業務のKPIを設定することも有効である。</p> <p>平成28年度特定健康診査受診率は目標55%と設定し、平成28年度の連報値での実績(38.5%)と比較検討しているが、当該委託業務に対する総合評価は行われていない。これは、市の方針として委託業務の総合評価を行うことがルール化されていないことによる。</p> <p>同額の委託料を支払ったとしても、仕様書どおりの履行が確保されている場合、市の指導を経て履行が確保された場合、改善指示を要する不適切な履行があった場合は、業務の総合評価は異なる。委託業務の総合評価を行わなければ、委託業務の品質を適切に管理することができず、今後の業務の改善に向けた指示を行えないおそれや、今後の委託業務の品質管理のための課題を把握できないおそれがある。</p> <p>このため、上記の項目などを記載する「委託業務総合評価シート」を設定するなどにより、委託業務の総合評価を行い、次年度の業務の改善へつなげることが望まれる。</p>	<p>令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである「<u>尼崎市業務見直しガイドライン</u>」において委託業務を総合評価する外部委託評価シートを定めたことから、<u>今後、対象事業の整理を行った上で、この外部委託評価シートを活用し、委託業務の効果や課題等を分析し委託内容の改善に向けて努めている。</u></p>	検討中	<p>令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである「<u>尼崎市業務見直しガイドライン</u>」において委託業務を総合評価する外部委託評価シートを定めたことから、<u>今後、この外部委託評価シートを活用し、委託業務の効果や課題等を分析し、委託内容の改善に向けて努めていく。</u></p>	94	平成30年2月23日
健康福祉局	健康支援推進担当	84	意見	委託業務の品質管理のための評価	<p>委託業務において、市は、履行状況の点検だけではなく、当該業務の質を確保するという品質管理の観点から、業務の総合評価を行い、業務改善に向けた指示や指導を行うことが望まれる。</p> <p>総合評価の評価項目としては、一般的には、業務目的の理解、技術力の発揮、協議記録の提出、作業の進捗管理、積極的な取組への姿勢、市からの要請への対応状況、トラブルへの対応状況、品質管理のための自主的な取組、業務の目的の達成度、予定価格に対する委託契約額の割合などが考えられる。また、評価指標として、委託業務のKPIを設定することも有効である。</p> <p>平成28年度特定健康診査受診率は目標55%と設定し、平成28年度の連報値での実績は38.5%であることに、改善提案などを委託者へ要望しているが、当該委託業務に対する総合評価は行われていない。</p> <p>同額の委託料を支払ったとしても、仕様書どおりの履行が確保されている場合、市の指導を経て履行が確保された場合、改善指示を要する不適切な履行があった場合は、業務の総合評価は異なる。委託業務の総合評価を行わなければ、今後の業務の改善に向けた指示を行えないおそれや、今後の委託業務の品質管理のための課題を把握できないおそれがある。このため、契約期間を通じて、上記の項目などを記載する「委託業務総合評価シート」を設定するなどにより、委託業務の総合評価を行い、次年度の業務の改善へつなげることが望まれる。</p>	<p>令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである「<u>尼崎市業務見直しガイドライン</u>」において委託業務を総合評価する外部委託評価シートを定めたことから、<u>今後、対象事業の整理を行った上で、この外部委託評価シートを活用し、委託業務の効果や課題等を分析し委託内容の改善に向けて努めていく。</u></p>	検討中	<p>令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである「<u>尼崎市業務見直しガイドライン</u>」において委託業務を総合評価する外部委託評価シートを定めたことから、<u>今後、この外部委託評価シートを活用し、委託業務の効果や課題等を分析し、委託内容の改善に向けて努めていく。</u></p>	95	平成30年2月23日

平成29年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<平成29年度監査 監査テーマ：委託契約に関する財務事務の執行について>

局名	指摘先	ページ	区分	指摘内容	指摘の概要	令和4年2月28日時点の措置内容要旨 (下線部は昨年度の措置内容との変更点)	措置状況	令和3年4月26日公表分	連番	監査結果 報告日
資産統括局	庁舎管理課	94	意見	委託業務の品質管理のための評価	<p>委託業務において、履行状況の点検だけでなく、当該業務の質を確保するという品質管理の観点から、業務の総合評価を行い、業務改善に向けた指示や指導を行うことが望まれる。総合評価の評価項目としては、一般的には、業務目的の理解、技術力の発揮、協議記録の提出、作業の進捗管理、積極的な取組への姿勢、市からの要請への対応状況、トラブルへの対応状況、品質管理のための自主的な取組、業務の目的の達成度、予定価格に対する委託契約額の割合などが考えられる。</p> <p>しかし、現状では、設備運転日報及び業務毎に点検記録などの提出を受けて履行の確認を実施しているものの、委託業務に対する総合評価は行われていない。</p> <p>同額の委託料を支払ったとしても、仕様書どおりの履行が確保されている場合、市の指導を経て履行が確保された場合、改善指示を要する不適切な履行があった場合では、業務の総合評価は異なる。委託業務の総合評価を行わなければ、委託業務の品質を適切に管理することができず、今後の業務の改善に向けた指導が徹底できないおそれや、今後の委託業務の品質管理のための課題を把握できないおそれがある。</p> <p>市として、契約期間を通じて、上記の項目などを評価項目とする「委託業務総合評価シート」を設定し、委託業務の総合評価を行い、次年度の業務の改善へつなげることが考えられる。</p>	<p>令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである「尼崎市業務見直しガイドライン」において委託業務を総合評価する外部委託評価シートを定めたことから、今後、対象事業の整理を行った上で、この外部委託評価シートを活用し、委託業務の効果や課題等を分析し委託内容の改善に向けて努めていく。</p>	検討中	<p>令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである「尼崎市業務見直しガイドライン」において委託業務を総合評価する外部委託評価シートを定めたことから、今後、この外部委託評価シートを活用し、委託業務の効果や課題等を分析し、委託内容の改善に向けて努めていく。</p>	96	平成30年2月23日
資産統括局	庁舎管理課	99	意見	委託業務の品質管理のための評価	<p>委託業務において、履行状況の点検だけでなく、当該業務の質を確保するという品質管理の観点から、業務の総合評価を行い、業務改善に向けた指示や指導を行うことが望まれる。総合評価の評価項目としては、一般的には、業務目的の理解、技術力の発揮、協議記録の提出、作業の進捗管理、積極的な取組への姿勢、市からの要請への対応状況、トラブルへの対応状況、品質管理のための自主的な取組、業務の目的の達成度、予定価格に対する委託契約額の割合などが考えられる。また、評価指標として、委託業務のKPIを設定することも有効である。</p> <p>しかし、現状では、警備報告書などの提出を受けて履行の確認を実施しているのみであり、委託業務に対する総合評価は行われていない。</p> <p>同額の委託料を支払ったとしても、仕様書どおりの履行が確保されている場合、市の指導を経て履行が確保された場合、改善指示を要する不適切な履行があった場合では、業務の総合評価は異なる。委託業務の総合評価を行わなければ、委託業務の品質を適切に管理することができず、今後の業務の改善に向けた指導が徹底できないおそれや、今後の委託業務の品質管理のための課題を把握できないおそれがある。</p> <p>市として、契約期間を通じて、上記の項目などを評価項目とする「委託業務総合評価シート」を設定し、委託業務の総合評価を行い、次年度の業務の改善へつなげることが考えられる。</p>	<p>令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである「尼崎市業務見直しガイドライン」において委託業務を総合評価する外部委託評価シートを定めたことから、今後、対象事業の整理を行った上で、この外部委託評価シートを活用し、委託業務の効果や課題等を分析し委託内容の改善に向けて努めていく。</p>	検討中	<p>令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである「尼崎市業務見直しガイドライン」において委託業務を総合評価する外部委託評価シートを定めたことから、今後、この外部委託評価シートを活用し、委託業務の効果や課題等を分析し、委託内容の改善に向けて努めていく。</p>	97	平成30年2月23日

平成29年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<平成29年度監査 監査テーマ：委託契約に関する財務事務の執行について>

局名	指摘先	ページ	区分	指摘内容	指摘の概要	令和4年2月28日時点の措置内容要旨 (下線部は昨年度の措置内容との変更点)	措置状況	令和3年4月26日公表分	連番	監査結果 報告日
総務局	窓口担当	103	意見	委託業務の品質管理のための評価	<p>委託業務において、市は、履行状況の点検だけではなく、当該業務の質を確保するという品質管理の観点から、業務の総合評価を行い、業務改善に向けた指示や指導を行うことが望まれる。総合評価の評価項目としては、一般的には、業務目的の理解、技術力の発揮、協議記録の提出、作業の進捗管理、積極的な取組への姿勢、市からの要請への対応状況、トラブルへの対応状況、品質管理のための自主的な取組、業務の目的の達成度などが考えられる。評価指標として、委託業務のKPIを設定することも有効である。</p> <p>所管課では、月次報告書等の提出により履行確認を実施しているほか、定例会議（月次）において月次報告書に記載された項目の内容を協議しており、その中には、問合せ対応件数等以外にも、FAQに回答のない例外事項の対応、委託先が実施している日々の改善活動、ホームページの満足度調査等の報告も含まれている。また、所管課では、平成26年7月に当初5年間の業務の総括、平成28年1月～2月かけて満足度調査を実施するなど、委託業務の履行状況の確認は適切に行われているものの、当該委託業務に対する総合評価は行われていない。</p> <p>同額の委託料を支払ったとしても、仕様書などおりの履行が確保されている場合、市の指導を経て履行が確保された場合、改善指示を要する不適切な履行があった場合には、業務の総合評価は異なる。委託業務の総合評価を行わなければ、委託業務の品質を適切に管理することができず、今後の業務の改善に向けた指導が徹底できないおそれや、今後の委託業務の品質管理のための課題を把握できないおそれがある。</p> <p>市として、契約期間を通じて、上記の項目などを記載する「委託業務総合評価シート」を設定し、委託業務の総合評価を行うことが考えられる。当該委託業務については、上記項目に追加して、例えば、一次回答率、応答率などをKPIとして設定して、目標と実績の差異の分析評価により次年度の業務の改善へつなげることが望まれる。</p>	<p>令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである「尼崎市業務見直しガイドライン」において委託業務を総合評価する外部委託評価シートを定めたことから、今後、対象事業の整理を行った上で、この外部委託評価シートを活用し、委託業務の効果や課題等を分析し委託内容の改善に向けて努めていく。</p>	検討中	<p>令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである「尼崎市業務見直しガイドライン」において委託業務を総合評価する外部委託評価シートを定めたことから、今後、この外部委託評価シートを活用し、委託業務の効果や課題等を分析し、委託内容の改善に向けて努めていく。</p>	98	平成30年2月23日
総務局	市民課	112	意見	委託業務の品質管理のための評価	<p>委託業務において、市は、履行状況の点検だけではなく、当該業務の質を確保するという品質管理の観点から、業務の総合評価を行い、業務改善に向けた指示や指導を行うことが望まれる。総合評価の評価項目としては、一般的には、業務目的の理解、技術力の発揮、協議記録の提出、作業の進捗管理、積極的な取組への姿勢、市からの要請への対応状況、トラブルへの対応状況、品質管理のための自主的な取組、業務の目的の達成度などが考えられる。また、評価指標として、委託業務のKPIを設定することも有効である。</p> <p>しかし、現状では、実施報告などの提出を受けているのみであり、委託業務に対する総合評価は行われていない。</p> <p>同額の委託料を支払ったとしても、例えば仕様書などおりの履行が確保されている場合、市の指導を経て履行が確保された場合、改善指示を要する不適切な履行があった場合には、業務の総合評価は異なる。委託業務の総合評価を行わなければ、委託業務の品質を適切に管理することができず、今後の業務の改善に向けた指示が徹底できないおそれや、今後の委託業務の品質管理のための課題を把握できないおそれがある。</p> <p>市として、契約期間を通じて、上記の項目などを評価項目とする「委託業務総合評価シート」の様式を設定し、委託業務の総合評価を行うことが考えられる。また、上記項目に追加して、例えば、「市民満足度調査の点数」などのKPIを設定して、目標と実績の差異の分析評価により次年度の業務の改善へつなげることが望まれる。</p>	<p>令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである「尼崎市業務見直しガイドライン」において委託業務を総合評価する外部委託評価シートを定めたことから、今後、対象事業の整理を行った上で、この外部委託評価シートを活用し、委託業務の効果や課題等を分析し委託内容の改善に向けて努めていく。</p>	検討中	<p>令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである「尼崎市業務見直しガイドライン」において委託業務を総合評価する外部委託評価シートを定めたことから、今後、この外部委託評価シートを活用し、委託業務の効果や課題等を分析し、委託内容の改善に向けて努めていく。</p>	99	平成30年2月23日

平成29年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<平成29年度監査 監査テーマ：委託契約に関する財務事務の執行について>

局名	指摘先	ページ	区分	指摘内容	指摘の概要	令和4年2月28日時点の措置内容要旨 (下線部は昨年度の措置内容との変更点)	措置状況	令和3年4月26日公表分	連番	監査結果 報告日
総務局	国保年金課	116	意見	委託業務の品質管理のための評価	<p>委託業務において、市は履行状況の点検だけでなく、当該業務の質を確保するという品質管理の観点から、業務の総合評価を行い、業務改善に向けた指示や指導を行うことが望まれる。総合評価の評価項目としては、一般的には、業務目的の理解、技術力の発揮、協議記録の提出、作業の進捗管理、積極的な取組への姿勢、市からの要請への対応状況、トラブルへの対応状況、品質管理のための自主的な取組、業務の目的の達成度などが考えられる。評価指標として、委託業務のKPIを設定することも有効である。</p> <p>しかし、現状では、実施結果報告書（月次）などの提出を受けているのみで、徴収額・口座勘定数の数値目標の設定は行われているものの、委託業務に対する総合評価は行われていない。</p> <p>同額の委託料を支払ったとしても、例えば仕様書どおりの履行が確保されている場合、市の指導を経て履行が確保された場合、改善指示を要する不適切な履行があった場合には、業務の総合評価は異なる。委託業務の総合評価を行わなければ、委託業務の品質を適切に管理することができず、今後の業務の改善に向けた指示が徹底できないおそれや、今後の委託業務の品質管理のための課題を把握できないおそれがある。</p> <p>市として、契約期間を通じて、上記の項目などを評価項目とする「委託業務総合評価シート」の様式を設定し、委託業務の総合評価を行い、次年度の業務の改善へつなげることが望まれる。</p>	<p>令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである「<u>尼崎市業務見直しガイドライン</u>」において委託業務を総合評価する外部委託評価シートを定めたことから、<u>今後、対象事業の整理を行った上で、この外部委託評価シートを活用し、委託業務の効果や課題等を分析し委託内容の改善に向けて努めていく。</u></p>	検討中	<p>令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである「<u>尼崎市業務見直しガイドライン</u>」において委託業務を総合評価する外部委託評価シートを定めたことから、<u>今後、この外部委託評価シートを活用し、委託業務の効果や課題等を分析し、委託内容の改善に向けて努めていく。</u></p>	100	平成30年2月23日
健康福祉局	高齢介護課	122	意見	委託業務の品質管理のための評価	<p>委託業務において、市は、履行状況の点検だけでなく、当該業務の質を確保するという品質管理の観点から、委託先の当該業務の総合評価を行い、業務改善に向けた指示や指導を行うことが望まれる。</p> <p>総合評価の評価項目としては、一般的には、業務目的の理解、専門性の発揮、協議記録の提出、作業の進捗管理、積極的な取組への姿勢、市からの要請への対応状況、トラブルへの対応状況、品質管理のための自主的な取組、業務の目的の達成度、予定価格に対する委託契約額の割合などが考えられる。</p> <p>業務実施報告書にて取組状況、成果・実績・推進上の課題の把握を行うとともに近隣他都市との協議等を通じて、適切な評価指標の設定に向けて検討を行っているが、委託業務に対する総合評価は行われていない。</p> <p>同額の委託料を支払ったとしても、仕様書どおりの履行が確保されている場合、市の指導を経て履行が確保された場合、改善指示を要する不適切な履行があった場合には、業務の総合評価は異なる。委託業務の総合評価を行わなければ、今後の業務の改善に向けた指示を行えないおそれや、今後の委託業務の品質管理のための課題を把握できないおそれがある。</p> <p>市として、契約期間を通じて、上記の項目などを記載する、「委託業務総合評価シート」を設定するなどにより、委託業務の総合評価を行い、次年度の業務の改善へつなげることが望まれる。</p>	<p>令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである「<u>尼崎市業務見直しガイドライン</u>」において委託業務を総合評価する外部委託評価シートを定めたことから、<u>今後、対象事業の整理を行った上で、この外部委託評価シートを活用し、委託業務の効果や課題等を分析し委託内容の改善に向けて努めていく。</u></p>	検討中	<p>令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである「<u>尼崎市業務見直しガイドライン</u>」において委託業務を総合評価する外部委託評価シートを定めたことから、<u>今後、この外部委託評価シートを活用し、委託業務の効果や課題等を分析し、委託内容の改善に向けて努めていく。</u></p>	101	平成30年2月23日

平成29年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<平成29年度監査 監査テーマ：委託契約に関する財務事務の執行について>

局名	指摘先	ページ	区分	指摘内容	指摘の概要	令和4年2月28日時点の措置内容要旨 (下線部は昨年度の措置内容との変更点)	措置状況	令和3年4月26日公表分	連番	監査結果 報告日
経済環境局	経済活性化課 地域産業課 しこと支援課	137	意見	委託業務の品質管理のための評価	<p>委託業務において、市は、履行状況の点検だけでなく、当該業務の質を確保するという品質管理の観点から、業務の総合評価を行い、業務改善に向けた指示や指導を行うことが望まれる。総合評価の評価項目としては、一般的には、業務目的の理解、技術力の発揮、協議記録の提出、作業の進捗管理、積極的な取組への姿勢、市からの要請への対応状況、トラブルへの対応状況、品質管理のための自主的な取組、業務の目的の達成度、予定価格に対する委託契約額の割合などが考えられる。また、評価指標として、委託業務のKPIを設定することも有効である。</p> <p>しかし、当該委託業務については、業務実施報告書にて取組・課題・支援策等を確認している業務もあるが、総合評価は行われていない。これは、市の方針として委託業務の総合評価を行うことがルール化されていないためである。</p> <p>同額の委託料を支払ったとしても、仕様書どおりの履行が確保されている場合、市の指導を経て履行が確保された場合、改善指示を要する不適切な履行があった場合では、業務の総合評価は異なる。委託業務の総合評価を行わなければ、委託業務の品質を適切に管理することができず、今後の業務の改善に向けた指導が徹底できないおそれや、今後の委託業務の品質管理のための課題を把握できないおそれがある。</p> <p>市として、契約期間を通じて、上記の項目などを記載する「委託業務総合評価シート」を設定し、委託業務の総合評価を行うことが考えられる。そして、当該委託業務については、上記項目を追加して、例えば中小企業新技術・新製品創出支援事業の申請件数などをKPIとして設定して、目標値と実績値の評価分析により、次年度の業務の改善へつなげることが望まれる。</p>	<p>令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである「<u>尼崎市業務見直しガイドライン</u>」において委託業務を総合評価する外部委託評価シートを定めたことから、今後、対象事業の整理を行った上で、この外部委託評価シートを活用し、委託業務の効果や課題等を分析し委託内容の改善に向けて努めていく。</p>	検討中	<p>令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである「<u>尼崎市業務見直しガイドライン</u>」において委託業務を総合評価する外部委託評価シートを定めたことから、今後、この外部委託評価シートを活用し、委託業務の効果や課題等を分析し、委託内容の改善に向けて努めていく。</p>	102	平成30年2月23日
経済環境局	業務課	143	意見	委託業務の品質管理のための評価	<p>委託業務において、市は、履行状況の点検だけでなく、当該業務の質を確保するという品質管理の観点から、業務の総合評価を行い、業務改善に向けた指示や指導を行うことが望まれる。総合評価の評価項目としては、一般的には、業務目的の理解、技術力の発揮、協議記録の提出、作業の進捗管理、積極的な取組への姿勢、市からの要請への対応状況、トラブルへの対応状況、品質管理のための自主的な取組、業務の目的の達成度、予定価格に対する委託契約額の割合などが考えられる。また、評価指標として、委託業務のKPIを設定することも有効である。</p> <p>しかし、当該委託業務については、不法投棄の品目の分析や排出の傾向等の特を確認しているが、総合評価は行われていない。これは、市の方針として委託業務の総合評価を行うことがルール化されていないためである。</p> <p>同額の委託料を支払ったとしても、仕様書どおりの履行が確保されている場合、市の指導を経て履行が確保された場合、改善指示を要する不適切な履行があった場合では、業務の総合評価は異なる。委託業務の総合評価を行わなければ、委託業務の品質を適切に管理することができず、今後の業務の改善に向けた指導が徹底できないおそれや、今後の委託業務の品質管理のための課題を把握できないおそれがある。</p> <p>市として、契約期間を通じて、上記の項目などを記載する「委託業務総合評価シート」を設定し、委託業務の総合評価を行い、次年度の業務の改善へつなげることが望まれる。</p>	<p>令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである「<u>尼崎市業務見直しガイドライン</u>」において委託業務を総合評価する外部委託評価シートを定めたことから、今後、対象事業の整理を行った上で、この外部委託評価シートを活用し、委託業務の効果や課題等を分析し委託内容の改善に向けて努めていく。</p>	検討中	<p>令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである「<u>尼崎市業務見直しガイドライン</u>」において委託業務を総合評価する外部委託評価シートを定めたことから、今後、この外部委託評価シートを活用し、委託業務の効果や課題等を分析し、委託内容の改善に向けて努めていく。</p>	103	平成30年2月23日

平成29年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<平成29年度監査 監査テーマ：委託契約に関する財務事務の執行について>

局名	指摘先	ページ	区分	指摘内容	指摘の概要	令和4年2月28日時点の措置内容要旨 (下線部は昨年度の措置内容との変更点)	措置状況	令和3年4月26日公表分	連番	監査結果 報告日
経済環境局	業務課	146	意見	委託業務の品質管理のための評価	<p>委託業務において、市は、履行状況の点検だけではなく、当該業務の質を確保するという品質管理の観点から、業務の総合評価を行い、業務改善に向けた指示や指導を行うことが望まれる。</p> <p>総合評価の評価項目としては、一般的には、業務目的の理解、技術力の発揮、協議記録の提出、作業の進捗管理、積極的な取組への姿勢、市からの要請への対応状況、トラブルへの対応状況、品質管理のための自主的な取組、業務の目的の達成度、予定価格に対する委託契約額の割合などが考えられる。また、評価指標として、委託業務のKPIを設定することも有効である。</p> <p>しかし、当該委託業務については、総合評価は行われていない。これは市の方針として委託業務の総合評価を行うことがルール化されていないためである。</p> <p>同額の委託料を支払ったとしても、仕様書どおりの履行が確保されている場合、市の指導を経て履行が確保された場合、改善指示を要する不適切な履行があった場合では、業務の総合評価は異なる。委託業務の総合評価を行わなければ、委託業務の品質を適切に管理することができず、今後の業務の改善に向けた指導が徹底できないおそれや、今後の委託業務の品質管理のための課題を把握できないおそれがある。</p> <p>市として、契約期間を通じて、上記の項目などを記載する「委託業務総合評価シート」を設定し、委託業務の総合評価を行うことが考えられる。</p> <p>そして、当該委託業務については、上記の項目に追加して、例えば、車両事故及び業務災害並びに苦情処理の発生件数などをKPIとして設定して、目標値と実績値の評価分析により、次年度の業務の改善へつなげることが望まれる。</p>	<p>令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである「<u>尼崎市業務見直しガイドライン</u>」において委託業務を総合評価する外部委託評価シートを定めたことから、<u>今後、対象事業の整理を行った上で</u>、この外部委託評価シートを活用し、委託業務の効果や課題等を分析し委託内容の改善に向けて努めていく。</p>	検討中	<p>令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである「<u>尼崎市業務見直しガイドライン</u>」において委託業務を総合評価する外部委託評価シートを定めたことから、<u>今後、この外部委託評価シートを活用し</u>、委託業務の効果や課題等を分析し、委託内容の改善に向けて努めていく。</p>	104	平成30年2月23日
経済環境局	クリーンセンター	150	意見	委託業務の品質管理のための評価	<p>委託業務において、市は、当履行状況の点検だけではなく、当該業務の質を確保するという品質管理の観点から、業務の総合評価を行い、業務改善に向けた指示や指導を行うことが望まれる。総合評価の評価項目としては、一般的には、業務目的の理解、技術力の発揮、協議記録の提出、作業の進捗管理、積極的な取組への姿勢、市からの要請への対応状況、トラブルへの対応状況、品質管理のための自主的な取組、業務の目的の達成度、予定価格に対する委託契約額の割合などが考えられる。また、委託業務のKPIを設定することも有効である。</p> <p>しかし、当該委託業務については、運転管理業務委託日報などの提出を受けているのみであり、委託業務に対する総合評価は行われていない。これは、市の方針として委託業務の総合評価を行うことがルール化されていないためである。</p> <p>同額の委託料を支払ったとしても、仕様書どおりの履行が確保されている場合、市の指導を経て履行が確保された場合、改善指示を要する不適切な履行があった場合では、業務の総合評価は異なる。委託業務の総合評価を行わなければ、委託業務の品質を適切に管理することができず、今後の業務の改善に向けた指示を行えないおそれや、今後の委託業務の品質管理のための課題を把握できないおそれがある。</p> <p>市として、契約期間を通じて、上記の項目などを記載する「委託業務総合評価シート」を設定し、委託業務の総合評価を行うことが考えられる。</p> <p>そして、当該委託業務においても、毎年、上に記載した市のルールにより委託業務の総合評価を行い、次年度の業務の改善へつなげることが望まれる。</p>	<p>令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである「<u>尼崎市業務見直しガイドライン</u>」において委託業務を総合評価する外部委託評価シートを定めたことから、<u>今後、対象事業の整理を行った上で</u>、この外部委託評価シートを活用し、委託業務の効果や課題等を分析し委託内容の改善に向けて努めていく。</p>	検討中	<p>令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである「<u>尼崎市業務見直しガイドライン</u>」において委託業務を総合評価する外部委託評価シートを定めたことから、<u>今後、この外部委託評価シートを活用し</u>、委託業務の効果や課題等を分析し、委託内容の改善に向けて努めていく。</p>	105	平成30年2月23日

平成29年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<平成29年度監査 監査テーマ：委託契約に関する財務事務の執行について>

局名	指摘先	ページ	区分	指摘内容	指摘の概要	令和4年2月28日時点の措置内容要旨 (下線部は昨年度の措置内容との変更点)	措置状況	令和3年4月26日公表分	連番	監査結果 報告日
経済環境局	クリーンセンター	155	意見	委託業務の品質管理のための評価	<p>委託業務において、市は、当委託業務の履行状況の点検だけではなく、当該業務の質を確保するという品質管理の観点から、業務の総合評価を行い、業務改善に向けた指示や指導を行うことが望まれる。</p> <p>総合評価の評価項目としては、一般的には、業務目的の理解、技術力の発揮、協議記録の提出、作業の進捗管理、積極的な取組への姿勢、市からの要請への対応状況、トラブルへの対応状況、品質管理のための自主的な取組、業務の目的の達成度、予定価格に対する委託契約額の割合などが考えられる。また、委託業務のKPIを設定することも有効である。</p> <p>しかし、当該委託業務については、第2工場ボイラー・タービン定期点検整備業務委託業務委託報告書などの提出を受けているのみであり、委託業務に対する総合評価は行われていない。これは、市の方針として委託業務の総合評価を行うことがルール化されていないためである。</p> <p>同額の委託料を支払ったとしても、仕様書どおりの履行が確保されている場合、市の指導を経て履行が確保された場合、改善指示を要する不適切な履行があった場合は、業務の総合評価は異なる。委託業務の総合評価を行わなければ、委託業務の品質を適切に管理することができず、今後の業務の改善に向けた指示を行えないおそれや、今後の委託業務の品質管理のための課題を把握できないおそれがある。</p> <p>市として、契約期間を通じて、上記の項目などを記載する「委託業務総合評価シート」を設定し、委託業務の総合評価を行うことが考えられる。そして、当該委託業務においても、毎年、上に記載した市のルールにより委託業務の総合評価を行い、次年度の業務の改善へつなげることが望まれる。</p>	<p>令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである「尼崎市業務見直しガイドライン」において委託業務を総合評価する外部委託評価シートを定めたことから、今後、対象事業の整理を行った上で、この外部委託評価シートを活用し、委託業務の効果や課題等を分析し委託内容の改善に向けて努めていく。</p>	検討中	<p>令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである「尼崎市業務見直しガイドライン」において委託業務を総合評価する外部委託評価シートを定めたことから、今後、この外部委託評価シートを活用し、委託業務の効果や課題等を分析し、委託内容の改善に向けて努めていく。</p>	106	平成30年2月23日
経済環境局	クリーンセンター	161	意見	委託業務の品質管理のための評価	<p>委託業務において、市は、当履行状況の点検だけではなく、当該業務の質を確保するという品質管理の観点から、業務の総合評価を行い、業務改善に向けた指示や指導を行うことが望まれる。</p> <p>総合評価の評価項目としては、一般的には、業務目的の理解、技術力の発揮、協議記録の提出、作業の進捗管理、積極的な取組への姿勢、市からの要請への対応状況、トラブルへの対応状況、品質管理のための自主的な取組、業務の目的の達成度、予定価格に対する委託契約額の割合などが考えられる。また、評価指標として、委託業務のKPIを設定することも有効である。このような委託業務の品質管理のための評価を行い、業務についてPDCAサイクルを回すことが望まれる。</p> <p>しかし、当該委託業務において、設備運転日報などの提出を受けているのみであり、委託業務に対する総合評価は行われていない。これは、市の方針として委託業務の総合評価を行うことがルール化されていないためである。</p> <p>同額の委託料を支払ったとしても、仕様書どおりの履行が確保されている場合、市の指導を経て履行が確保された場合、改善指示を要する不適切な履行があった場合は、業務の総合評価は異なる。委託業務の総合評価を行わなければ、委託業務の品質を適切に管理することができず、今後の業務の改善に向けた指示を行えないおそれや、今後の委託業務の品質管理のための課題を把握できないおそれがある。</p> <p>市として、契約期間を通じて、上記の項目などを記載する「委託業務総合評価シート」を設定し委託業務の総合評価を行うことが考えられる。そして、当該委託業務においても、毎年、上に記載した市のルールにより委託業務の総合評価を行い、次年度の業務の改善へつなげることが望まれる。</p>	<p>令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである「尼崎市業務見直しガイドライン」において委託業務を総合評価する外部委託評価シートを定めたことから、今後、対象事業の整理を行った上で、この外部委託評価シートを活用し、委託業務の効果や課題等を分析し委託内容の改善に向けて努めていく。</p>	検討中	<p>令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである「尼崎市業務見直しガイドライン」において委託業務を総合評価する外部委託評価シートを定めたことから、今後、この外部委託評価シートを活用し、委託業務の効果や課題等を分析し、委託内容の改善に向けて努めていく。</p>	107	平成30年2月23日

平成29年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<平成29年度監査 監査テーマ：委託契約に関する財務事務の執行について>

局名	指摘先	ページ	区分	指摘内容	指摘の概要	令和4年2月28日時点の措置内容要旨 (下線部は昨年度の措置内容との変更点)	措置状況	令和3年4月26日公表分	連番	監査結果 報告日
経済環境局	クリーンセンター	165	意見	委託業務の品質管理のための評価	<p>委託業務において、市は、当履行状況の点検だけではなく、当該業務の質を確保するという品質管理の観点から、業務の総合評価を行い、業務改善に向けた指示や指導を行うことが望まれる。</p> <p>総合評価の評価項目としては、一般的には、業務目的の理解、技術力の発揮、協議記録の提出、作業の進捗管理、積極的な取組への姿勢、市からの要請への対応状況、トラブルへの対応状況、品質管理のための自主的な取組、業務の目的の達成度、予定価格に対する委託契約額の割合などが考えられる。また、評価指標として、委託業務のKPIを設定することも有効である。</p> <p>しかし、当該委託業務については、資源リサイクルセンター廃棄物資源化業務日誌などの提出を受けているのみであり、委託業務に対する総合評価は行われていない。これは、市の方針として委託業務の総合評価を行うことがルール化されていないためである。</p> <p>同額の委託料を支払ったとしても、仕様書どおりの履行が確保されている場合、市の指導を経て履行が確保された場合、改善指示を要する不適切な履行があった場合では、業務の総合評価は異なる。委託業務の総合評価を行わなければ、委託業務の品質を適切に管理することができず、今後の業務の改善に向けた指示を行えないおそれや、今後の委託業務の品質管理のための課題を把握できないおそれがある。</p> <p>市として契約期間を通じて上記の項目などを記載する「委託業務総合評価シート」を設定し、委託業務の総合評価を行うことが考えられる。そして、当該委託業務においても、毎年、上に記載した市のルールにより委託業務の総合評価を行い、次年度の業務の改善へつなげることが望まれる。</p>	<p>令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである「尼崎市業務見直しガイドライン」において委託業務を総合評価する外部委託評価シートを定めたことから、今後、対象事業の整理を行った上で、この外部委託評価シートを活用し、委託業務の効果や課題等を分析し委託内容の改善に向けて努めていく。</p>	検討中	<p>令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである「尼崎市業務見直しガイドライン」において委託業務を総合評価する外部委託評価シートを定めたことから、今後、この外部委託評価シートを活用し、委託業務の効果や課題等を分析し、委託内容の改善に向けて努めていく。</p>	108	平成30年2月23日
都市整備局	公園維持課	168	意見	委託業務の品質管理のための評価	<p>委託業務において、市は、履行状況の点検だけではなく、当該業務の質を確保するという品質管理の観点から、業務の総合評価を行い、業務改善に向けた指示や指導を行うことが望まれる。</p> <p>総合評価の評価項目としては、一般的には、業務目的の理解、技術力の発揮、協議記録の提出、作業の進捗管理、積極的な取組への姿勢、市からの要請への対応状況、トラブルへの対応状況、品質管理のための自主的な取組、業務の目的の達成度、予定価格に対する委託契約額の割合などが考えられる。評価指標として、委託業務のKPIを設定することも有効である。</p> <p>しかし、当該委託業務については、トラブルへの対応として、市民からの要望等について要望等受付処理票を作成し、その処理状況について文書化を実施しているものの、委託業務に対する総合評価は行われていない。</p> <p>同額の委託料を支払ったとしても、仕様書どおりの履行が確保されている場合、市の指導を経て履行が確保された場合、改善指示を要する不適切な履行があった場合とでは、業務の総合評価は異なるものとする。委託業務の総合評価を行わなければ、委託業務の品質を適切に管理することができず、今後の業務改善に向けた指導が徹底できないおそれや、今後の委託業務の品質管理のための課題を把握できないおそれがある。</p> <p>市として契約期間を通じて、上記の項目などを「委託業務総合評価シート」に設定し、委託業務の総合評価を行うことが考えられる。上記項目に追加して、例えば「年間クレーム件数」をKPIとして設定して、目標と実績の差異の分析評価により次年度の業務の改善へつなげることが望まれる。</p>	<p>令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである「尼崎市業務見直しガイドライン」において委託業務を総合評価する外部委託評価シートを定めたことから、今後、対象事業の整理を行った上で、この外部委託評価シートを活用し、委託業務の効果や課題等を分析し委託内容の改善に向けて努めていく。</p>	検討中	<p>令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである「尼崎市業務見直しガイドライン」において委託業務を総合評価する外部委託評価シートを定めたことから、今後、この外部委託評価シートを活用し、委託業務の効果や課題等を分析し、委託内容の改善に向けて努めていく。</p>	109	平成30年2月23日

平成29年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<平成29年度監査 監査テーマ：委託契約に関する財務事務の執行について>

局名	指摘先	ページ	区分	指摘内容	指摘の概要	令和4年2月28日時点の措置内容要旨 (下線部は昨年度の措置内容との変更点)	措置状況	令和3年4月26日公表分	連番	監査結果 報告日
都市整備局	公園維持課	174	意見	委託業務の品質管理のための評価	<p>委託業務において、市は、履行状況の点検だけでなく、当該業務の質を確保するという品質管理の観点から、業務の総合評価を行い、業務改善に向けた指示や指導を行うことが望まれる。</p> <p>総合評価の評価項目としては、一般的には、業務目的の理解、技術力の発揮、協議記録の提出、作業の進捗管理、積極的な取組への姿勢、市からの要請への対応状況、トラブルへの対応状況、品質管理のための自主的な取組、業務の目的の達成度、予定価格に対する委託契約額の割合などが考えられる。評価指標として、委託業務のKPIを設定することも有効である。</p> <p>しかし、当該委託業務については、トラブルへの対応として、市民からの要望等について要望等受付処理票を作成し、その処理状況について文書化を実施しているものの、委託業務に対する総合評価は行われていない。</p> <p>同額の委託料を支払ったとしても、例えば仕様書どおりの履行が確保されている場合、市の指導を経て履行が確保された場合、改善指示を要する不適切な履行があった場合とでは、業務の総合評価は異なると考える。委託業務の総合評価を行わなければ、委託業務の品質を適切に管理することができず、今後の業務改善に向けた指導が徹底できないおそれや、今後の委託業務の品質管理のための課題を把握できないおそれがある。</p> <p>市として契約期間を通じて、上記の項目などを「委託業務総合評価シート」に設定し、委託業務の総合評価を行うことが考えられる。上記項目に追加して、例えば「年間クレーム件数」をKPIとして設定して、目標と実績の差異の分析評価により、次年度の業務の改善へつなげることが望まれる。</p>	<p>令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである「<u>尼崎市業務見直しガイドライン</u>」において委託業務を総合評価する外部委託評価シートを定めたことから、<u>今後、対象事業の整理を行った上で、この外部委託評価シートを活用し、委託業務の効果や課題等を分析し委託内容の改善に向けて努めていく。</u></p>	検討中	<p>令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである「<u>尼崎市業務見直しガイドライン</u>」において委託業務を総合評価する外部委託評価シートを定めたことから、<u>今後、この外部委託評価シートを活用し、委託業務の効果や課題等を分析し、委託内容の改善に向けて努めていく。</u></p>	110	平成30年2月23日
都市整備局	公園計画・21世紀の森担当	180	意見	委託業務の品質管理のための評価	<p>委託業務において、市は、履行状況の点検だけでなく、当該業務の質を確保するという品質管理の観点から、業務の総合評価を行い、業務改善に向けた指示や指導を行うことが望まれる。</p> <p>総合評価の評価項目としては、一般的には、業務目的の理解、技術力の発揮、協議記録の提出、作業の進捗管理、積極的な取組への姿勢、市からの要請への対応状況、トラブルへの対応状況、品質管理のための自主的な取組、業務の目的の達成度、予定価格に対する委託契約額の割合などが考えられる。評価指標として、委託業務のKPIを設定することも有効である。</p> <p>しかし、当該委託業務が事業の一部として含まれている「花と緑のまちづくり推進事業」と「公園維持管理事業」の一部についての事務事業評価が行われているものの、当該委託事業に対する総合評価は行われていない。</p> <p>同額の委託料を支払ったとしても、例えば、仕様書どおりの履行が確保されている場合、市の指導を経て履行が確保された場合、改善指示を要する不適切な履行があった場合とでは、業務の総合評価は異なるものとする。委託業務の総合評価を行わなければ、委託業務の品質を適切に管理することができず、今後の業務改善に向けた指導が徹底できないおそれや、今後の委託業務の品質管理のための課題を把握できないおそれがある。</p> <p>市として、契約期間を通じて上記の項目などを評価項目として記載する「委託業務評価シート」の様式を設定し、委託業務の総合評価を行うこととするようルール化することも一案である。また、上記項目に追加して、例えば「緑の相談開催日1日当たり相談件数」、「展示会1回当たり参加者数」をKPIとして設定して、目標と実績の分析・評価により次年度の業務の改善へつなげることが望まれる。</p>	<p>令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである「<u>尼崎市業務見直しガイドライン</u>」において委託業務を総合評価する外部委託評価シートを定めたことから、<u>今後、対象事業の整理を行った上で、この外部委託評価シートを活用し、委託業務の効果や課題等を分析し委託内容の改善に向けて努めていく。</u></p>	検討中	<p>令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである「<u>尼崎市業務見直しガイドライン</u>」において委託業務を総合評価する外部委託評価シートを定めたことから、<u>今後、この外部委託評価シートを活用し、委託業務の効果や課題等を分析し、委託内容の改善に向けて努めていく。</u></p>	111	平成30年2月23日

平成29年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<平成29年度監査 監査テーマ：委託契約に関する財務事務の執行について>

局名	指摘先	ページ	区分	指摘内容	指摘の概要	令和4年2月28日時点の措置内容要旨 (下線部は昨年度の措置内容との変更点)	措置状況	令和3年4月26日公表分	連番	監査結果 報告日
都市整備局	公園計画・21世紀の森担当	188	意見	委託業務の品質管理のための評価	<p>委託業務において、市は、履行状況の点検だけでなく、当該業務の質を確保するという品質管理の観点から、業務の総合評価を行い、業務改善に向けた指示や指導を行うことが望まれる。</p> <p>総合評価の評価項目としては、一般的には、業務目的の理解、技術力の発揮、協議記録の提出、作業の進捗管理、積極的な取組への姿勢、市からの要請への対応状況、トラブルへの対応状況、品質管理のための自主的な取組、業務の目的の達成度、予定価格に対する委託契約額の割合などが考えられる。評価指標として、委託業務のKPIを設定することも有効である。</p> <p>しかし、現状では、「誇りや愛情を帯びた活力ある美しいまちづくり」という施策について施策評価や、「花と緑のまちづくり推進事業」の事業評価を行っているものの、当該委託業務に対する評価は行われていない。</p> <p>同額の委託料を支払ったとしても、例えば、仕様書どおりの履行が確保されている場合、市の指導を経て履行が確保された場合、改善指示を要する不適切な履行があった場合とでは、業務の総合評価は異なるものと考えられる。委託業務の総合評価を行わなければ、委託業務の品質を適切に管理することができず、今後の業務改善に向けた指導が徹底できないおそれや、今後の委託業務の品質管理のための課題を把握できないおそれがある。</p> <p>市として、契約期間を通じて上記の項目などを記載する「委託業務評価表」の様式を設定し、委託業務の総合評価を行うこととするようルール化することも一案である。また、上記項目に追加して、例えば「市民ボランティアの活動グループ数の前年比」などをKPIとして設定して、目標と実績の分析・評価により次年度の業務の改善へつなげることが望まれる。</p>	<p>令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである「尼崎市業務見直しガイドライン」において委託業務を総合評価する外部委託評価シートを定めたことから、<u>今後、対象事業の整理を行った上で、この外部委託評価シートを活用し、委託業務の効果や課題等を分析し委託内容の改善に向けて努めていく。</u></p>	検討中	<p>令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである「尼崎市業務見直しガイドライン」において委託業務を総合評価する外部委託評価シートを定めたことから、<u>今後、この外部委託評価シートを活用し、委託業務の効果や課題等を分析し、委託内容の改善に向けて努めていく。</u></p>	112	平成30年2月23日
公営企業局	施設課 大庄中継ポンプ場等運転管理業務包括的委託	200	意見	委託業務の品質管理のための評価	<p>委託業務において、履行状況の点検だけでなく、当該業務の質を確保するという品質管理の観点から、業務の総合評価を行い、業務改善に向けた指示や指導を行うことが望まれる。</p> <p>総合評価の評価項目としては、一般的には、業務目的の理解、技術力の発揮、協議記録の提出、作業の進捗管理、積極的な取組への姿勢、市からの要請への対応状況、トラブルへの対応状況、品質管理のための自主的な取組、業務の目的の達成度、予定価格に対する委託契約額の割合などが考えられる。また、評価指標として、委託業務のKPIを設定することも有効である。</p> <p>同額の委託料を支払ったとしても、例えば、仕様書どおりの履行が確保されている場合、市の指導を経て履行が確保された場合、改善指示を要する不適切な履行があった場合とでは、業務の総合評価は異なる。委託業務の総合評価を行わなければ、委託業務の品質を適切に管理することができず、今後の業務改善に向けた指導が徹底できないおそれや、今後の業務の改善に向けた指示を行えないおそれがある。</p> <p>市として、契約期間を通じて、上記の項目などを評価項目とする「委託業務評価シート」の様式を設定し、委託業務の総合評価を行い、目標と実績の差異の分析評価により、次年度の業務の改善へつなげることが望まれる。</p>	<p>令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである「尼崎市業務見直しガイドライン」において委託業務を総合評価する外部委託評価シートを定めたことから、<u>今後、対象事業の整理を行った上で、この外部委託評価シートを活用し、委託業務の効果や課題等を分析し委託内容の改善に向けて努めていく。</u></p>	検討中	<p>令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである「尼崎市業務見直しガイドライン」において委託業務を総合評価する外部委託評価シートを定めたことから、<u>今後、この外部委託評価シートを活用し、委託業務の効果や課題等を分析し、委託内容の改善に向けて努めていく。</u></p>	113	平成30年2月23日

平成29年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<平成29年度監査 監査テーマ：委託契約に関する財務事務の執行について>

局名	指摘先	ページ	区分	指摘内容	指摘の概要	令和4年2月28日時点の措置内容要旨 (下線部は昨年度の措置内容との変更点)	措置状況	令和3年4月26日公表分	連番	監査結果 報告日
公営企業局	料金担当 電子計算機システム等操作等業務委託	212	意見	委託業務の品質管理のための評価	<p>委託業務において、履行状況の点検だけでなく、当該業務の質を確保するという品質管理の観点から、業務の総合評価を行い、業務改善に向けた指示や指導を行うことが望まれる。</p> <p>総合評価の評価項目としては、一般的には、業務目的の理解、技術力の発揮、協議記録の提出、作業の進捗管理、積極的な取組への姿勢、局からの要請への対応状況、トラブルへの対応状況、品質管理のための自主的な取組、業務の目的の達成度、予定価格に対する委託契約額の割合などが考えられる。評価指標として、委託業務のKPIを設定することも有効である。</p> <p>しかし、当該委託業務については、委託事業に対する総合評価は行われていない。</p> <p>同額の委託料を支払ったとしても、例えば、仕様書どおりの履行が確保されている場合、市の指導を経て履行が確保された場合、改善指示を要する不適切な履行があった場合とは、業務の総合評価は異なると考える。</p> <p>委託業務の総合評価を行わなければ、委託業務の品質を適切に管理することができず、今後の業務改善に向けた指導が徹底できないおそれや、今後の委託業務の品質管理のための課題を把握できないおそれがある。</p> <p>局として、契約期間を通じて、上記の項目などを「委託業務評価シート」の評価項目として様式を設定し、委託業務の総合評価を行い、目標と実績の差異の分析評価により、次年度の業務の改善へつなげることが望まれる。</p>	<p>令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである「<u>尼崎市業務見直しガイドライン</u>」において委託業務を総合評価する外部委託評価シートを定めたことから、<u>今後、対象事業の整理を行った上で</u>、この外部委託評価シートを活用し、委託業務の効果や課題等を分析し委託内容の改善に向けて努めていく。</p>	検討中	<p>令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである「<u>尼崎市業務見直しガイドライン</u>」において委託業務を総合評価する外部委託評価シートを定めたことから、今後、この外部委託評価シートを活用し、委託業務の効果や課題等を分析し、委託内容の改善に向けて努めていく。</p>	114	平成30年2月23日
公営企業局	お客さまサービス課 尼崎市水道メーター管理業務委託	223	意見	委託業務の品質管理のための評価	<p>委託業務において、履行状況の点検だけでなく、当該業務の質を確保するという品質管理の観点から、業務の総合評価を行い、業務改善に向けた指示や指導を行うことが望まれる。総合評価の評価項目としては、一般的には、業務目的の理解、技術力の発揮、協議記録の提出、作業の進捗管理、積極的な取組への姿勢、局からの要請への対応状況、トラブルへの対応状況、品質管理のための自主的な取組、業務の目的の達成度、予定価格に対する委託契約額の割合などが考えられる。評価指標として、委託業務のKPIを設定することも有効である。しかし、当該委託事業については、総合評価が行われていない。</p> <p>同額の委託料を支払ったとしても、例えば仕様書どおりの履行が確保されている場合、市の指導を経て履行が確保された場合、改善指示を要する不適切な履行があった場合とは、業務の総合評価は異なると考える。委託業務の総合評価を行わなければ、委託業務の品質を適切に管理することができず、今後の業務改善に向けた指導が徹底できないおそれや、今後の委託業務の品質管理のための課題を把握できないおそれがある。</p> <p>局として、契約期間を通じて、上記の項目などを記載する「委託業務評価シート」の評価項目として様式を設定し、委託業務の総合評価を行い、目標と実績の差異の分析評価により、次年度の業務の改善へつなげることが望まれる。</p>	<p>令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである「<u>尼崎市業務見直しガイドライン</u>」において委託業務を総合評価する外部委託評価シートを定めたことから、<u>今後、対象事業の整理を行った上で</u>、この外部委託評価シートを活用し、委託業務の効果や課題等を分析し委託内容の改善に向けて努めていく。</p>	検討中	<p>令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである「<u>尼崎市業務見直しガイドライン</u>」において委託業務を総合評価する外部委託評価シートを定めたことから、今後、この外部委託評価シートを活用し、委託業務の効果や課題等を分析し、委託内容の改善に向けて努めていく。</p>	115	平成30年2月23日

平成29年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<平成29年度監査 監査テーマ：委託契約に関する財務事務の執行について>

局名	指摘先	ページ	区分	指摘内容	指摘の概要	令和4年2月28日時点の措置内容要旨 (下線部は昨年度の措置内容との変更点)	措置状況	令和3年4月26日公表分	連番	監査結果 報告日
公営企業局	開催運営課 SG第43回ボートレースオールスター（笹川賞）に係るイベント等運営管理業務委託	232	意見	委託業務の品質管理のための評価	<p>委託業務において、履行状況の点検だけでなく、当該業務の質を確保するという品質管理の観点から、業務の総合評価を行い、業務改善に向けた指示や指導を行うことが望まれる。</p> <p>総合評価の評価項目としては、一般的には、業務目的の理解、技術力の発揮、協議記録の提出、作業の進捗管理、積極的な取組への姿勢、公営事業局からの要請への対応状況、トラブルへの対応状況、品質管理のための自主的な取組、業務の目的の達成度、予定価格に対する委託契約額の割合などが考えられる。また、評価指標として、委託業務のKPIを設定することも有効である。しかし、現在、当該委託事業に対する総合評価は行われていない。</p> <p>同額の委託料を支払ったとしても、例えば仕様書どおりの履行が確保されている場合、公営事業局の指導を経て履行が確保された場合、改善指示を要する不適切な履行があった場合では、業務の総合評価は異なる。委託業務の総合評価を行わなければ、委託業務の品質を適切に管理することができず、今後の業務改善に向けた指導が徹底できないおそれや、今後の委託業務の品質管理のための課題を把握できないおそれがある。</p> <p>公営事業局として、契約期間を通じて、上記の項目などを評価項目とする「委託業務評価シート」の様式を設定し、委託業務の総合評価を行うことが考えられる。当該委託業務については、上記項目に追加して、例えば、「集客イベントへの参加人数」などをKPIとして設定し、目標と実績の差異の分析評価により、次年度の業務の改善へつなげることが望まれる。</p>	<p>令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである「<u>尼崎市業務見直しガイドライン</u>」において委託業務を総合評価する外部委託評価シートを定めたことから、<u>今後、対象事業の整理を行った上で、この外部委託評価シートを活用し、委託業務の効果や課題等を分析し委託内容の改善に向けて努めていく。</u></p>	検討中	<p>令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである「<u>尼崎市業務見直しガイドライン</u>」において委託業務を総合評価する外部委託評価シートを定めたことから、<u>今後、この外部委託評価シートを活用し、委託業務の効果や課題等を分析し、委託内容の改善に向けて努めていく。</u></p>	117	平成30年2月23日
公営企業局	開催運営課 尼崎市モーターボート競走場内映像製作・放映等運用業務及び映像等設備機器保守業務委託	236	意見	委託業務の品質管理のための評価	<p>委託業務において、履行状況の点検だけでなく、当該業務の質を確保するという品質管理の観点から、業務の総合評価を行い、業務改善に向けた指示や指導を行うことが望まれる。</p> <p>総合評価の評価項目としては、一般的には、業務目的の理解、技術力の発揮、協議記録の提出、作業の進捗管理、積極的な取組への姿勢、公営事業局からの要請への対応状況、トラブルへの対応状況、品質管理のための自主的な取組、業務の目的の達成度などが考えられる。また、評価指標として、委託業務のKPIを設定することも有効である。</p> <p>しかし、現状では、業務報告書などの提出を受けて履行の確認を実施しているのみであり、委託業務に対する総合評価は行われていない。</p> <p>同額の委託料を支払ったとしても、例えば、仕様書どおりの履行が確保されている場合、公営事業局の指導を経て履行が確保された場合、改善指示を要する不適切な履行があった場合では、業務の総合評価は異なる。委託業務の総合評価を行わなければ、委託業務の品質を適切に管理することができず、今後の業務の改善に向けた指導が徹底できないおそれや、今後の委託業務の品質管理のための課題を把握できないおそれがある。</p> <p>公営事業局として、契約期間を通じて、上記の項目などを評価項目とする「委託業務総合評価シート」の様式を設定し、委託業務の総合評価を行い、目標と実績の差異の分析評価により、次年度の業務の改善へつなげることが望まれる。</p>	<p>令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである「<u>尼崎市業務見直しガイドライン</u>」において委託業務を総合評価する外部委託評価シートを定めたことから、<u>今後、この外部委託評価シートを活用し、委託業務の効果や課題等を分析し委託内容の改善に向けて努めていく。</u></p>	検討中	<p>令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである「<u>尼崎市業務見直しガイドライン</u>」において委託業務を総合評価する外部委託評価シートを定めたことから、<u>今後、この外部委託評価シートを活用し、委託業務の効果や課題等を分析し、委託内容の改善に向けて努めていく。</u></p>	118	平成30年2月23日

平成29年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<平成29年度監査 監査テーマ：委託契約に関する財務事務の執行について>

局名	指摘先	ページ	区分	指摘内容	指摘の概要	令和4年2月28日時点の措置内容要旨 (下線部は昨年度の措置内容との変更点)	措置状況	令和3年4月26日公表分	連番	監査結果 報告日
公営企業局	開催運営課 尼崎市モーター ボート競走場 トータルゼータ システム装置保 守整備業務及び 計算センターに おける機器操作 業務委託	240	意見	委託業務の品質管理のための評価	<p>委託業務において、履行状況の点検だけでなく、当該業務の質を確保するという品質管理の観点から、業務の総合評価を行い、業務改善に向けた指示や指導を行うことが望まれる。</p> <p>総合評価の評価項目としては、一般的には、業務目的の理解、技術力の発揮、協議記録の提出、作業の進捗管理、積極的な取組への姿勢、公営事業局からの要請への対応状況、トラブルへの対応状況、品質管理のための自主的な取組、業務の目的の達成度などが考えられる。また、評価指標として、委託業務のKPIを設定することも有効である。</p> <p>しかし、現状では、保守日報の提出を受けて履行の確認を実施しているのみであり、委託業務に対する総合評価は行われていない。</p> <p>同額の委託料を支払ったとしても、例えば、仕様書どおりの履行が確保されている場合、公営事業局の指導を経て履行が確保された場合、改善指示を要する不適切な履行があった場合では、業務の総合評価は異なる。委託業務の総合評価を行わなければ、委託業務の品質を適切に管理することができず、今後の業務改善に向けた指導が徹底できないおそれや、今後の業務の改善に向けた指示を行えない等、今後の委託業務の品質管理のための課題を把握できないおそれがある。</p> <p>公営事業局として、契約期間を通じて、上記の項目などを評価項目とする「委託業務総合評価シート」の様式を設定し、委託業務の総合評価を行い、目標と実績の差異の分析評価により、次年度の業務の改善へつなげることが望まれる。</p>	<p>令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである「尼崎市業務見直しガイドライン」において委託業務を総合評価する外部委託評価シートを定めたことから、<u>今後、対象事業の整理を行った上で、この外部委託評価シートを活用し、委託業務の効果や課題等を分析し委託内容の改善に向けて努めていく。</u></p>	検討中	<p>令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである「尼崎市業務見直しガイドライン」において委託業務を総合評価する外部委託評価シートを定めたことから、<u>今後、この外部委託評価シートを活用し、委託業務の効果や課題等を分析し、委託内容の改善に向けて努めていく。</u></p>	119	平成30年2月23日
公営企業局	開催運営課 尼崎市モーター ボート競走場 外警備業務委託 (第1警備区)	249	意見	委託業務の品質管理のための評価	<p>委託業務において、履行状況の点検だけでなく、当該業務の質を確保するという品質管理の観点から、業務の総合評価を行い、業務改善に向けた指示や指導を行うことが望まれる。</p> <p>総合評価の評価項目としては、一般的には、業務目的の理解、技術力の発揮、協議記録の提出、作業の進捗管理、積極的な取組への姿勢、公営事業局からの要請への対応状況、トラブルへの対応状況、品質管理のための自主的な取組、業務の目的の達成度、予定価格に対する委託契約額の割合などが考えられる。また、評価指標として、委託業務のKPIを設定することも有効である。</p> <p>しかし、現状では、警備配置報告書、警備実施報告書の提出を受けて履行の確認を実施しているのみであり、委託業務に対する総合評価は行われていない。</p> <p>同額の委託料を支払ったとしても、例えば、仕様書どおりの履行が確保されている場合、公営事業局の指導を経て履行が確保された場合、改善指示を要する不適切な履行があった場合では、業務の総合評価は異なる。委託業務の総合評価を行わなければ、委託業務の品質を適切に管理することができず、今後の業務改善に向けた指導が徹底できないおそれや、今後の委託業務の品質管理のための課題を把握できないおそれがある。</p> <p>公営事業局として、契約期間を通じて、上記の項目などを評価項目とする「委託業務総合評価シート」の様式を設定し、委託業務の総合評価を行い、目標と実績の差異の分析評価により、次年度の業務の改善へつなげることが望まれる。</p>	<p>令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである「尼崎市業務見直しガイドライン」において委託業務を総合評価する外部委託評価シートを定めたことから、<u>今後、対象事業の整理を行った上で、この外部委託評価シートを活用し、委託業務の効果や課題等を分析し委託内容の改善に向けて努めていく。</u></p>	検討中	<p>令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである「尼崎市業務見直しガイドライン」において委託業務を総合評価する外部委託評価シートを定めたことから、<u>今後、この外部委託評価シートを活用し、委託業務の効果や課題等を分析し、委託内容の改善に向けて努めていく。</u></p>	120	平成30年2月23日

平成29年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<平成29年度監査 監査テーマ：委託契約に関する財務事務の執行について>

局名	指摘先	ページ	区分	指摘内容	指摘の概要	令和4年2月28日時点の措置内容要旨 (下線部は昨年度の措置内容との変更点)	措置状況	令和3年4月26日公表分	連番	監査結果 報告日
公営企業局	開催運営課 尼崎市モーター ボート競走場場 内警備・場内案 内等包括業務委 託	253	意見	委託業務の品質管理のための評価	<p>委託業務において、履行状況の点検だけではなく、当該業務の質を確保するという品質管理の観点から、業務の総合評価を行い、業務改善に向けた指示や指導を行うことが望まれる。</p> <p>総合評価の評価項目としては、一般的には、業務目的の理解、技術力の発揮、協議記録の提出、作業の進捗管理、積極的な取組への姿勢、公営事業局からの要請への対応状況、トラブルへの対応状況、品質管理のための自主的な取組、業務の目的の達成度などが考えられる。また、評価指標として、委託業務のKPIを設定することも有効である。</p> <p>しかし、現状では、警備配置報告書、警備実施報告書の提出を受けて履行の確認を実施しているのみであり、委託業務に対する総合評価は行われていない。</p> <p>同額の委託料を支払ったとしても、例えば、仕様書どおりの履行が確保されている場合、公営事業局の指導を経て履行が確保された場合、改善指示を要する不適切な履行があった場合には、業務の総合評価は異なる。委託業務の総合評価を行わなければ、委託業務の品質を適切に管理することができず、今後の業務改善に向けた指導が徹底できないおそれや、今後の委託業務の品質管理のための課題を把握できないおそれがある。</p> <p>公営事業局として、契約期間を通じて、上記の項目などを評価項目とする「委託業務総合評価シート」の様式を設定し、委託業務の総合評価を行い、目標と実績の差異の分析評価により、次年度の業務の改善へつなげることが望まれる。</p>	<p>令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである「尼崎市業務見直しガイドライン」において委託業務を総合評価する外部委託評価シートを定めたことから、今後、対象事業の整理を行った上で、この外部委託評価シートを活用し、委託業務の効果や課題等を分析し委託内容の改善に向けて努めていく。</p>	検討中	<p>令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである「尼崎市業務見直しガイドライン」において委託業務を総合評価する外部委託評価シートを定めたことから、今後、この外部委託評価シートを活用し、委託業務の効果や課題等を分析し、委託内容の改善に向けて努めていく。</p>	121	平成30年2月23日
公営企業局	開催運営課 ポートピア神戸 新聞地における 場外発売事務委 託	257	意見	委託業務の品質管理のための評価	<p>委託業務において、履行状況の点検だけではなく、当該業務の質を確保するという品質管理の観点から、業務の総合評価を行い、業務改善に向けた指示や指導を行うことが望まれる。</p> <p>総合評価の評価項目としては、例えば、プロポーザルの評価項目であった、業務目的の理解、業務遂行能力の発揮、危機管理体制、協議記録の提出、作業の進捗管理、積極的な取組への姿勢、公営事業局からの要請への対応状況、トラブルへの対応状況、品質管理のための自主的な取組、業務の目的の達成度などが考えられる。また、評価指標として、委託業務のKPIを設定することも有効である。</p> <p>同額の委託料を支払ったとしても、例えば、仕様書どおりの履行が確保されている場合、公営事業局の指導を経て履行が確保された場合、改善指示を要する不適切な履行があった場合には、業務の総合評価は異なる。委託業務の総合評価を行わなければ、委託業務の品質を適切に管理することができず、今後の業務改善に向けた指導が徹底できないおそれや、今後の委託業務の品質管理のための課題を把握できないおそれがある。</p> <p>公営事業局として、契約期間を通じて、上記の項目などを評価項目とする「委託業務総合評価シート」の様式を設定して、委託業務の総合評価を行い、目標と実績の差異の分析評価により、次年度の業務の改善へつなげることが望まれる。</p>	<p>令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである「尼崎市業務見直しガイドライン」において委託業務を総合評価する外部委託評価シートを定めたことから、今後、対象事業の整理を行った上で、この外部委託評価シートを活用し、委託業務の効果や課題等を分析し委託内容の改善に向けて努めていく。</p>	検討中	<p>令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである「尼崎市業務見直しガイドライン」において委託業務を総合評価する外部委託評価シートを定めたことから、今後、この外部委託評価シートを活用し、委託業務の効果や課題等を分析し、委託内容の改善に向けて努めていく。</p>	122	平成30年2月23日

平成29年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<平成29年度監査 監査テーマ：委託契約に関する財務事務の執行について>

局名	指摘先	ページ	区分	指摘内容	指摘の概要	令和4年2月28日時点の措置内容要旨 (下線部は昨年度の措置内容との変更点)	措置状況	令和3年4月26日公表分	連番	監査結果 報告日
公営企業局	開催運営課 BOAT RACE E尼崎外向発売 所における場間 場外発売事務委 託	271	意見	委託業務の品質管理のための評価	<p>委託業務において、履行状況の点検だけでなく、当該業務の質を確保するという品質管理の観点から、業務の総合評価を行い、業務改善に向けた指示や指導を行うことが望まれる。</p> <p>総合評価の評価項目としては、例えば、プロポーザルの評価項目であった、業務目的の理解、業務遂行能力の発揮、危機管理体制、協議記録の提出、作業の進捗管理、積極的な取組への姿勢、公営事業局からの要請への対応状況、トラブルへの対応状況、品質管理のための自主的な取組、業務の目的の達成度などが考えられる。また、評価指標として、委託業務のKPIを設定することも有効である。</p> <p>同額の委託料を支払ったとしても、例えば、仕様書どおりの履行が確保されている場合、公営事業局の指導を経て履行が確保された場合、改善指示を要する不適切な履行があった場合では、業務の総合評価は異なる。委託業務の総合評価を行わなければ、委託業務の品質を適切に管理することができず、今後の業務改善に向けた指導が徹底できないおそれや、今後の委託業務の品質管理のための課題を把握できないおそれがある。</p> <p>公営事業局として、委契約期間を通じて、上記の項目などを「委託業務総合評価シート」の評価項目として設定し、委託業務の総合評価を行い目標と実績の差異の分析評価により、次年度の業務の改善へつなげることが望まれる。</p>	<p>令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである「尼崎市業務見直しガイドライン」において委託業務を総合評価する外部委託評価シートを定めたことから、今後、対象事業の整理を行った上で、この外部委託評価シートを活用し、委託業務の効果や課題等を分析し委託内容の改善に向けて努めていく。</p>	検討中	<p>令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである「尼崎市業務見直しガイドライン」において委託業務を総合評価する外部委託評価シートを定めたことから、今後、この外部委託評価シートを活用し、委託業務の効果や課題等を分析し、委託内容の改善に向けて努めていく。</p>	123	平成30年2月23日
公営企業局	施設管理課 設備総合管理業 務委託	276	意見	委託業務の品質管理のための評価	<p>委託業務において、履行状況の点検だけでなく、当該業務の質を確保するという品質管理の観点から、業務の総合評価を行い、業務改善に向けた指示や指導を行うことが望まれる。</p> <p>総合評価の評価項目としては、一般的には、業務目的の理解、技術力の発揮、協議記録の提出、作業の進捗管理、積極的な取組への姿勢、公営事業局からの要請への対応状況、トラブルへの対応状況、品質管理のための自主的な取組、業務の目的の達成度、予定価格に対する委託契約額の割合などが考えられる。また、評価指標として、委託業務のKPIを設定することも有効である。</p> <p>しかし、当該委託事業に対する総合評価は行われていない。</p> <p>同額の委託料を支払ったとしても、例えば、仕様書どおりの履行が確保されている場合、公営事業局の指導を経て履行が確保された場合、改善指示を要する不適切な履行があった場合では、業務の総合評価は異なる。委託業務の総合評価を行わなければ、委託業務の品質を適切に管理することができず、今後の業務改善に向けた指導が徹底できないおそれや、今後の委託業務の品質管理のための課題を把握できないおそれがある。</p> <p>公営事業局として、契約期間を通じて、上記の項目などを評価項目とする「委託業務総合評価シート」の様式を設定し、委託業務の総合評価を行うことが考えられる。当該委託業務については、上記項目に追加して、例えば「クレーン件数」などをKPIとして設定し、目標と実績の差異の分析評価により、次年度の業務の改善へつなげることが望まれる。</p>	<p>令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである「尼崎市業務見直しガイドライン」において委託業務を総合評価する外部委託評価シートを定めたことから、今後、対象事業の整理を行った上で、この外部委託評価シートを活用し、委託業務の効果や課題等を分析し委託内容の改善に向けて努めていく。</p>	検討中	<p>令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである「尼崎市業務見直しガイドライン」において委託業務を総合評価する外部委託評価シートを定めたことから、今後、この外部委託評価シートを活用し、委託業務の効果や課題等を分析し、委託内容の改善に向けて努めていく。</p>	124	平成30年2月23日

平成29年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<平成29年度監査 監査テーマ：委託契約に関する財務事務の執行について>

局名	指摘先	ページ	区分	指摘内容	指摘の概要	令和4年2月28日時点の措置内容要旨 (下線部は昨年度の措置内容との変更点)	措置状況	令和3年4月26日公表分	連番	監査結果 報告日
公営企業局	施設管理課 公営事業所清掃 業務	281	意見	委託業務の品質管理のための評価	<p>委託業務において、履行状況の点検だけでなく、当該業務の質を確保するという品質管理の観点から、業務の総合評価を行い、業務改善に向けた指示や指導を行うことが望まれる。</p> <p>総合評価の評価項目としては、一般的には、業務目的の理解、技術力の発揮、協議記録の提出、作業の進捗管理、積極的な取組への姿勢、公営事業局からの要請への対応状況、トラブルへの対応状況、品質管理のための自主的な取組、業務の目的の達成度、予定価格に対する委託契約額の割合などが考えられる。また、評価指標として、委託業務のKPI（例えばクレーン件数）を設定することも有効である。</p> <p>同額の委託料を支払ったとしても、例えば仕様書どおりの履行が確保されている場合、公営事業局の指導を経て履行が確保された場合、改善指示を要する不適切な履行があった場合には、業務の総合評価は異なる。委託業務の総合評価を行わなければ、委託業務の品質を適切に管理することができず、今後の業務改善に向けた指導が徹底できないおそれや、今後の業務の改善に向けた指示を行えない等、今後の委託業務の品質管理のための課題を把握できないおそれがある。</p> <p>公営事業局として、契約期間を通じて、上記の項目などを「委託業務総合評価シート」の評価項目として設定し、業務委託の総合評価を行い、目標と実績の差異の分析評価により、次年度の業務の改善へつなげることが望まれる。</p>	<p>令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである「<u>尼崎市業務見直しガイドライン</u>」において委託業務を総合評価する外部委託評価シートを定めたことから、<u>今後、対象事業の整理を行った上で、この外部委託評価シートを活用し、委託業務の効果や課題等を分析し委託内容の改善に向けて努めていく。</u></p>	検討中	<p>令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである「<u>尼崎市業務見直しガイドライン</u>」において委託業務を総合評価する外部委託評価シートを定めたことから、<u>今後、この外部委託評価シートを活用し、委託業務の効果や課題等を分析し、委託内容の改善に向けて努めていく。</u></p>	125	平成30年2月23日
公営企業局	施設管理課 ボート・モーター整備業務委託	285	意見	委託業務の品質管理のための評価	<p>委託業務において、履行状況の点検だけでなく、当該業務の質を確保するという品質管理の観点から、業務の総合評価を行い、業務改善に向けた指示や指導を行うことが望まれる。</p> <p>総合評価の評価項目としては、一般的には、業務目的の理解、技術力の発揮、協議記録の提出、作業の進捗管理、積極的な取組への姿勢、公営事業局からの要請への対応状況、トラブルへの対応状況、品質管理のための自主的な取組、業務の目的の達成度、予定価格に対する委託契約額の割合などが考えられる。また、評価指標として、委託業務のKPI（モーターに関するトラブル件数）を設定することも有効である。</p> <p>同額の委託料を支払ったとしても、例えば、仕様書どおりの履行が確保されている場合、公営事業局の指導を経て履行が確保された場合、改善指示を要する不適切な履行があった場合には、業務の総合評価は異なる。委託業務の総合評価を行わなければ、委託業務の品質を適切に管理することができず、今後の業務改善に向けた指導が徹底できないおそれや、今後の委託業務の品質管理のための課題を把握できないおそれがある。</p> <p>公営事業局として、契約期間を通じて、上記の項目などを評価項目とする、「委託業務総合評価シート」の様式を設定し、委託業務の総合評価を行い、目標と実績の差異の分析評価により、次年度の業務の改善へつなげることが望まれる。</p>	<p>令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである「<u>尼崎市業務見直しガイドライン</u>」において委託業務を総合評価する外部委託評価シートを定めたことから、<u>今後、対象事業の整理を行った上で、この外部委託評価シートを活用し、委託業務の効果や課題等を分析し委託内容の改善に向けて努めていく。</u></p>	検討中	<p>令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである「<u>尼崎市業務見直しガイドライン</u>」において委託業務を総合評価する外部委託評価シートを定めたことから、<u>今後、この外部委託評価シートを活用し、委託業務の効果や課題等を分析し、委託内容の改善に向けて努めていく。</u></p>	126	平成30年2月23日

平成29年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<平成29年度監査 監査テーマ：委託契約に関する財務事務の執行について>

局名	指摘先	ページ	区分	指摘内容	指摘の概要	令和4年2月28日時点の措置内容要旨 (下線部は昨年度の措置内容との変更点)	措置状況	令和3年4月26日公表分	連番	監査結果 報告日
教育委員会 事務局	スポーツ推進課	303	意見	委託業務の品質管理のための評価	<p>委託業務において、市は、履行状況の点検だけではなく、当該業務の質を確保するという品質管理の観点から、業務の総合評価を行い、業務改善に向けた指示や指導を行うことが望まれる。</p> <p>総合評価の評価項目としては、一般的には、業務目的の理解、技術力の発揮、協議記録の提出、作業の進捗管理、積極的な取組への姿勢、市からの要請への対応状況、トラブルへの対応状況、品質管理のための自主的な取組、業務の目的の達成度、予定価格に対する委託契約額の割合などが考えられる。評価指標として、委託業務のKPIを設定することも有効である。</p> <p>しかし、当該委託業務に対する総合評価は行われていない。</p> <p>同額の委託料を支払ったとしても、例えば、仕様書どおりの履行が確保されている場合、市の指導を経て履行が確保された場合、改善指示を要する不適切な履行があった場合では、業務の総合評価は異なる。委託業務の総合評価を行わなければ、委託業務の品質を適切に管理することができず、今後の業務改善に向けた指導が徹底できないおそれや、今後の委託業務の品質管理のための課題を把握できないおそれがある。</p> <p>市として、契約期間を通じて、上記の割合の項目などを評価項目として「委託業務総合評価シート」の様式を設定し、委託業務の総合評価を行うことが考えられる。また、上記項目に追加して、例えば「1日当たりトレーニング室利用人数」などをKPIとして設定して、目標と実績の分析・評価により次年度の業務の改善へつなげることが望まれる。</p>	<p>令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである「<u>尼崎市業務見直しガイドライン</u>」において委託業務を総合評価する外部委託評価シートを定めたことから、<u>今後、対象事業の整理を行った上で、この外部委託評価シートを活用し、委託業務の効果や課題等を分析し委託内容の改善に向けて努めていく。</u></p>	検討中	<p>令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである「<u>尼崎市業務見直しガイドライン</u>」において委託業務を総合評価する外部委託評価シートを定めたことから、<u>今後、この外部委託評価シートを活用し、委託業務の効果や課題等を分析し、委託内容の改善に向けて努めていく。</u></p>	127	平成30年2月23日

平成28年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<平成28年度>監査テーマ：指定管理者制度について

局名	指摘先	ページ	区分	指摘内容	指摘の概要	令和4年2月28日時点の措置内容要旨 (下線部は昨年度の措置内容との変更点)	措置状況	令和3年4月26日公表分	連番	監査結果 報告日
都市整備局	公園維持課	56	意見	修繕費についての市と指定管理者の費用負担の明確化と精算	<p>指定管理業務に含まれる、日常的な施設等の補修・修繕にかかる費用のうち、補修・修繕を行わなかったことによる、指定管理者が策定した予算の予算未執行額については、原則、毎年度精算対象とすることが必要である。</p> <p>平成27年度に、管理経費に含まれる修繕費は、予算額21,562千円に対して、決算額（実績額）25,208千円であり、3,646千円の予算超過（指定管理者の負担）となっている。</p> <p>指定管理者によると、平成27年度においては、本来尼崎市が負担すべき大規模改修・大規模補修工事や、日常的な補修に該当しない更新工事につき、所管課の承認を得た上で、指定管理者が負担しているため、予算超過となったとのことである。</p> <p>上記工事はすべて緊急を有する更新工事等で、その都度、事前に所管課と協議を行った上で実施したとことが、記念公園の管理に関する仮基本協定書に、修繕費の負担に関する協議記録の保管に関する記載がないため、協議記録は作成されておらず、監査人は協議内容を確認することはできなかった。</p> <p>平成27年度は、指定管理者が、日常的な修繕費の予算未執行額（7,552千円＝修繕費予算額21,562千円－修繕費実績額14,010千円）に含める本来は尼崎市が負担すべき大規模更新工事費用（11,199千円）を財源の一部として、本来は尼崎市が負担すべき大規模更新工事費用（11,199千円）を負担している状態であった。しかし、予算は具体的な修繕工事の見積り額の集計値ではなく、当初プロポーザル時の予算をベースにした金額にすぎない。また、尼崎市が負担すべき大規模更新工事費用について、指定管理者が必ず負担するわけではない中、本来、指定管理者が行うべきである日常的な施設の修繕・補修の先延ばしにより、利得を得るケースも想定される。ひいては、施設にとって必要な維持管理水準の保持を徹底できなくなる恐れがある。</p> <p>こうした事態に陥ることを防止するためには、基本協定書上、想定される修繕工事の区分、個々の修繕工事に関する尼崎市と指定管理者の分担判断基準、及び基本協定の規定にない修繕工事が発生した場合の費用負担方法について明確にした上で、指定管理者が負担する500千円以下の日常的修繕費については、原則、毎年精算することを明記し、年度末に精算することが望まれる。</p> <p>なお、尼崎市と指定管理者間の協議内容は当該施設の維持管理のための重要な情報であり、文書で残すことを協定書上明確に定め、それに従い協議内容の議事録を残す必要がある。</p>	<p>現指定管理者が公益財団法人であることを活かし、利用率向上策として積極的な補修や修繕等に取り組んでいることは、指定管理者導入のメリットの一つであると考えているが、指摘にあるような、修繕費について費用負担の明確化をし、精算対象とすべきかどうかは、予算等の調整も必要なことから、今年度の次期指定管理者の選定時までに、引き続き検討を行っていく。</p> <p>なお、協議録については、本市と指定管理者で協議した内容を作成し、双方で保存することを新たに平成29年度の年度協定書から明記しており、指定管理業務上必要な範囲で対応している。</p>	検討中		129	平成29年2月20日
教育委員会事務局	スポーツ推進課	69	意見	修繕費についての市と指定管理者の費用負担の明確化と精算	<p>指定管理業務に含まれる、日常的な施設等の補修・修繕にかかる費用のうち、補修・修繕を行わなかったことによる、指定管理者が策定した予算の予算未執行額については、原則、毎年度精算対象とすることが望まれる。</p> <p>尼崎市社会体育施設管理業務実施要項によると、日常的修繕のうち、1件当たり1,000千円未満の日常的修繕費を指定管理者が負担し、1,000千円以上の修繕費の分担は委託者と協議を行うこととなっている。</p> <p>平成27年度の管理経費に含まれる修繕費については、屋内プール分が予算額5,335千円に対して実績額3,976千円、地区体育館分が予算額4,762千円に対して実績額4,129千円であり、屋内プール1,358千円、地区体育館632千円の合計1,991千円の予算未執行額があるが、尼崎市社会体育施設の管理に関する仮基本協定書上、修繕費について精算する旨を定めていないため、当該予算未執行額1,991千円の精算はされていない。</p> <p>このように予算額と実績額の差異が大きいのは、具体的な修繕の見積り額の集計額として予算が編成されている訳ではなく、当初プロポーザル時に尼崎市に提出した予算をベースにした予算額にすぎないことが要因であると考えられる。</p> <p>また、所管課によると、日常的修繕費について精算する旨を基本協定書上規定していない理由は、過去に、本来、尼崎市が負担すべき大規模改修工事につき、尼崎市が予算を確保できない中、指定管理者が自己財源で負担した年度もあり、実質的には所管課が過大な指定管理料を負担していることはない判断したためとのことであった。</p> <p>このような状況においては、本来、指定管理者が行うべきである日常的な施設の修繕・補修の先延ばしにより、利得を得るケースも想定される。ひいては、施設にとって必要な維持管理水準の保持を徹底できなくなる恐れもある。</p> <p>このような事態に陥ることを防止するためには、基本協定書上、想定される修繕工事の区分、個々の修繕工事に関する尼崎市と指定管理者の分担判断基準、及び基本協定書の規定にない修繕工事が発生した場合の費用負担方法について明確にした上で、指定管理者が負担する1,000千円未満の日常的修繕費については、原則、毎年精算することを明記し、年度末に精算することが望まれる。</p>	<p>現在、事業団が指定管理者となっている社会体育施設については設置から年数が経過していることから、日々管理運営において、様々な修繕を行う必要があるが、施設修繕における重要性や優先順位等については、協定書等に基づき、指定管理者の判断と責任において柔軟に対応する必要があることから、指定管理料の精算については実施していない。</p> <p>修繕の実施状況等にかかる管理運営の内容については、事業実施報告書や指定管理者モニタリング制度を活用することで、適正な費用負担や必要な業務実施等について確認していく。</p>	検討中		134	平成29年2月20日

平成28年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<平成28年度>監査テーマ：指定管理者制度について

局名	指摘先	ページ	区分	指摘内容	指摘の概要	令和4年2月28日時点の措置内容要旨 (下線部は昨年度の措置内容との変更点)	措置状況	令和3年4月26日公表分	連番	監査結果 報告日
総政政策局	地域総合センター担当	119	意見	修繕費についての市と指定管理者の費用負担の明確化と精算	<p>指定管理業務に含まれる、施設の軽微な修繕にかかる費用のうち、補修・修繕を行わなかったことによる予算未執行額については、原則、毎年度精算対象とすることが望まれる。</p> <p>尼崎市立総合センター指定管理者運営業務仕様書及び尼崎市立地域総合センター塚口管理業務実施要項によると、日常的修繕のうち、1件当たり500千円未満の修繕費を指定管理者が負担し、500千円以上の修繕費の分担は尼崎市と協議を行うこととなっている。</p> <p>平成27年度の管理経費に含まれる修繕費については、予算額1,700千円に対して実績額59千円で、1,641千円の予算未執行額が残っているが、尼崎市立総合センターの管理に関する仮基本定書上、修繕費について精算する旨を定めていないため、当該予算未執行額1,641千円の精算はされていない。1,641千円が予算未執行額となってしまった理由は、平成27年度は、管理経費予算として計上されているにも関わらず、建築基準法に基づく建築物設備点検で発見された事項に対応する修繕工事を、指定管理者が年度末までに行わなかったためとことである。</p> <p>本来指定管理者が行うべきである日常的な施設の修繕・補修の先延ばしにより、指定管理者が利得を得るケースも想定される。ひいては、施設にとって必要な維持管理水準の保持を徹底できなくなる恐れもある。</p> <p>このような事態に陥ることを防止するためには、基本協定書上、想定される修繕工事の区分、個々の修繕工事に関する尼崎市と指定管理者の分担や判断基準、及び基本協定の規定にない修繕工事が発生した場合の費用負担方法について明確にした上で、指定管理者が負担する500千円未満の修繕費については、原則、毎年精算とすることを明記し、年度末に精算することが望まれる。</p>	<p>令和4年2月28日時点の措置内容要旨(下線部は昨年度の措置内容との変更点)</p> <p>指定管理料のうち修繕費部分については、各年度末に精算することが望ましいとされているところではあるが、尼崎市立地域総合センター塚口の管理に関する年度協定書において、「尼崎市立地域総合センター塚口管理業務実施要項」Ⅲ6施設及び付属設備の維持管理及び保安警備に関する業務(3)施設の改修・修繕について定めており、「指定管理者制度について(指針)」(令和元年9月改定)の「精算制としない場合」に記載されている内容に沿い、精算制をとっていない現状である。</p> <p>地域総合センターは、著しく老朽化している施設も多いことから、例年修繕箇所が非常に多い地域総合センターについては、これまでどおり精算制を導入せず、500千円未満の修繕については指定管理者側の裁量で行い、500千円以上の修繕については市と指定管理者で協議しながら行っていく形が現時点では、最適と考えるものの、他の指定管理施設における精算制の採用状況などを分析し、次期、指定管理者選定時までに精算制の導入について検討を行う。</p> <p>また、修繕工事の区分等については今年度より基本協定書上で記載し、これまでどおり500千円という金額を一つの判断基準とする中で市と指定管理者との分担について定め、必要に応じて協議を行いながら修繕を実施していく。</p> <p>なお、地域総合センター塚口のケースについては、法定点検による指摘を結果的に放置したこととなるので、事実が発覚して以降、即座に修繕を行うよう指導した。また、今後このようなことが起こらないよう十分に注意するよう指導し、市としても委託者としての指導義務を果たしていくことを改めて徹底したところである。</p>	検討中	<p>指定管理料のうち修繕費部分については、各年度末に精算することが望ましいとされているところではあるが、尼崎市立地域総合センター塚口の管理に関する年度協定書において、「尼崎市立地域総合センター塚口管理業務実施要項」Ⅲ6施設及び付属設備の維持管理及び保安警備に関する業務(3)施設の改修・修繕について定めており、「指定管理者制度について(指針)」(令和元年9月改定)の「精算制としない場合」に記載されている内容に沿い、精算制をとっていない現状である。</p> <p>地域総合センターは、著しく老朽化している施設も多いことから、例年修繕箇所が非常に多い地域総合センターについては、これまでどおり精算制を導入せず、500千円未満の修繕については指定管理者側の裁量で行い、500千円以上の修繕については市と指定管理者で協議しながら行っていく形が現時点では、最適と考えるものの、他の指定管理施設における精算制の採用状況などを分析し、次期、指定管理者選定時までに精算制の導入について検討を行う。</p> <p>また、修繕工事の区分等については今年度より基本協定書上で記載し、これまでどおり500千円という金額を一つの判断基準とする中で市と指定管理者との分担について定め、必要に応じて協議を行いながら修繕を実施していく。</p> <p>なお、地域総合センター塚口のケースについては、法定点検による指摘を結果的に放置したこととなるので、事実が発覚して以降、即座に修繕を行うよう指導した。また、今後このようなことが起こらないよう十分に注意するよう指導し、市としても委託者としての指導義務を果たしていくことを改めて徹底したところである。</p>	141	平成29年2月20日
都市整備局	公園維持課	59	意見	指定管理者の目標管理指標の設定	<p>指定管理者制度は、民間事業者間の競争原理や、事業者が保有する施設管理のノウハウの活用による経費の節減及び質の高い住民サービスの提供を目的とするものであり、同制度の導入によって所期の効果が発現しているかを測定することは重要である。そこで、指定管理者に目標となる管理指標を設定させ、その目標を達成するように計画を策定(Plan)、実行し(Do)、計画目標値と実績値の比較分析により(Check)、目標達成のための改善策を検討し、実行(Action)した結果を事業報告書において報告することで、いわゆるPDCAのマネジメント・サイクルを確立・徹底することが必要である。</p> <p>事業計画書には、目標となる管理指標の記載はなく、事業報告書には施設の利用件数や稼働率などの実績値が記載されているものの、計画目標値と実績値との比較分析はされておらず、実績値は前年度数値の比較にとどまっていた。</p> <p>このように、目標管理指標が明確になっていないため、「スポーツ・レクリエーションを通じて市民の健康で文化的な生活の向上に寄与する」とされている施設の設置目的達成のために、指定管理業務の中で実施している事業の目標達成度合いを定量的に測れているか否かが不明であり、マネジメント・サイクルの確立が不十分であると考えられる。</p> <p>基本協定書上、事業計画書に目標となる管理指標の記載を、また事業報告書に、計画目標値と実績値の乖離があった場合は、その原因や翌年度に向けての対応策を検討分析して記載することを求めることが望まれる。</p>	<p>指定管理者と事業計画書への管理指標の記載を協議し今後、記載することとなった。今後は、計画目標値と実績値と乖離があった場合には、その原因の分析と翌年度に向けての対応策を検討の上、事業報告書に記載するよう指定管理者と協議を行っていく。</p>	検討中	<p>令和3年度の次期指定管理者の選定時までに、基本協定書上、事業計画書に目標となる管理指標を設定することができるよう、計画目標値について、指定管理者と協議を行いつつ、設定していく。また、計画目標値と実績値の乖離があった場合には、その原因や翌年度に向けての対応策を検討分析して記載することを指定管理者に求めることに改めるよう指定管理者と協議を行っていく。</p>	130	平成29年2月20日

平成28年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<平成28年度>監査テーマ：指定管理者制度について

局名	指摘先	ページ	区分	指摘内容	指摘の概要	令和4年2月28日時点の措置内容要旨 (下線部は昨年度の措置内容との変更点)	措置状況	令和3年4月26日公表分	連番	監査結果 報告日
都市整備局	公園維持課	60	意見	自動販売機の設置 についての尼崎市 による直営化	<p>記念公園においては、尼崎市は、指定管理者である公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団へ、自動販売機22台の公園施設設置許可（行政財産使用料190千円）、レストランの公園施設管理許可（行政財産使用料831千円）、地下サウナ脱衣室の行政財産使用許可（タンニングマシンの設置許可による行政財産使用料32千円）を行っている。一方、これらの自主事業実施の結果、同事業団には、自動販売機設置により9,869千円、レストランで174千円、地下サウナ脱衣室で309千円、合計10,351千円の自主事業収入があり、行政財産使用料合計1,053千円との差額9,298千円が同事業団の利益となっている。</p> <p>所管課によれば、都市公園の機能の増進に資すると認め、公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団からの申請に基づき、都市公園法上の施設設置許可等を与えているとのことだった。</p> <p>現状は、尼崎市の公有財産である都市公園へ自動販売機を設置するといふ点は同じであるにも関わらず、尼崎市が、自動販売機の設置業者へ、直接、設置許可を与えれば、その使用料収入は190千円にすぎないが、一方、尼崎市が、指定管理者へ設置許可を与え、指定管理者が自動販売機の設置業者と契約をすれば、指定管理者は9,679千円の利益を得られる仕組みとなっている。都市公園の設置者である尼崎市が得られる収入より、指定管理者が得ることができる収入の方が多額であるという仕組みが存在することは、尼崎の公有財産の有効活用という観点から疑問がある。</p> <p>また、都市公園は、「公有財産の有効活用の推進を踏まえた使用許可等の取扱について（通知）」の対象外であるものの、同通知の「市場性を反映した使用料等収入と使用許可等の透明性の確保」という趣旨は同様であると思われるが、それが達成できていない。</p> <p>さらに、当該自動販売機の設置を公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団が行うことの必然性がない。</p> <p>以上より、都市公園への自動販売機の設置については、都市公園条例等を改正し、出資団体かつ指定管理者である公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団への公園施設設置許可とせずに、尼崎市が、市場性を反映した使用料収入を得られるよう、公募により、直接、自動販売機の設置業者へ公園施設設置許可を与え、尼崎市が収入を得ることを検討すべきである。</p>	<p>自動販売機の設置については、事業団が指定管理による施設の管理運営及び各種事業を実施する目的で自主事業として実施しており、現時点では公募を実施していないが、令和元年度の出資団体等監査の指摘に基づき、社会体育施設の指定管理事業と自主事業の整理や適正な指定管理料の積算を進めることとしていることから、今後、それらと合わせて検討を進めていく。</p>	検討中	<p>都市公園という施設の性質上、営利目的で設置される施設をある程度抑制すべきことと、現地に常駐する管理者が設置することにより、利用者への対応の面でもメリットがあることから、指定管理者に限定して設置許可を与えており、現行の制度運用としては適正であると考えている。一方、市が収入を得ることを検討すべきとした趣旨を考慮し、公募により自動販売機の設置業者を選定するのか、若しくは引き続き指定管理者に対して許可を与え、自主事業収入の一部として市に納めさせるのか、又は、公園の維持管理や利用者へのサービス向上に還元させるのか等、全庁的な指定管理者に係る方針も踏まえ、令和3年度の次期指定管理者の募集までに検討する。</p>	132	平成29年2月20日
教育委員会 事務局	スポーツ推進課	73	意見	自動販売機の設置 についての尼崎市 による直営化	<p>過去からサンシビック尼崎及び各地区体育館の敷地内に自動販売機11台を設置するスペースについては、公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団に行政財産使用許可を与えている。</p> <p>平成27年度においては、公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団は、自主事業として、自動販売機の設置により民間業者から2,458千円の収入を得ている。なお、尼崎市へ支払っている行政財産使用許可による行政財産使用料は年間142千円であり、差額2,315千円が同事業団の利益となっている。</p> <p>所管課によれば、指定管理者制度が導入される以前から継続して、公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団からの申請に基づき、行政財産の目的外使用許可を与えているとのことだった。尼崎市が直営で運営すれば、通常、利益を得ることができる自動販売機の設置を、公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団へ実施させているが、当該自動販売機の設置を公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団がすることに必然性はない。</p> <p>自動販売機の設置については、出資団体かつ指定管理者である公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団への行政財産使用許可とせずに、原則どおり、尼崎市として、公募により最大額の使用料を払う事業者と賃貸契約を締結することが望まれる。</p>	<p>自動販売機の設置については、事業団が指定管理による施設の管理運営及び各種事業を実施する目的で自主事業として実施しており、現時点では公募を実施していないが、令和元年度の出資団体等監査の指摘に基づき、社会体育施設の指定管理事業と自主事業の整理や適正な指定管理料の積算を進めることとしていることから、今後、それらと合わせて検討を進めていく。</p>	検討中	<p>自動販売機設置により得られる収益は、事業団が実施する、各種スポーツ振興・普及事業において欠かすことのできない財源となっており、その収益がなければ、事業の実施に影響が生じる。また、他の施設の指定管理者においても、行政財産使用許可を与えて自動販売機を設定しているという状況を勘案し、現時点では公募を実施していない。</p> <p>しかしながら、令和元年度の出資団体等監査の指摘に基づき、社会体育施設の指定管理事業と自主事業の整理や適正な指定管理料の積算を進めることとしていることから、今後、それらと合わせて検討を進めていく。</p>	135	平成29年2月20日

平成28年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<平成28年度>監査テーマ：指定管理者制度について

局名	指摘先	ページ	区分	指摘内容	指摘の概要	令和4年2月28日時点の措置内容要旨 (下線部は昨年度の措置内容との変更点)	措置状況	令和3年4月26日公表分	連番	監査結果 報告日
教育委員会 事務局	スポーツ推進課	68	意見	非公募から公募への選定方法の見直し	<p>指定管理者制度は、民間事業者間の競争原理や事業者が保有する施設管理のノウハウの活用により、経費の節減、質の高い住民サービスの提供を目的とする制度である。したがって、指定管理者の選定は原則として公募により行い、一定の要件を満たす場合に例外的に非公募が容認されている。</p> <p>当該社会体育施設については、平成18年4月に指定管理者制度を導入してから10年超にわたり、「指定管理者制度について（指針）」（平成26年4月最終改訂）に定める、「団体の設立趣旨が施設の設置目的と合致しており、団体において、施設の目的に沿った自主事業等が実施できる場合」に該当するとして、公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団が非公募により指定管理者として選定されている。</p> <p>なお、当該施設の管理業務は大きく分けて体育施設の利用により行う事業の実施（ソフト面）と、施設の維持管理（ハード面）の2面からなるが、所管課によると、指定管理者の公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団は、ソフト面を重視し非公募として選ばれているとのことである。</p> <p>しかし、非公募による選定は、特定の団体を尼崎市が指名する選定方式であり、①指定管理者候補の選定に関する透明性を確保する、②競争原理の働く中でより良い提案をしてもらう、③行政の見込みを上回る民間のノウハウを生かした提案をしてもらう、という指定管理制度導入による効果を十分に得られない恐れがある。</p> <p>このような事態に陥ることを防止するために、また、当該施設の「体育施設の管理運営」という業務の性質上、非公募としなければならない理由はなく、原則どおり公募によることが望まれる。</p>	<p>事業団については、行政と民間が一体となった体育・スポーツの振興組織として、広く体育・スポーツの振興を図ることにより、市民の健康・体力づくりと地域の活性化に寄与することを目的として、市によって設立された公益法人であり、設立以来、記念公園及び社会体育施設の管理運営を行うとともに、前述の目的に資する各種事業について、当該施設を拠点に継続して実施してきた。</p> <p>このことは「指定管理者制度について（指針）」に規定する「団体の設立趣旨が施設の設置目的と合致しており、団体において、施設の目的に沿った自主事業等が実施できる場合は、特定の団体を指定管理者とすることができる」に該当する。</p> <p>また市が策定した「外郭団体等への派遣・幹線等の基準」において、事業団については「市と一体的あるいは市に代わって、市の政策に合致した事業を展開する団体（分類Ⅰ）」として、人的支援や財政的支援が行える団体として改めて位置づけられている。</p> <p>なお、施設評価において分類Ⅰに該当する外郭団体等とともに取組成果を確認する仕組みを構築して運用開始したところであるが、現在、外郭団体に対する指定管理の公募、非公募の基準見直しなどについても検討中であることから、これらを踏まえて対応していく。</p>	検討中	<p>尼崎市スポーツ振興事業団は、本市スポーツの振興事業、社会体育施設等の管理運営などを行わせるために市が出資して設立された公益法人であり、これまで市と一体となって、市の政策目的に沿った事業を展開するとともに、地域に密着した活動を行い、本市のスポーツ推進に大きな役割を果たしている。</p> <p>社会体育施設等の指定管理については、「指定管理者制度について（指針）」に基づき、団体の設立趣旨が施設の設置目的と合致しており、施設の設置目的に沿った自主事業等が実施できることから、継続して事業団を非公募で選定している。</p> <p>今後においても、スポーツ推進計画に基づき、事業団に本市スポーツの推進に核的な役割を担わせるという考えのもと、社会体育施設の指定管理については、これまでの団体の経緯や実績も踏まえ、非公募で選定することが妥当であると考えられる。</p>	133	平成29年2月20日
こども青少年局	こども青少年課	104	意見	直前キャンセルへの対応	<p>尼崎市立美方高原自然の家設置及び管理に関する条例、尼崎市立美方高原自然の家設置及び管理に関する条例施行規則により、美方高原自然の家の使用料は後納が原則であると定められている。</p> <p>さらに、現状は直前キャンセルの場合のキャンセル料や前受金取受の取決めを設けておらず、また施設の性質上、直前のキャンセルに対してその空きを埋める新しい予約が入ることはほとんどないことから、直前キャンセルがあった際には尼崎市はまったく収入を受け取ることができず、機会損失を被ることとなる。平成27年度においては、施設の繁忙期シーズンの予約団体が参加者不足により直前キャンセルとなった事象があり、尼崎市は機会損失を被っている。</p> <p>直前キャンセルを防ぐために、指定管理者は予約団体との連絡を密接にとることにより参加者の集客状況を事前に把握し、さらに、尼崎市立美方高原自然の家設置及び管理に関する条例施行規則第6条但書を適用し、前納制の採用についても検討することが有用である。また、直前キャンセルについてはキャンセル料を徴収することを検討することも考えられる。ただし、現行の規則ではキャンセル料についての定めはないことから規則改正が必要となる。</p>	<p>近隣仙都市の類似施設の状況を確認したところ、大多数の施設でキャンセル料を導入していたことから、美方高原自然の家についても、キャンセル料の導入について他施設の運用状況等を参考に研究を進めていく。</p> <p>研究にあたっては、利用者の利便性、指定管理者の負担（コスト、事務量）を踏まえる必要があると考えている。</p>	検討中	<p>現在、指定管理者は利用受付時に他の周辺施設を同時に抑えていないなどの確認を行っており、その後も随時、予約団体と密接に利用調整を行うことで、直前キャンセルの防止に努めている。また、一度キャンセルを行った団体については、団体リストに記しており、該当団体が予約を行う際には、さらなる念入りな確認を行っているため、平成28年度以降は大型キャンセルは発生していない。</p> <p>また、直前キャンセルを予防するために、尼崎市立美方高原自然の家の設置及び管理に関する条例施行規則第6条第1項ただし書の規定に基づく使用料の前納制を採用することについては、指定管理者によると、団体予約が入るデッドラインは利用日から概ね2ヶ月前とのことであることから、予約団体にそれより前に人数等の詳細を確定させ、使用料を前納させることは利用団体の資金繰りの問題等も生じることため、かえて利用者の減少に繋がってしまう可能性もあり、使用料の前納制の導入も難しい状況にある。</p> <p>さらに、キャンセル料の導入については、他の近隣施設の状況等を勘案し、バランスをとらなければ、集客上のネックとなる可能性もあることから、引き続き、検討を行うとともに、当該他の近隣施設の管理者と協議を行っていくこととする。</p>	139	平成29年2月20日

平成27年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<平成27年度>監査テーマ：債権管理事務について

局名	指摘先	ページ	区分	指摘内容	指摘の概要	令和4年2月28日時点の措置内容要旨 (下線部は昨年度の措置内容との変更点)	措置状況	令和3年4月26日公表分	連番	監査結果 報告日
教育委員会 事務局	幼稚園・高校企 画推進担当	284	意見	各高等学校債権管理状況の学務課によるモニタリングの強化	未収金の督促や納付交渉を含めた債権管理業務・回収業務は各高等学校に配置された管理担当者に一任され、担当者から相談があったときのみ、学務課担当者が相談に乗るなどの支援業務を行っている。 平成26年度の不納欠損は、平成26年度に不納欠損処理された168件の債権のうち125件、収入未済額ベースでは総額1,646千円のうち1,237千円が平成21年度に発生した債権であり、時効中断手続が一度も取られないまま不納欠損となった事案が多数含まれている可能性がある。 また、平成25年度で授業料無償化が終了したことに伴い、今後債権が増加していくと想定される。 以上により、学務課においては、新たな滞納債権の発生を防止し、また長期滞納債権については計画的に回収を進めるための方針を策定し、当該方針を各学校への周知の上、債権管理の状況をモニタリングすることが必要である。具体的には、滞納の初期段階での催告状の送付や納付交渉の徹底、分割納付の要件を定めた上での書面による分割納付誓約書の入手等を各学校へ指導し、その実施状況につき、特に高額債権や長期滞留債権については、モニタリングを強化することなどが望まれる。	学校現場に対しては、現年度分の未収金が発生した際には、当該未納者に対して速やかに督促を行い、在校生による新たな滞納者を出さないよう日頃から努めるよう指導していることから、近年3か年においては新たな未収金は生じていない。 今後においても引き続き、幼稚園・高校企画推進担当と学校現場とが連携する中で、各校の授業料納付状況や滞納状況、長期滞納者の把握に日々努めるなどモニタリングを徹底していくとともに、未収金が発生した時の対応方法についてマニュアルの整備に向けて検討していく。 なお、過年度分の滞納者へは、法務支援担当が所管する弁護士委託の活用も含め、学校現場と教育委員会が連携を図りながら電話等による督促など債権回収に取り組む。	検討中	高等学校授業料における過年度分の滞納者へは、これまでからも学校現場から電話等による催促を行っているところであるが、未収金の回収が進んでいない。そのため、今後は、幼稚園・高校企画推進担当が主体となって、当該滞納者に対する電話等による督促や自宅訪問などによる納付勧奨を行うほか、柔軟な分割納付の対応や効果的な納付方法についても検討していく。 また、学校現場においては、現年度分の未収金が発生した際には、当該未納者に対して速やかに督促を行い、在校生による新たな滞納者を出さないよう日頃から努めているところであるが、今後は、幼稚園・高校企画推進担当と学校現場が連携し、各校の授業料納付状況や滞納状況、長期滞納者の把握に日々努めるなどモニタリングを徹底していく。	164	平成28年2月22日

平成26年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<平成26年度監査 監査テーマ：尼崎市教育委員会に関する事務の執行について>

局名	指摘先	ページ	区分	指摘内容	指摘の概要	令和4年2月28日時点の措置内容要旨 (下線部は昨年度の措置内容との変更点)	措置状況	令和3年4月26日公表分	連番	監査結果 報告日
教育委員会 事務局	スポーツ推進課	90	意見	施設管理に係る公募の実施について	<p>地区体育館等指定管理者管理運営事業の指定管理者は、平成18年の制度導入以降、継続してスポーツ振興事業団であり、また指定管理料は約240百万円程度と多額な金額で推移している。</p> <p>この点、市は、指定管理料についてスポーツ振興事業団と交渉により見直しを行ったうえで、運営上必要と認められる金額を算定しており、また、運営管理を継続して行うことにより、事業内容を充実化できると考えているとのことであった。</p> <p>しかしながら、過去3年間の利用者数が大幅に増加していない状況を鑑みて、スポーツ振興事業団を継続して指定管理者とする必然性に乏しいと考えられるため、指定管理者を広く公募制にして、より適切な事業者の選定方法を検討することが望ましい。</p>	<p>事業団については、行政と民間が一体となった体育・スポーツの振興組織として、広く体育・スポーツの振興を図ることにより、市民の健康・体力づくりと地域の活性化に寄与することを目的として、市によって設立された公益法人であり、設立以来、記念公園及び社会体育施設の管理運営を行うとともに、前記の目的に資する各種事業について、当該施設を拠点に継続して実施してきた。</p> <p>このことは「指定管理者制度について（指針）」に規定する「団体の設立趣旨が施設の設置目的と合致しており、団体において、施設の目的に沿った自主事業等が実施できる場合は、特定の団体を指定管理者とすることができ」に該当する。</p> <p>また市が策定した「外郭団体等への派遣・幹事等の基準」において、事業団については「市と一体的あるいは市に代わって、市の政策に合致した事業を展開する団体（分類1）」として、人的支援や財政的支援が行える団体として改めて位置付けられている。</p> <p>なお、施策評価において分類Ⅰに該当する外郭団体等とともに取組成果を確認する仕組みを構築して運用開始したところであるが、現在、外郭団体に対する指定管理の公募、非公募の基準見直しなどについても検討中であることから、これらを踏まえて対応していく。</p>	検討中	<p>尼崎市スポーツ振興事業団は、本市スポーツの振興事業、社会体育施設等の管理運営などを行わせるために市が出資して設立された公益法人であり、これまで市と一体となって、市の政策目的に沿った事業を展開するとともに、地域に密着した活動を行い、本市のスポーツ推進に大きな役割を果たしている。</p> <p>社会体育施設等の指定管理については、「指定管理者制度について（指針）」に基づき、団体の設立趣旨が施設の設置目的と合致しており、施設の設置目的に沿った自主事業等が実施できることから、継続して事業団を非公募で選定している。</p> <p>今後においても、スポーツ推進計画に基づき、事業団に本市スポーツの推進中核的な役割を担わせるという考え方のもと、社会体育施設の指定管理については、これまでの団体の経緯や実績も踏まえ、非公募で選定することが妥当であると考えられる。</p>	165	平成27年2月19日
教育委員会 事務局	学校教育課 企画管理課 職員課 学校企画課	260	意見	学校徴収金の未納対策マニュアルの整備について	<p>学校徴収金の徴収事務は各校の教員が行っているが、尼崎市においても未納が発生している。</p> <p>市は、家庭の状況を一番把握しているのは教員であることを理由に、未納者に対する督促等の徴収事務などの未納対策を各学校に一任しているため、各校が各々の方法で対応している状況であり、特に統一的な未納対策マニュアル等を作成していない。</p> <p>近年、保護者との連携や理解など年々難しくなっており、未納が長期化することもあり、適正に支払っている保護者まで支払わなくなる可能性、いわゆるモラルハザードの問題も指摘されている。</p> <p>そのため、学校徴収金の徴収事務は、未納が長期化する前に徴収できるよう、学校だけに任せるのではなく、市も関与し組織的に取り組むべき喫緊の課題であり、未納対策でマニュアルに集約し、情報共有すべきである。</p> <p>さらに、未納対策マニュアルにより徴収事務が定型化でき、教員の徴収事務負担が軽減され、結果的に学校教育の充実につながることも考えられるため、市は未納対策マニュアルを作成し、全校で統一的な運用を行うなどの対応が必要である。</p>	<p>学校徴収金の徴収事務は、平成31年1月に出された中央教育審議会の答申において、基本的には学校以外が担うべき業務として整理されており、本市においても、教員の勤務時間の適正化の観点から、課題であるという認識を持っている。</p> <p>その最初の取組として、教職員の勤務時間適正化に向けた庁内検討会議において、給食費の公会計化に向けた検討を行っており、公会計化に向けた検討が進んでいる給食費については、既に未納対策マニュアルを作成し、収納率の向上に取り組んでいる。</p> <p>給食費についての公会計化の取組が一定進捗した時点で、他の学校徴収金の徴収事務についてもその在り方の検討を行うこととしており、その検討の中で、給食費以外の学校徴収金の未納対策マニュアルの作成についても検討している。</p>	検討中	<p>学校徴収金の徴収事務は、平成31年1月に出された中央教育審議会の答申において、基本的には学校以外が担うべき業務として整理されており、本市においても、教員の勤務時間の適正化の観点から、課題であるという認識を持っている。</p> <p>その最初の取組として、教職員の勤務時間適正化に向けた庁内検討会議において、給食費の公会計化に向けた検討を行っており、公会計化に向けた検討が進んでいる給食費については、既に未納対策マニュアルを作成し、収納率の向上に取り組んでいる。</p> <p>給食費についての公会計化の取組が一定進捗した時点で、他の学校徴収金の徴収事務についてもその在り方の検討を行うこととしており、その検討の中で、給食費以外の学校徴収金の未納対策マニュアルの作成についても検討している。</p>	169	平成27年2月19日

平成25年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<平成25年度監査 監査テーマ：高齢者施策に関する事務の執行について>

局名	指摘先	ページ	区分	指摘内容	指摘の概要	令和4年2月28日時点の措置内容要旨 (下線部は昨年度の措置内容との変更点)	措置状況	令和3年4月26日公表分	連番	監査結果 報告日
健康福祉局	高齢介護課	107	意見	老人福祉センターの指定管理者選定の妥当性について	市のA型の指定管理者は、非公募により市社協が選定されている。これについて、市社協が促進協会の職員を受け入れた際に、市と市社協との間で締結された覚書によると、職員の労働環境に不利益が生じないように努めるとし、A型の指定管理者としての業務を市社協が適性に実施している限りにおいて、議会の承認を得ることを条件に、指定管理者を一定期間継続して市社協に指定することとなっているため、実質的に将来に亘って市社協を指定しているものと考えられる。しかしながら、指定管理者制度の趣旨に鑑み、今後は、競争原理が働くように、募集の方法を公募とすることを検討する必要がある。	現在、取組中の公共施設マネジメント計画に基づく老人福祉センターの今後のあり方検討といった施設の存廃や機能移転に係る変動要素を含んでいることから、これらの移行期間として、令和元年度からの5年間については、引き続き非公募により社会福祉協議会を指定管理者として選定した。 しかしながら、令和6年度以降については指定管理者制度の趣旨等を踏まえ、原則公募による選定を行う予定であり、引き続き検討を進めていく。また、複合施設への機能移転を予定している福喜園についても、令和6年度に複合化の予定であるが、指定管理者の選定方法については、複合施設のうち体育館部分を所管するスポーツ推進課とともに検討・協議を進めていく。	検討中		170	平成26年2月18日
健康福祉局	高齢介護課	177	意見	慰労金事業の継続要否の検討について	市の慰労金支給件数は平成24年度で2名と極めて少ない状況であり、事務手続にかかる人件費等のコストを勘案すると事業の継続には疑問が残る。 そのため、慰労金事業の存続の要否について検討を行うとともに、存続するのであれば、金品の提供だけではなく、より家族介護者に対する慰労となるような事業を検討すべきである。	慰労金支給事業については、重度の要介護高齢者を介護保険制度を利用せずに家族が在宅介護していることに対して、身体的、経済的な負担軽減を図ることを目的に実施しているところであるが、平成29年度から令和2年度までの利用実績はない。 令和元年度に国の要綱改正があり、これまでの対象者の要件（要介護5又は4）を緩和し、中重度の要介護3まで対象が拡大されたため、要綱改正に至った経緯や他市の動向を鑑みながら、本市において事業の見直し（廃止又は拡大）を行っていく。	検討中	慰労金支給事業については、重度の要介護高齢者を介護保険制度を利用せずに家族が在宅介護していることに対して、身体的、経済的な負担軽減を図ることを目的に実施しているところである。 令和元年度に国の要綱改正があり、これまでの対象者の要件（要介護5又は4）を緩和し、中重度の要介護3まで対象が拡大されたため、要綱改正に至った経緯や他市の動向を鑑みながら、本市において事業の見直し（廃止又は拡大）を行っていく。	173	平成26年2月18日

平成23年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<平成23年度>監査テーマ：行政財産の管理等に係る財務事務について

局名	指摘先	ページ	区分	指摘内容	指摘の概要	令和4年2月28日時点の措置内容要旨 (下線部は昨年度の措置内容との変更点)	措置状況	令和3年4月26日公表分	連番	監査結果 報告日
教育委員会 事務局	スポーツ推進課	95	意見	指定管理者の公募について	使用料の見直しを市民にお願いするのであれば、その前に、指定管理料の引き下げ努力が必要である。本来の指定管理制度の趣旨である「民間の能力を活用し、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等を図る」ということを想起し、(指定管理者を公募で選定することにより)市場に指定管理料価格の妥当性を問う必要がある。	事業団については、行政と民間が一体となった体育・スポーツの振興組織として、広く体育・スポーツの振興を図ることにより、市民の健康・体力づくりと地域の活性化に寄与することを目的として、市によって設立された公益法人であり、設立以来、記念公園及び社会体育施設の管理運営を行うとともに、前述の目的に資する各種事業について、当該施設を拠点に継続して実施してきた。このことは「指定管理者制度について(指針)」に規定する「団体の設立趣旨が施設の設置目的と合致しており、団体において、施設の目的に沿った自主事業等が実施できる場合は、特定の団体を指定管理者とすることができる」に該当する。また市が策定した「外郭団体等への派遣・斡旋等の基準」において、事業団については「市と一体的あるいは市に代わって、市の政策に合致した事業を展開する団体(分類1)」として、人的支援や財政的支援が行える団体として改めて位置づけられている。なお、施策評価において分類1に該当する外郭団体等とともに取組成果を確認する仕組みを構築して運用開始したところであるが、現在、外郭団体に対する指定管理者の公募、非公募の基準見直しなどについても検討中であることから、これらを踏まえて対応していく。	検討中	尼崎市スポーツ振興事業団は、本市スポーツの振興事業、社会体育施設等の管理運営などを行わせるために市が出資して設立された公益法人であり、これまで市と一体となって、市の政策目的に沿った事業を展開するとともに、地域に密着した活動を行い、本市のスポーツ推進に大きな役割を果たしている。社会体育施設等の指定管理については、「指定管理者制度について(指針)」に基づき、団体の設立趣旨が施設の設置目的と合致しており、施設の設置目的に沿った自主事業等が実施できることから、継続して事業団を非公募で選定している。今後においても、スポーツ推進計画に基づき、事業団に本市スポーツの推進中核的な役割を担わせるという考え方のもと、社会体育施設の指定管理については、これまでの団体の経緯や実績を踏まえ、非公募で選定することが妥当であると考えられる。	181	平成24年2月20日
都市整備局	公園維持課	199	意見	買収による一体的整備について	都市計画区域の土地の買収がすべて完了した時点で一体的に整備するとしているが、昭和60年以降、買収が進まない中で当該未利用地の有効利用について検討することが望ましい。	未供用区域については、都市計画決定後長期に渡り整備ができていないことから、平成29年度にその必要性等の検証を行ったうえで、未供用区域を全域廃止する方針を定めた。平成30年度から、その方針に基づき都市計画の変更手続きを進め、令和元年度には都市計画変更が完了し、未供用の市有地(50㎡)の売却に向けて、令和3年度に測量・境界確定の作業を行い、土地整理が概い次第、速やかに売却する。	検討中	未供用区域については、都市計画決定後長期に渡り整備ができていないことから、平成29年度にその必要性等の検証を行ったうえで、未供用区域を全域廃止する方針を定めた。平成30年度から、その方針に基づき都市計画の変更手続きを進め、令和元年度には都市計画変更が完了したことから、未供用の市有地(50㎡)について売却の取組みを進めている。	186	平成24年2月20日
都市整備局	公園計画・21世紀の森担当	203	意見	供用開始を伴う有効活用について	未買収の土地の取得も含めた全体計画に基づき、公園南側の土地(約1.8ha)について取得してきたが、市は財政状況が厳しいことから、供用がなされていない状況にあり、有効性の観点から問題があるとの指摘をせざるを得ない。	未供用の市有地部分については、阪神電気鉄道株式会社及び株式会社ダイガースと協定を結び、阪神ダイガースファーム施設として活用していくこととなった。	対応済	未供用区域については、都市計画決定後長期に渡り整備ができていないことから、平成29年度のうち民有地部分を廃止する方針を定め、平成30年度から、その方針に基づき都市計画の変更手続きを行い、令和元年度には都市計画変更が完了した。なお、未供用の市有地部分については、阪神ダイガースファーム施設に係る協議を行っているところである。	187	平成24年2月20日

平成22年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<平成22年度>監査テーマ：普通財産及び借受財産の管理等に係る財務事務について

局名	指摘先	ページ	区分	指摘内容	指摘の概要	令和4年2月28日時点の措置内容要旨 (下線部は昨年度の措置内容との変更点)	措置状況	令和3年4月26日公表分	連番	監査結果 報告日
総合政策局	ダイバーシティ推進課	164	意見	売却も含めた活用方法の検討について	戸ノ内町3丁目698-25については、長期にわたり地域に便宜供与が図られている状況は好ましくないため、売却等有効な活用方法についての検討を行う必要がある。	<u>関係者と直接面会する場を設けることができ、協議を進めているところである。</u>	検討中	当該土地については、平成27年4月1日に都市整備局より当時の人権課へ所管換えがなされたものであり、これまでも地域の関係者との協議を行ってきたところである。土地の売却も含めた有効活用について検討しつつ、現地調査を行うとともに、機会をとらえて地域の関係者との協議を試みたものの当該関係者と接触することができなかったため、進展が図られなかったものである。 当該土地の状況は現時点においてもなお解消していないことから、今年度も引き続き関係者との協議を進めていく。	198	平成23年2月21日
都市整備局	道路課	176	意見	未利用地の売却等も含めた有効活用の検討及び売却可能用地のうち売却手続き困難な用地の管理体制について	当該用地については、十分に売却可能であると考えが、周辺との関係で売却に向けた整備工事に着手できるかどうか問題となっている。周辺との関係や過去の売却時の状況を変えることは非常に困難であり、また所管課だけでその事務を担当することは、経験、能力といった面からも難しい。このような売却可能な用地を無制限に保有することは、適切とはいえない。したがって、売却可能な用地でありながら所管課だけの経験や能力だけではその手続きが困難となっている用地については、全庁的に一元化するなどの管理体制が必要である。	<u>令和2年度に当該地の残存物の撤去・土地の境界確定等を完了し、令和3年度は、売却に向けて事務を進めている。</u> なお、公有財産の売却、有効活用などは公有財産を有する局のマニフェストで行うものであり、売却、有効活用などにおける課題の解決を全庁的に一元化することにより当該局内において公有財産の財産管理意識の希薄化につながることを懸念していることから、組織化については行わない。	検討中	現在、売却に向けた事務や条件整備等（残存物の撤去・土地の境界確定等）を進めているところであり、売却に係る条件整備等が整次第、売却予定である。	199	平成23年2月21日
都市整備局	道路整備担当	215	意見	早期売却に向けた地元協議の推進について	当該用地の売却が困難となっている最大の理由は、通過交通を排除するため、前面道路に車止めが設置され、一般車両の進入が事実上不可能となったことにある。車止め設置の決定が行われた当時、その後の土地利用方法（売却等を含む）について十分な検討が行われたのか疑問である。当該用地については、財源確保の観点から、早期売却に向けて地元との十分な協議を積極的に進める必要がある。	<u>本件土地については、平成19年度に地元住民と車止めの移設に係る協議を行ったものの理解が得られなかった経緯がある。令和2年度に再度地元住民と協議を行ったがその状況は現状も変わらず、本市における利用ニーズを調査したものの、他部署での利用までには至らなかった。</u> <u>現在、未利用地の有効活用を図るため市民提案制度及び公募貸付制度の手続きを進めている。</u>	検討中	本件土地については、平成19年度に地元住民と車止めの移設に係る協議を行ったものの理解が得られなかった経緯がある。令和2年度に再度地元住民と協議を行ったがその状況は現状も変わらず、本市における利用ニーズを調査したものの、他部署での利用までには至らなかった。 今後は、市民提案制度や公募貸付制度等を利用し有効活用に向けた調整を進めていく。	200	平成23年2月21日